

島津家歴代制度卷之三拾

正徳  
享保

諸家役々

諸家中

御家中格式

御一門

家名方

一所持同格

寄合同並

(本文なし)  
無格

小番 附、御馬廻

新番

御小姓与

小十人組

郷土

与力

足輕

御一門以下御家中格式名目之次第

御一門

七十人賄料乘馬二疋、嫡子六十人賄料、  
乘馬二疋、二男迄御直元服、

一八七三(の1)

一御一門ト唱候事、家筋ニ付テ、御身近キ面々ヲ御一門

ト唱申間敷候、平日御取持モ相替、御礼日ニ御挨拶モ

有之御方ヲ御一門ト可申候、当分ハ兵庫殿・周防殿・  
(島津久年) (島津久壽)

(後、島津貴盛)  
小源太殿ニテ候、

正徳元年卯十月

(一八七三の2)

按スルニ、此時未御一門ノ家格屹ト相定候儀無之、

惣体一所持ノ列ト相見ヘ候、元文三年午五月、初テ  
(久)

兵庫殿・玄蕃殿兩家格別ノ家柄タルヲ以御一門ト被  
門、加治木(貴盛、垂恠)

相建、一所持ノ列ヲ離レ、別ニ一等ノ家格被相定候、

同年九月、<sup>(後、忠紀)</sup>壯之助殿越前家家跡相統被仰付、同列被

仰付候、同元祖周防守忠綱越前国守護代ニ將軍家直勤之家ニテ候処、左近將監忠長於播州朝日山戦死、

以後及断絶居、右通代々直勤家、格別之家柄ヲ以、御一門ノ上席被仰付、夫ヨリ兵庫殿・玄蕃殿ト家格

之順被仰付候、然トモ玄蕃殿儀ハ格別ノ御間柄ヲ以、其身一世家格無構御一門上席被仰付、当美作殿マテ

其通ニ候、且其後延享元年子五月、<sup>(後、忠胤)</sup>三次郎殿和泉家跡相統被仰付、同敷御一門ノ列ニテ、家格玄蕃殿次

ニ被仰付、当分此四家御一門ト唱、一所持ノ頭ニ被召置候、御殿御用向等以留主居被聞之候、其外格式

追々被 仰出、左条ニ記候、  
(一八七三の3)

<sup>(行間朱書)</sup>一御元祖ノ御二男周防守忠綱家中絶候故、右家壯之助殿  
へ相統被仰付、高一万石被下、居屋敷ハ御用屋敷ヲ被

下候旨被仰渡、  
元文二巳三月

(一八七三の4)

<sup>(行間朱書)</sup>一島津壯之助殿へ越前島津家相統被仰付候節、一所ノ地  
可被下旨被仰出置候ニ付、元文三年八月廿七日、帖佐

ノ内・薩州吉田ノ内被下候、  
一島津壯之助殿私領惣名重富ト被名付候旨被仰渡、  
元文四未三月十五日

(一八七三の5)

<sup>(行間朱書)</sup>一三次郎殿 和泉家名跡  
給州様御三男被立、島津ノ御称号拝領、磯附御高一万  
<sup>⑦六千</sup>石拝領被成筈ニ被仰渡候、

延享元子五月廿六日  
(一八七三の6)

<sup>(行間朱書)</sup>一島津三次郎殿へ一所ノ地、頼娃・指宿ノ内被下所ノ名、  
今和泉ト可唱旨、於磯 御直被 仰出候、

延享元子十二月三日  
(一八七三の7)

<sup>(行間朱書)</sup>一御先祖ノ御二男周防守忠綱家中絶候故、壯之助殿へ相  
統被仰付、高一万石被下、居屋敷ハ御用屋敷ヲ被下候、

一家格連名ハ島津善次郎殿上ニ被仰付候、

同年五月

一 当分ノ座席、玄蕃殿・壮之助殿・善次郎殿ト被仰付候、

一 紋所十文字被用管候、

一 名字島津ト被致管候、今程ハ先此内ノ通ノ管候、

右之通被仰付候間、御役人限承知仕候様可致通達候、

以上、

元文二年巳三月<sup>⑤二十六日</sup>

(島津久貴)  
主殿

一八七四

一 御一門登 城ノ節、御門涯ニテ下乗被致管候処、仕来

ニテ橋涯ニテ下乗有之候ヘトモ、向後御門涯ニテ下乗

可被致候、北御門同前ノ管候ヘトモ、下乗ノ場所都合

モ不宜候故、御門涯ノ筋ニテ下乗可有之旨被 仰出候

段、安永二年巳五月被 仰渡候、

一八七五

一 御一門先供ニテ行烈ノ節、向後刀番兩人被召列、尤、

麻上下為致着用候様被 仰出候、

一八七六

一 御一門方、何ソニ付不屹立節ハ、御近習末之口ヨリ参

上有之候ヘトモ、向後中之口ヨリ参上被仰付候、其節

ハ家来先達テ只今登 城之段御目付ヘ申達、御目付ヨ

リ表坊主ヘ申達、御目付・表坊主一人ツ、中之口ヘ出

迎、鳴子之間マテ相付、刀ハ表坊主持之、鳴子之間ニ

テ表御小姓ヘ相渡、尤、夜入候節ハ手燭相灯致案内、

御暇ノ節ハ右同断、

一 御一門方登 城ノ節、數舞台入口杉戸辺マテ刀被帶、

夫ヨリ表坊主相受取、御家老座ヘ被罷通候ハ、御座マ

テ持之、御近習ヘ被罷通候ハ、鳴子之間ニテ表御小姓

ヘ相渡管候、刀番モ兩人ツ、被為列候様、先達テ被仰

付候ヘトモ、右通坊主ヨリ刀取候ハ、刀番仕向ハ無之

候間、兩人召列ノ内一人ハ御城内致先立、一人ヲ脇ニ

相附参リ、高欄上板敷ニ刀不持候テモ可<sup>⑥</sup>扣置候、島渡

用事有之節ノ為ニ候、刀持居候テハ内ヘ通シ候儀不成

様、却テ相見ヘ候トノ御沙汰ニテ候、

一 御一門方ヘ殿中其外ニテ諸人参合候ハ、差扣又ハ懸

敷ニ致平伏候様可有之候、

一 於御寺方モ右ニケ条ノ趣可準候、

一 御本門前、御一門方先供立候テモ不苦、鐘ハ伏セ候様

被仰付候旨被仰渡候、

同年巳正月廿日

一八七七

一 御一門方、何ソニ付中之ロヨリ参上ノ節、御目付一人

出迎候様申渡置候ヘトモ、兩人出向、鳴子之間マテ前

後ニ可相付候、ハツ以後御兩人引続登 城ニテ差支候

ハ、一人可相付旨、同年五月廿五日被仰渡候、

一 退出ノ節モ登 城ノ節之通、中之ロヨリ御門番一人先

払被仰付候、右ニ付テハ退出之砌、御近習役ヨリ御目

付ヘ為知有之管候旨、御目付・御門番ヘ可申通候、左

候ハ、都テ手当相濟候首尾承届、其段御近習役ヘ御目

付ヨリ可申出候、

一 登 城之節、鳴子之間ヨリ表御小姓兩人相付候様被仰

付候、退出之節モ同断、

但、夜入候ハ、手燭可相灯候、

一 登 城又ハ退出之節、手燭相灯候様、先達テ申渡置候、

大手燭ノ儀ハ先立ノ御目付ヨリ可相灯候、

右ケ条外ノ儀ハ都テ先達テ相達置候通候旨、(以下次)

同年巳五月

一八七八

一 御一門方登 城之節、刀番一人高欄ニ自分刀持上候儀

御免被仰付旨被仰渡、

同年巳六月二日

一八七九(の1)

一 御一門方於御座之間 御目見之節、以来脇指被帯候様

被仰渡候旨、安永十年丑四月從江戸申来、

(一八七九の2)

一 御一門方登 城ノ節ハ刀被持通候ヘトモ、以来ハ刀番

持之、虎之間御縁類上リ行詰御杉戸前へ可罷在候、尤、嫡子・隠居モ同断可有之候、

但、御内証ヨリ被罷登候節ハ有来通、

一御一門方刀番、当分被究置候場所ニハ差支候間、高欄上り候テ右之方ニ可差置候、

一御一門方登 城ノ節、跡先御目付付来候ヘトモ、不及其儀、先立一人ニ可致旨、(以下欠)

巳十一月廿三日

一八八〇

一御一門方刀番、主人退出前ハ混乱ノ事候間、刀帶候テ

主人ノ刀持可罷立候、⑨在尤、御一門方刀番、向後ハ登

城少先高欄口ヨリ罷上リ、横目へ断罷在候様、被仰付

候条、此旨可承向々可申渡候、(脱カ)

午二月五日

一八八一

一御一門方刀番ハ別段ニ差越可被申、尤、股立取ニ不及、

罷通候節、何某殿家来ト御杉戸脇へ相詰候横目へ相断可罷通候旨、(以下欠)

巳十一月

一八八一

一御一門方登 城之節、手鍬・乗馬・合羽籠等ハ下馬所へ残置、長柄ノ儀ハ天氣次第 御城内へ被為持候様可有之旨被仰渡、

天明七年未七月

一八八三

一御一門家ノ座席、其節々御間柄ヲ以被相定事候、然ト

モ座順時々相替候テハ家格ノ詮無之候条、以来座配可

応家格ノ順候、(吉貴男貴儀)備前殿身分ニ付テハ格別ニ候間、一世

可為上席、其外前文之通可被仰付旨、被 仰出候段被

仰渡、

安永二年巳十二月廿五日

一八八四

一 御免駕当日、御一門虎之間前御庭へ被罷出候節、股立被取来候へトモ、向後不及其儀候、且又平日 御途中へ被參上候節ハ、御乗物戸明候様被仰出候、

安永二巳五月

一八八五

一 御一門方登 城ノ節、刀番一人高欄上ニ自分刀持上候儀、御免被仰付候旨被仰渡、

安永二巳六月二日

(一八七八号文書に同じ)

一八八六

一 大藏殿ヨリ被仰聞候ハ、  
(島津久純) 総州様ヨリ島津権左衛門へ  
(吉良) (久道)

御嘶被<sup>⑨</sup>遊 御意候ハ、玄蕃殿・壮之助殿・兵庫殿右三人、

御用ニ付表向ニハ前々ヨリ之通、殿文字ヲ付可申事ニ

候、左モ無之節ハ様付ニ可申付事ニ候、此段ハ先年

御前ニテ兵庫殿・玄蕃殿申候節モ様付候様ニト御意

為有御座事候、然トモ御役ヲモ勉候面々ハ其心得ニテ

可罷在候へトモ、御役ヲモ不勉、尤、末々ノ者トモハ

御用ニ付殿付候へハ平生参会ニモ殿付候事ト覚、其通

ニテ噂ヲモ仕候儀不相応ニ候、仮令ハ、公義一位様へ

御文被上候節モ 右衛門督様 刑部卿様ト御書上被成

事ニ候、且又進物目録認候儀、進上ノ字無、御主人

様へ<sup>⑩</sup>差上候目録為書所ハ不書記様覚候者モ可有之候、

慇懃ノ方ニハ目録ニ進上ト可相認事候、此御方様へ伊

東修理亮様ヨリ御進物目録ノ節ハ進上ノ字被為付候へ

ハ、傍輩トテモ為致屹、御役人者輕キ格之面々ハ進上

ノ字可付事ニ候、

右ノ段ハ屹此節被仰渡儀ニテハ無之候へトモ、権左衛

門殿 御咄被遊 御意候間、承知仕、御用人中へモ申

談、右心得ニテ罷在候様、寄々可申聞旨被仰渡、

元文三年午十二月廿八日

家名方

万石以上六十人賄料、万石以下五十人賄料、乗馬  
二疋、部屋洒ハ三十人賄料、乗馬一疋、

一八八七(の1)

一家筋ニ付テ、独礼ノ面々ヲ大身分ト唱可申候、当分ハ  
内匠・左衛門・又次郎・筑後、上下略、正徳元年  
卯十月仰渡、

(一八八七の2)

按スルニ、以前大身分ト唱候、正徳元年卯十月、初  
テ一所持ノ内ヨリ四人被召技、大身分ノ名目被相定  
候ヘトモ屹ト家格為相定儀ハ無之、元文三年午五月、  
左衛門・周防・筑後三家ヲ大身分ト被召建、家格御  
一門ノ次ニ被相定候、同年九月圖書家同格被 仰付、  
右四家大身分ト唱来候処、天明年間、一所持ヨリ寄  
合並マテノ惣名ヲ大身分ト唱被相改、前条四家ハ銘々  
家名ヲ以相唱候様被仰付候、尤、格式ノ儀ハ是マテ  
ノ通相心得候様被仰渡候、

一八八八

一御用向留主居ヲ以被聞之候、  
一大身分登 城ノ節、表坊主相付候儀、大目附格以上ノ

仕向ノ通被仰付候、

安永二巳六月廿九日

一八八九

一寄合以上ノ惣名 大身分

但、家格夫々相分候節ハ是迄之通、尤、是迄一所持  
ノ内大身分ト申来候分ハ夫々家名ヲ以相唱可申候旨  
被仰渡、外略ス、  
右之通被相改旨、  
天明六年七月廿五日

(官ノ原通直) 主膳

一八九〇

落穂集

一島津(久竹、日置)左衛門殿(隠居号)一義 御事、  
大玄院様御代ニハ横目頭  
ニテ御勉候処ニ、  
淨国院様御家督御初入部、宝永二  
酉九月末比ニテモ候哉、御役被差免、大身分ニ被仰付、  
御格能御成被成候、

一八九一

肝要帳

一 小源太殿(實傳)一所持、周防殿(久壽)ハ一所持格ニテ候、此段承候

様ニト被 仰出候、

正徳二辰十月三日

取次  
黒葛原源左衛門

一 所持同格

一八九二

一 古代一所衆ト有之、顯娃・肝付・東郷・入来院・種子

島・祢寝・佐多・北郷家等ノ如キ御支族、他家ニ不依

古来一所ノ地ヲ領候面々、是ヲ一所衆ト唱候、 総州

様御代正徳二年、右様家々、当時一所無之モ都テ家格

一所持ト被定置、年頭・八朔、御対面所着座ニテ御祝

儀被仰付候、古代右様ノ衆一所へ罷上候節ハ、年頭・

八朔、使者ヲ以、御太刀・馬代進上ニテ御礼被申上候

古例ヲ以、寛政之初マテハ家々使者ヲ以、於台子之間

奏者番へ謁、御礼被申上候処、 中将様思召ヲ以、当

時一所持皆定府ニテ使者差上候儀不相當ニ付、銘々持

参太刀ニテ御礼被仰付候、当分ハ一所持トハ家格ニ相

成、近年新家ニテ被召立候一所無之人モ家格一所持ト

被仰付候衆モ段々有之候、御対面所ハ表向ノ御客座ニ

テ、公義大広間同前ノ振合ニテ、右へ着座ノ面々ハ古

来有功ノ諸家、屹ト御取扱被仰付候面々ト相見得候、

人数連名ノ場ニ有之、

一 寄合同並

一八九三

一 以前組頭格ト申候、 総州様御代正徳二年、初テ寄合

ノ格式被召建候、旧記並覚兼日記ナト相見へ候、其比

御談合事ナト御寄合有之候面々ヲ申候哉、 忠治公御

代、御寄合衆座体ト申儀有之、且又 公義へモ右之名

目有之、御旗本ノ内三千石以上ノ面々ヲ寄合ト申、布



衣以上ノ御役相勤候人ハ其身一世寄合被入置候由、旁以寄合ノ家格被召建候哉、故ニ当番頭以上ハ其身一代寄合ニテ御家老与被召入置、大目附以上相勤候人ハ代々寄合ノ家格被仰付、年頭・八朔、於御書院御礼被仰付候、

一所持ノ内大身分ト申来候分ハ夫々家名ヲ以相唱可申候、末略、  
右之通被相改候、  
午七月  
(右之原通直)  
主膳

(一八八九号文書に同じ)

一八九四

忠治公御代御寄合座体

与帳前書之内

一八九六

一御屋形様 新納殿 佐多 蒲生 吉田 老中 相州

一与中ニ向後与頭列以上ノ新家主立候者、御家老直

豊州 無相台 北郷 樺山 若州 川上 北原

触被仰付事候間、被得差図、当与相除、御家老与ニ入

一御屋形様 入来院 秋月 老中 東郷 樺山 祁答院

候様可被問合候事、

珠全

但、当時ノ与頭衆モ御役被差免候已後何レモ御家老

以上、

直触ニ罷成筈候、其身計与頭以上ノ御役被仰付候人、

一八九五

隠居以後家督ノ家内ニ可被召入候条、御格式不混乱

天明六年七月

候様可有沙汰事、

一寄合以上ノ惣名 大身分

一与頭直触ノ御格式、此節被相定候間、御格式相当<sup>①</sup>人

但、家格夫々ニ相分ケ候節ハ是迄之通、尤、是マテ

又ハ直触ノ小組立帰候儀トモ無油断承届、時々被得差

図、帳面可有首尾事、

一与頭中 御城ニテ寄合、此節被相定候間、与中何<sup>⑧</sup>ノ用事不滞様、時々致寄合可有沙汰事、

已上、

一八九七

享保三戊

一御法事ノ節、御番頭寄合日無用可致旨被仰渡、

享保三年戊十一月廿日

一八九八

一寄合並ノ面々、御礼事等ノ 御目見罷出候節ハ、御用人・町奉行・御近習役・寄合並ト罷出、御礼可申上候、尤、嫡子計ハ親同前ニ 御目見可罷出候、二男以下ハ年頭・諸節句又ハ屹立候御祝儀事ニハ、一所持・一所持格・寄合ノ二男・三男、同席次第不同罷出、御祝儀可申上候、不限 御城内、於何方モ右次第可相心得旨被仰渡、

元文元年辰十二月廿日

(島津久資) 主殿

一八九九

一組頭・番頭以上ノ御役々被仰付候節ハ、子孫マテモ寄合ノ格ニ相成候、以前ニハ右通為定儀モ無之候ヘトモ、近年右之通ニテモ、<sup>⑨</sup>向後ハ寄合以上ノ格ニテ無之、寄合並小番相勤候家筋之内、与頭・番頭以上ノ御役被仰付候節、其身ハ御役ノ格式ニ仕、子孫ハ本ノ格式ニテ、親与頭以上ノ御役相勤候内モ本之通ノ勉格式ニテ可有之候、大御目附以上ノ御役被仰付候節ハ家筋マテモ寄合ノ格ニ可被仰付旨被仰渡、

正徳三年己三月十五日

一九〇〇

落穂集

一寄合ニ新家為被仰付儀ハ、前々ノ高橋<sup>(種周)</sup>七郎右衛門殿數年ノ御用人ニテ、<sup>(吉慶)</sup>淨国院様御初入部ノ比、御用人ノ<sup>(光允)</sup>卷頭ニテ有之候、然ルニ此家ハ寛陽院様御子様ノ内、

千石宛御給、御家立候御衆三家被成御座(久明)大藏殿・求馬(久記)

殿・頼母殿、末々(久厚)へ御子様御一人右七郎右衛門殿養子

ニ被仰付、御高七百石被付下、左門殿(久敏)ト申上候テ、独

礼ニハ御出候へトモ、御用人ノ養子故、平侍ノ家格ト

見得申候処、宝永二酉年九月ノ比、七郎右衛門殿五番

組頭ニ被仰付、家格寄合ニ被仰付候、然ルニ其比ヨリ

左門殿何ト思召候哉、養違(子脱カ)変ノ思召立故、御舎兄様方

ヨリ段々御異見有之候へトモ曾テ御承引ナク、御願出

達 貴聞、願之通御免被仰付、御懷方ノ名字ニ被仰付、

税所左門殿ト被称、喜入家へ御預ニテ御在所鹿籠へ蟄

居被仰付置候、

一九〇一

新家手簡(安カ)

一 寄合衆ト申事ハ、ムカシハ大身ノ衆ハ一備々々自分備

勿論ニ候、小身ノ衆ハ御番衆与ト申候テ是又一備々々

ニワカタレ候、大身ト申ニモナク、御番ニモ入ラレカ

タキ衆中ヲ組合セラレ、年寄衆ノ下ニ附ラレ候テ備ヲ

ワカタレ候、其衆ヲ寄合衆ト申タルニ候、其証ハ、大

坂陣ノ時ノ御備定ヲ御覧合セラルヘク候(此比マテハ年寄中ニ大身ナルハ)

ク候、是レニヨリテ、(家綱) 殿有院様御代マテハ寄合衆

ト申スモ限リアル事ニテ、皆々年寄衆支配ニ候キ、其

中交替衆ト申ハ殊ニ限り有事ニ候キ、(綱吉) 常憲院様御代

ニ、御役不相応、御番不相応ナト、申事ニテ、サスガ

節朔ノ仕ヲト、メラレ候程ノ重罪モナク候衆、一タヒ

御役ヲモ御近習ノ御番ヲモ勤候ヲ、皆々寄合ノ中ヘヲ

シ入ラレ候故ニ、日々月々ニ其数ヲマシ、今ハ千人ニ

及ヒ候事ニテ、ツイニ若年寄衆ノ支配ニナリ候トテ、

三年前ニ九十八カリニテ死セラレ候遺老、昔老中ヨリ

支配ノ事ニ付テ給リ候手紙トモ見セ語ラレ候キ、如此

ノ事ニナリ来リ候へハ、玄猪・嘉定ニテ寄合ノ面々ノ

中御座近ク参入ノ成カタキ大半有之候、其上其比ハ少

モハヤク礼畢リ御座ヲタ、レ候ヤウニ役人中取ハカラ

ヒメサレ候事ニテ、人ノ数スクナキホトヲヨシトメサ

レ候故ニ、寄合ノ面々、嘉定・玄猪ニ出候ハヌヤウニ

ナク成リ来リ候、(文明カ、文昭院家宣) 文曆ノ御時ニ至リ、初政ニ被 御目

見遠慮ナト申ス人々ヨリ始候テ、御預ケ・遠島ナト申  
スニ至ル迄、凡三千余人、一時ニ御免シ候事ハ定テ其  
元ニテモ御覺可被成候、サテ何事モ祖宗ノ旧法ノコト  
クトノ御事ニ付テ、コ、ニヲヒテ寄合ノ面々又玄猪ニ  
モ嘉定ニモ出仕候、当代ニ至リ候テ又毎事 文曆<sup>(マカ)</sup>ノ御  
沙汰改ラレ候ニ付テ、 祖宗ノ旧法ヲ併テ改ラレ候モ

候テ、玄猪ニ寄合出仕無用トノ事ニテ、是ヨリ又相止  
ミ申候、ソノ翌年カニ又寄合三人ツ、出候ヘシ、但シ  
其人ヲハ上ヨリ差定アルヘク候由ニテ、今モ三人ツ、  
先期ニ若年寄中ヨリ差紙ト申モノニテ御申付候ト承候、

中略、 寄合ノ事御尋ニ付、思ヒ出サレ候、某此事  
ニ付テ大キニ難儀シ事有之候、詮ナキ事ナカラ、事ノ  
次手ニ御慰ノ為申ツ、ケ候、其事ハ先年朝鮮ノ賀聘使  
対州ニテ某事ニ及ヒシ事ニテ、イカナルモノソト尋候  
ニ、訳人、寄合衆ト申スモノニ候ト答候時ニ、其寄合  
トハイカナナル義ソト尋候ニ、答候処、分明ナラス候テ、  
扱当地ヘ来候時、某始テ見舞候ヘハ、訳人シテ初二此  
事ヲ問ヒ候、某申答候事ヲ通訳シ候ヘトモ、トカクワ

カレカネ候テ、対州家老平田隼人モ氣ノトクニ存候体  
故ニ、其正使ニ向ヒ、地ニ画シテ、凡兵少不足成軍者  
各合其衆於一麾下、以成一軍、俗呼云寄合衆ト申候ヘ  
ハ、正使モ地ニ画シテ、義始明白ト申候テ笑ヒ候、  
末略ス、

小番 騎馬拾人賄料

一九〇二

一 小番之儀、国分 御屋形御代、小番帳・大番帳有之候  
⑧ハヘトモ、其時分ヨリ初候カ、夫ヨリ以前小番・大番ノ  
名不見当候、

一 此間御馬廻ト書記候ハ小番ト書可申候、此跡御馬廻ト  
書記有之候所モ小番ト相直可申候、小番相勤候者ニモ  
江戸ヘハ御馬廻ニテ不参者モ有之候間、御元元ニテハ  
右之通書調可申候、

享保三戊四月十一日仰渡<sup>(伊集院久矩)</sup> 蔵人

一九〇三

一 小番家ノ部屋栖、小番ノ御暇小役人勤致居候者、御暇  
 差上、継目家督相濟、一往家格ノ致勤方、其後又々御  
 暇申出、外小役人勤致候儀ハ左モ可有之候ヘトモ、本  
 ノ役儀ニ被仰付候儀、自由ケ間敷候間、以来右体ノ願  
 申出候テモ容易ニハ被仰付間敷候間、此旨御役々へ可  
 申聞旨被仰渡、

天明四辰九月

一九〇四

一 小番ノ儀、若年寄支配、  
 一 一代小番・部屋栖一代小番、右同断、  
 一 新番ノ儀、大番頭支配、  
 一 一代新番・部屋栖一代新番ノ儀、右同断、  
 右之通以来被相定旨被仰渡、

天明六年十一月三日

(宮之原通直)  
主膳

一九〇五

一 当国騎馬数ノ儀御尋候ハ、士ハ過分御座候ヘトモ騎  
 馬ハ相応程無御座候、城下ノ外諸郷ヘモ士トモ召置、  
 其物ニモ騎馬ノ者モ御座候、  
 一 騎馬高ノ儀御尋候ハ、三百石ヨリ騎<sup>①</sup>馬ニテ御座候、  
 乍然右已下ニモ騎馬相勤者モ御座候由可申上候、

寛政元上使御答書

一九〇六

写

口達之覚

一 小番之儀、騎馬役ニテ馬上ノ勤兼テ不心掛候テ不叶事  
 候ニ付、先達テ無役ノ人ヘ馬稽古ノ儀、若年寄衆ヨリ  
 御沙汰ノ趣有之、申渡人別書付ヲ以申出候、就中、御  
 役人中専其心得可有之事候間、右之趣申聞置候様、致  
 承知候間、此段申達候、以上、

取次

天明八申三月十七日

伊地知嘉右衛門

一九〇七

一月次御礼罷出候御役人ノ内、十人御賦ノ場ノ御役被仰付候へ者、江戸詰不仕候へトモ一代小番被入候間、新番人帳可相除候、勿論其身ニモ一代小番ニ被入候段、可申聞置候、

一御馬廻被仰付候無役ノ人ハ、江戸詰相仕廻罷下、御番入ノ願申出候節、一代小番ニ可被入候、末略ス、

享保二年(西カ)子

一九〇八

落穂集

一今ノ御馬廻ハ本ハ乗馬衆ト申、又ハ平騎馬トモ申候モ、①

御家督ノ年、於江戸御馬廻ト被改、新御番ノ儀ハ、

(光久)寛陽院様御代、騎馬計ニテハ御不勝手ノ筋ニ候哉、又

ハ騎馬ニハ難被仰付、御徒衆ニテモ難被遣故ニモ候哉、

小荷駄衆ト申候テ六人賦ニテ被遣、於江戸ハ御借馬ニ

テ中間二人・杏籠持被添、外ニ合羽籠持被下、御使者

勉有之候ヲ新御番ト被改候、其時分ハ新御番ハ御取次

①

二不被勉、御取次ハ御着脇御馬廻ノ内ヨリ物馴候人名指ヲ以被仰付候、十人ニテモ候哉、其上ニテ候哉、人数ハ覺不申候、

一御家督脇ハ(綱貫)太玄院様御代之通、御馬廻五十人・新御

番十人、都テ騎馬六十騎ニテ候、其後御儉約ニテ被相

減、御馬廻人数致減少、新御番相重ミ、都合五十騎罷

成、又相減、御目付ヲ加へ四十騎ニ相成、新御番弥相

重ミ、廿五六人罷成候、

一昔ハ父子騎馬、曾テ不成御格ニテ候、予先祖伊集院筑

前ト為申者、納殿役人相勉、十三人賦ニテ候処、筑前

粹伊集院左京御小姓ヨリ御南戸奉行被仰付、十三人賦

被下候節、親筑前事ハ隱居奉公ノ役候へト有之、十三

人賦ヲ被相減六人賦ニ被仰付候由申伝候、左京事ハ御

小姓ニテ六人賦被下置候、其外櫻田御屋敷へ 公方様

家光公 相国様秀忠公両日御出ノ時分、御舞台ニ要脚

積被仰付相勉候モ未御小姓ノ内ニテモ、①是ハ為差立勉

ニテ、垂水・日置御両家ヲ初 公方様へ被成 御目見、

献上・拜領①、被成候、一所衆不殘御務ニ候、右通父

子騎馬者被成事候処ニ、(不カ) 淨国院様御家督以後、二度

目 御参勉ノ年ニテモ有之候哉、御側御用人菱刈新五

兵衛殿子息同姓権兵衛殿新御番ニテ被詰居、御馬廻ニ

被仰付、父子馬立ニテ候、其時分子モ詰居、親子騎馬

被成事候処ニ、能仕合ノ由、専沙汰有之候ヲ覚居候、

其後ヨリ御用人ノ子ハ大方御馬廻被相勉事ニ罷成候、

一昔之御馬廻ハ夫銀ト申候テ於江戸被下候由、肝付五郎

兵衛殿騎馬ニテ江戸詰ノ節、夫銀三百目近ク為申受由、

直ニ咄承置候、イカサマ①標高一石ニ付銀一匁位ニテモ有

之候哉、五郎兵衛殿持高ハ二百八拾石余ニテ有之候、

一御馬廻被下方段々被相減候節、道中馬賦被相引候、然

ハ、御馬廻ハ道中ハ步行ニテ罷通筋ニ罷成候、新御番

ニハカラ尻代相渡、御步行モ役掛ニハカラ尻被下事候

間、御馬廻乘馬賦被相引候ヘハ、カラ尻代被下等之理

ニ候、

一九〇九

伊地知助右衛門シラヘノ内

一 小番ノ儀、(義久) 龍伯様国分へ被成御座候時分ヨリ御番人

小番・大番ト二段ニ被分置、小番ハ一所衆又ハ御家老

職相勉候人ノ嫡子、其外家ノ衆ヨリ被相勉、右面々ハ

都テ小番ノ列ニテ候、(光久) 寛陽院様御代マテハ其通ニテ、

何レモ為差立衆ヨリ被相定候、当分ノ小番トハ格別相

替候、只今ノ小番格式ハ、(吉豊) 淨国院様御代(宝永) 寛永年間ヨリ

当分ノ小番士ト相成候、

新番

一九一〇(の1)

一 御番頭へ

新御番

右、御台子之間ニ御番相勉候ヘトモ、向後大番所へ此

内御台子之間へ相勉候節之通相詰、小番差支候節ハ小

番ニモ可相勉候、

右之通被仰渡、

元文二年巳七月六日

(樺山久初)  
主計

右ニ付、主計殿ヨリ、小番人差支候節ハ昼番・夜番ニ  
不限小番所へ差寄可相勉、平日ハ右仰渡ノ通、大番所  
へ四ツハツノ間相勉候様可被申渡旨、口達ニテ被仰渡、

(一九一〇の2)

朱書

一新番ノ儀ハ、此節ヨリ大番所へ相勉候様被仰付候、支  
度ノ儀ハ此内之通、上下着用ニテ可相勉候、右通大番  
所へ相勉儀ニハ候へトモ、大番人差支候節トテモ大番  
人ノ方へ差寄相勉儀ニテハ無之旨被仰渡、

一九一一

享保十三年申

一新御番三代相勉候者ハ代々新御番可被仰付、御格被相  
定、

申二月十五日

一九一二

落穂集

一新御番之儀ハ、(光久)寛陽院様御代ニ騎馬計ニテハ御不勝

手ノ筋ニ候哉、又ハ騎馬ニハ難被仰付、御徒衆ニテモ  
難被遣衆ニモ候哉、小荷駄衆ト申候テ六人賦ニテ被遣、  
於江戸ハ御借馬ニテ中間二人・沓籠持被添、外ニ合羽  
籠持被下、御使者勉有之候ヲ新御番ト被改候、其時分  
ハ新御番ハ御取次ハ不被勉候、御取次ハ御着脇御馬廻  
ノ内ヨリ物習候人、名指ヲ以被仰付候、十人ニテモ候  
哉、其上ニテモ候哉、人数ハ覚不申候、

御小姓与

大番 三人賄料

一九一三(の1)

一御小姓与・小十人・郷土マテ皆大番格也、番ハ御殿へ  
直宿交代ノ名ニテ候、昔 禁裏警衛ノ士諸国ヨリ交代



ヲ以被仰付人数、是ヲ内裏大番ト唱候、建武二年内裏大番ノ交名記ニ、

(一九一三の2)

一内裏大番、従来三月朔日可致勤仕、薩摩国地頭・御家人交名事、次第不同、但、当分鑑・甲・直垂、テウツカケアルヘシ、以上、

大隅次郎三郎 式部孫五郎

周防藏人三郎 渋谷小次郎

矢神左衛門次郎 知覧四郎

指宿郡司人道 朝倉孫三郎

渋谷彦三郎入道 光留又五郎

建武二年二月晦日

(一九一三の3)

右之通相見ヘ候ヘハ、内裏警衛之事諸国武家ヘ被仰付、交代ニテ致勤番候ト相見ヘ候ヘハ、右之古規ヲ被為模、於国分 御屋形警衛被仰付候人々ヲ大番衆ト申候哉ト相考候、其以前於 御当家大番ノ名目不見当候、小番モ右之意ニテ、内衛・外衛ノ差別有之、大番ハ外

衛ニテ内衛ノ人々ヲ小番ト相唱候哉、新番ハ正徳年間被召建、其時分<sup>(考)</sup>考行ノ間ヘ御番相勤候由、当時大番所ヘ昼之内マテ相勤候、

一九一四

一士之儀、御当地士鹿兒島士ト相唱、書付等ニモ相見得候ヘトモ、向後御城下士ト相唱可申旨被仰渡、

寛保二戊七月

一九一五

<sup>(一九一六号行間朱書)</sup>  
一是迄御城下士ト相唱来候ヘトモ、以来ハ大番ト相唱、

書付等ニモ相認候様被仰付候条、可承面々ヘ可申渡候、

天明四辰六月<sup>②</sup>二十七日

(島津久徳) 仲

一九一六

一御城下士ノ儀、以来大番ト唱、書付等致候様被仰付候段、先達テ申渡置候趣有之候、右ニ付テ、御城下士ト唱、書付等致候儀ニ限、右通被仰付儀ニ候間、惣名何

ソニ付諸士又ハ小番・新番・大番ノ唱、書付等相認候  
儀ハ是迄之通可相心得候旨被仰渡、

天明四辰九月

一九一七

一大番格式之儀ハ、依勤場所、日勤ニモ上下着用可被仰  
付候、一統右之格式ニ相心得、自分ニ相用候儀ハ勝手  
次第、且鐘之儀モ可為同断旨、被 仰渡、<sup>⑨出</sup>

右之通被 仰出候、依之、上下・手鐘トモニ勤場ニ相  
用候儀ハ可依其場候間、時々可令差図候、尤、自分ニ  
相用候トテモ、手鐘等為持候節ハ夫ニ準、家来ヲ初、  
供人不召列候テハ不釣合ニ有之、就中、御閑所<sup>⑨伺</sup>等ニ  
テハ委敷御吟味モ有之事候間、其段ハ兼テ相心得可罷  
在旨、於江戸申渡有之候段、申来候旨被仰渡、

天明五巳五月二日

(島津久起)  
近江

一九一八

文化四卯年改

一六与御小姓与

人体一万千七百拾六人

家部三千二百四十三

一九一九

天明七未

一御小姓与ノ二男以下別立候者、是マテ御小姓与ニ被入  
来候ヘトモ、向後高五十石以下分地ノ者ハ小十人ニ可  
被召入候、其余ハ有来通可有之旨被仰出候条、此旨可  
致通達候、

天明七年未七月

(市田教國)  
勘解由

小十人組 三人賄、大番格御取建後組入ノ者無之、

一九二〇

一 小十人<sup>⑨之</sup>組、新規ニ被相立候、依之、諸事左之通、  
一 持高四拾石余ヲ限、五拾石ハ不被差免候、

一家格御小姓与ノ次、与力之上、

一 無役ニテ江戸詰ノ節ハ御小姓与ノ場ニ可被差越候、

一 勤向、書役・小役人ニ可被仰付候、

一 初テ 御目見等ノ節、御書院囲内一疊目可差出候、

一 小十人頭新規ニ被召立、右支配可被仰付候、

一 小十人組頭モ被相立候条、小十人頭ニ相付可相勤候、

一 尤、仕向、御小姓与組頭之通可有之候、

一 小十人頭並小十人御番所、別段可被相立候、

一 右之通被仰付候条、此旨可致通達候、

天明七未七月十二日

(市田教國)  
勘解由

一九二二

一 御小姓与之二男以下別立候者、是迄御小姓与ニ被入来

候ヘトモ、向後高五十石以下分地ノ者ハ小十人ニ可被

召入候、其余ハ有来通可有之旨被 仰出候条、此旨可

致通達候、

天明七未七月十二日

勘解由

(一九一九号文書に同じ)

一九二二

一 小十人ヨリ養子ニ遣候儀、小番・新番・御小姓与共ニ

不苦候、其身代卑賤ヨリ被召出候体ノ者、子共養子ニ

遣候儀ハ、是迄卑賤ノ者ヨリ御小姓与ニ被召出候通可

相心得候、其外是迄之通、尤、郷土ヨリ小十人へ養子

ニ罷成候儀、是迄御小姓与家之養子ニ罷成候通、父方

從弟ノ続又ハ所高五十石以上持出候者ハ、御吟味次第御

免可被仰付候、此旨<sup>⑨向々ハ</sup>可申渡候、

天明七未七月十二日

勘解由

一九二二

一 小十人頭

一 御役格、直触ニテ御右筆頭次

一 十人ノ御賄料

一 右之通新規ニ御役被相立候旨被 仰出候条、此旨可承

御役々へ可致通達候、

天明七年未七月<sup>⑩十二日</sup>

勘解由

郷士 三人賄料、大番格

一九二四(の1)

一 郷士之事、以前外城衆中ト相唱候、安永九子七月廿七日郷士ト被相改、天明六年七月廿五日大番ト被相替、尤、身分ハヲノツカラ郷士ニテ、家格ノ唱大番ニテ候段被仰渡候、

一 郷士ノ儀、大番、

身分ノ儀ハヲノツカラ郷士ニテ、家格ノ唱大番ニテ候旨、去年申渡有之、諸書付等モ何方大番ト相認候ヘトモ、大番ハ家格ノ唱迄ニテ、身分ハヤハリ郷士ニテ候間、以来片書等モ何方郷士ト相認候筋可相心得候、向々へ不洩様可申渡旨被仰渡、

天明七年未正月①廿八日 (島津久健) 仲

(一九二四の2)

一 按スルニ、衆中ノ儀、前代士之通称ト相見ヘ候、御領国 龍伯公①旗御代九州御一統、其後大閣ヨリ三ヶ年①国御頂キノ節、九州ノ士人御城下ヘハ難充、諸外城ヘ被召

置候付、国分衆・加治木衆・飯野衆・栗野衆・鹿兒島衆・伊集院衆ナト郷々ノ唱分有之、イツレモ御家中ノ通称ニテ、御城下士・郷士差別ト無之旨相見ヘ候、慶長七年鹿兒島ヘ御城被召建、鹿兒島御城下ニ相定候得共、士名目ハ衆中ト申候哉、元禄年間マテハ諸書付ニモ鹿兒島衆中ト認候段々相見ヘ候、其後御鹿兒島士ト唱、外城衆中ト格式モ漸々相替候、宝永・享保・元文之間ハ鹿兒島士ノ名目ト相見ヘ候、寛保二年ヨリ御城下士ト被相改候、

一九二五(の1)

一 附郷士ノ儀、格式何カ同然ニテ、夫々ノ人ヘ被召附、家来同前ノ振合ニ候、然トモ郷士格式ハ何ソ相替儀無之候、新納武藏殿加世田ヨリ大口ヘ被召移候節、酒瀬川奉膳兵衛・白坂七左衛門兩人共加世田郷士ニテ、武藏殿ヘ附衆中被仰付候ト申伝候、然ハ其人ヘ被召附マテニテ、郷士身分ハ不相替候、享保五年子五月左之通被仰渡候、

一御用人以上ノ御役新規ニ被召建候家筋ハ家来等モ無之

筈候条、附衆中一兩人マテハ依願ノ訳御免可被遊候、

新規ノ家ニモ分地ニテ別立、其家元ヨリ家来モ差分候

者御免被成間敷候、願出候者有之節ハ其心得ニテ吟味

ノ上可奉伺旨 御意候、

右之通被 仰出候旨、通達有之、

享保五子五月

(一九二五の2)

一附衆中ヲ新規ニ取立度願出候テモ御免被成間敷候、名

跡計高帳相残有之候ハ、御免被仰付旨被仰渡、

正徳三年辰五月

一九二六

一阿多衆中黒葛原長兵衛四男勘右衛門・五男七右衛門、

所帯方困窮ニ付、久志浦人成、御暇願出、御免有之、

享保十年巳三月

一九二七

覚

一外城衆中・座付士高下ノ次第吟味仕可申上旨被仰渡候、

外城衆中ノ儀ハ古来ヨリ士筋ニテ御座候、江戸詰等被

仰付候節、三人賦以上被仰付事ニ御座候、座付士ハ足

輕又ハ卑賤ノ者モ夫々ノ功ヲ以士ニ被召成、江戸詰ノ

節ハ主従賦被仰付事ニ御座候、此儀ヲ以ハ、外城衆中

ノ儀、座付士ヨリ立増申候、吟味仕候趣如此御座候、

以上、

享保二十年卯七月九日

御記録奉行

与力 主従二人賄料

一九二八(の1)

一御納戸・御兵具方・御船手・御広敷・御厩等、何レモ

有之、皆向々ノ支配ニテ候故へ、以前ハ座付士ト唱候

处、安永九年与力ト被相改候、享保ノ比マテハ御赦免

士ト唱候儀モ為有之ト相見ヘ候、

(一九二八の?)

一座付士ノ儀、何方座御赦免士ト唱候事有之候、右御赦

免ト唱候事如何候ニ付、<sup>②二候間</sup>向後何方座御赦免ト唱不申、

何方座付士ト唱可申旨被仰渡、

享保四亥十一月十一日

一九二九

一諸座付ノ事、何方附与力、

右之通、唱被相替候旨被仰渡、

安永九年子七月二十七日

一九三〇

一奥附士之事、御広敷付与力ト被改、

安永八年亥四月十六日

一九三一

一被召出候者ノ儀ヲ御赦免者ト以前ヨリ申来候ヘトモ、

御赦免者ト唱、書付等ニモ致間敷旨 御沙汰ノ段申来候旨被仰渡、

天明六年閏十月

一九三二

一与力ノ儀、是マテ御小姓与ニ被入置候ヘトモ、此節ヨ

リ夫々頭人ノ支配ニ被仰付候条、御小姓与可相除候、

此旨向々ヘ可申渡候、

天明七未七月十三日

(市田教因) 勘ケ由 △

一九三三

一御納戸・御兵具方・御船手・御広敷・御厩与力同心・

御鷹方・御鳥見方・御作事方・物奉行所・御細工所・

御数寄屋・御台所・御春屋其外諸座付ノ者トモ、公私

ニ付見廻者<sup>③先</sup>ヘ差置候名札並玄喚帳相付候節、何方付与

力同心ノ訳、片書ニ可相記候、役名又ハ身分ノ惣名ニ

テ何方附ト相分候向ハ、<sup>④ハ</sup>タトヘ、御小人頭・御小人

目付・御口ノ者与力同心、飼蒔同心・綱差同心・御鷹

匠同心何某ト相記、其外ハ右ニ可準旨、去ル辰正月申渡有之候処、当分マテモ片書不相記モ有之由ニ付、向後右之趣屹ト相守、片書可相記候、

一 御納戸奉行・物頭・御鍵奉行・御弓奉行・御鉄炮奉行・御広敷御用人

右御役々与力同心、夫々致組分置、向々名前ヲ以申出候節ハ誰与何某ト相記可申出候、右外座付ノ儀モ右ニ可準可取計候、

右之通、向々へ可申渡旨被仰渡、

天明六年八月九日

(鳥津久金)  
伊賀

一九三四

一 諸座付ノ者其外、御奉公ノ依勉<sup>①功</sup>ニ<sup>②は</sup>、以前ヨリ<sup>③士</sup>御赦免被仰付事ニ候、此已前ハ御人少ノ事ニテ、他所ヨリモ被召抱候儀モ有之候故へ、右通御赦免為被仰付事ニテ、子孫マテ士ニテ罷在候候、然ハ士ノ二男三男マテ太分<sup>④母</sup>ノ人数罷成、近年ハ無抛被仰付方候方モ御断被仰付、不被召抱事候、右ノ次第ニテ御人御不足ニモ無之候、

依之、向後<sup>⑤御</sup>赦免ハ左之通御法被相定候、

一 諸座付ノ者、別テ勤ノ功モ積、御調法罷成候者、其身一代座付ニ可被仰付候、三代相統首尾好相勤候ハ、三代目ヨリ永々座付士ニ可被仰付候、

一 右同断ノ者、無隠働ノ者、又ハ及数年勝テ勤方宜者ハ、其身ヨリ永々座付士ニ可被仰付候、

一 御船頭ノ儀、有来通永々士ニ可被仰付候、

一 脇船頭ノ儀ハ、当分ハ外城衆中御赦免被仰付事候へト

モ、向後座付士同前ニ、依功ハ其身一代御船手付士ニ被仰付、三代相統脇船頭ヲモ相勤功有之候ハ、永々御船手付士ニ可被仰付候、若至子孫、御船手士ノ御奉公ノ御用無之者ハ、御納戸・御兵具所座付士ニ可被仰付候、勿論御船頭ヲモ相勤候程ノ功有之者ハ、有来通其身ヨリ永々士ニ可被仰付候、

一 何ソ御用相立候程ノ儀有之者ハ、吟味ノ上外城衆中可被仰付候、

一 右同断ニ付、座付士又ハ一身者体ノ者被召出候ハ、其身計可被仰付候、三代相統御用向首尾好相勤候ハ、

永々士ニ可被仰付候、

右之通、此節被相定候、勿論右之外何ソニ付被召出候者有之候節ハ、右ニ準、其節ノ様子次第可被仰付候条、此旨支配中不洩様承知可仕旨、支配頭へ可致通達候、

享保三年戊二月廿二日  
(島津久当) 将監

一九三五

一 諸座付ノ者、御当地士並外城衆中へ身ヲ売、永代又ハ年季奉公ニ出候節ハ、男女トモニ其支配①頭ヨリ時々御

勝手方へ申出、差免候節、支配頭証文ヲ以可相除候、

一 右同断ノ者縁与ノ儀ハ、御法違ニテ無之候ハ、其支配頭承届候マテニテ証文ヲ以可相除候、

右之通得其意、如例可申渡也、

西六月十六日

御勝手方印

(取次カ)  
伊集院十藏

一九三六(の1)

一 御納戸奉行・物頭・御鐘奉行・御弓奉行・御鉄炮奉行・

御広敷御用人支配ノ与力同心、夫々致組分置、向々名前ヲ以申出候節ハ誰与何某ト相記、右外座付ノ儀モ右

ニ準可被取計旨、先達テ申渡置候へトモ、直触已上御役ノ儀ハ右申渡通相心得、其已下御役ノ支配与力同心ナトハ、タトへハ御馬預支配与力何某、御口之者頭何某、御口ノ者何某ト相記、其外御役ノ儀モ右ニ準、御役名支配何某ト可相記候、

天明六年午八月

(一九三六の2)

右之通、去年申渡置候へ共、御広敷御用人ノ儀ハ、向後誰支配与力同心何某ト可相記候、

右申渡、可承向へモ可申渡候、

天明七年未三月②二十三日  
(書入久福) 安房

一九三七(の1)

一 与力ノ儀、是マテ御小姓与ニ被入置候へトモ、此節ヨリ夫々頭人ノ支配ニ被仰付候条、御小姓与可相除候、此旨向々へ可申渡候、



天明七年未七月<sup>①十一日</sup>

(市田教國)  
勘解由

(一九三二号文書に同じ)

(一九三七の2)

張紙

本文ニ付テハ、兩御船手与力ノ儀ハ御船奉行ヨリ御船頭並脇船頭へ、以来与力同様御通達之趣申渡、兩役ヨリ御船手付与力中へ致觸方候様申付候、其元ニテ右仕<sup>②被</sup>向通可致取計候、此段申渡候、以上、

未七月十三日

御船手

久見崎詰御船奉行

一九三八

一与力之儀、御小姓与ニ被入置候へトモ、此節夫々支配被仰付候付、惣出仕御祝儀事ノ節、御小姓与同様ニ御帳ニ付来候へトモ、已来ハ夫々支配頭ヨリ取揃、御目付方へ差出候様、和泉殿ヨリ被仰渡候付、向々へ申渡候様、市来次郎左衛門御取次ヲ以致承知候、

但、謁事等ノ節ハ有来通、御小姓与次ニ罷出候様、

是又致承知候、

一九三九

享保十一年午

一御兵具所付士ノ子共、若年内ハ諸座走番其外方々足輕ノ勉強ヲ申付、物馴候節、御目見奉願、御目見相濟候已後ヨリ士ノ勉強被仰付事候処、御兵具所付士之内、直子無之者ハ当所士ノ子共又ハ外城衆中ノ子共養子之願申出、願之通御免被成候へハ則、御目見奉願候処、直子ト相替、早速ヨリ士之勉強ヲ相勉強ニ付、物馴候儀無之節モ、御兵具所ノ儀ハ急成御用筋モ有之候処、不物馴候テハ御用不相弁候間、向後ハ養子ニテモ同前、御目見之願先差扣、一往足輕ノ勉強申付、諸事物馴候已後、御目見ノ願申出候様可申付旨被仰渡、

享保十一年午二月廿七日

足輕

一九四〇(の1)

一以前御道具衆ト云、一身御賄料切米三石六斗、

一足輕之事、同心、

右之通被相替、

安永九子七月

(一九四〇の2)

(行間朱書)

一延宝四年御証文留、御道具衆二人長崎飛脚被遣候儀有

之、其節マテハ御道具衆ト申候筋相見へ候、

一九四一

一御兵具方並御広敷其外同心之事、足輕、

右之通、唱被相替候、

一御領地境ノ諸郷町人、是マテ同心ノ場召仕候者トモ、

同心、

右之通可相唱候、尤、同心ノ場相勉候節計右之名目ニ

テ、平日町人唱ノ儀ハ是迄之通可相心得旨被仰渡、

寛政四年子十二月

②(二十一日)

(市田教國)

勘解由

一九四二

一奥付足輕之事、御広敷付足輕、

右之通被相改、

安永八亥四月十六日

一九四三

一足輕之事、同心、

右之通被相替、

安永九子七月

一九四四

一使同心之事、触番、

右之通被相替、

天明四年辰三月

(島津久健)  
仲

一九四五

一御兵具方 与力同心 御納戸何某 御広敷何某

御厩何某 御数寄屋何某

右之通、与力同心等一紙ニ相認候節ハ、同心ノ儀ハ一字相下リニテ細字ニ可相認旨被 仰出、

天明五年巳八月十九日

一九四六

一 御納戸・御兵具方・御広敷等ヨリ、与力同心ノ内、御鷹方・御鳥方ナトノ定勤被仰付、其向々致勤候内ハ、御鷹方・御鳥方与力同心ナト、唱、書付等ニモ可致候、左候テ、其家抜切候儀ハ不相成事候間、家部ニ相掛候儀ハ持前之通相認、尤、其身不致其勤節ニ相成候ハ、自ラ本之通可有之候、

右之通被仰付旨被仰渡、  
天明五年巳十月

一九四七

一 御兵具付足輕

一 御目付附

一 御徒目付附

一 横目付使足輕

右四行、年頭・五節句・八朔並御法事ニ付、御供相勤候節ハ、是迄之通麻上下可致着用候、平日御仏詣ノ節モ上下致着用候ヘトモ不及其儀候、

安永八亥七月

一九四八

一 御広敷付足輕

御年寄 御城上リ、且又一橋へ御使女中宰領、年頭又ハ御祝儀事等ノ節ハ、是迄之通麻上下可致着用候、平日ノ儀ハ不及上下候、

右之通、以来於江戸勉方ノ節、着服被相究候、

一 御厩御中間

正月元日、江戸・御当地トモ、御馬初並馬乗初ノ節、麻上下致着用候ヘトモ、以来 御馬初ノ節 御目通へ罷出候御中間マテ有来通麻上下致着、其外ハ不及上下、尤、御馬<sup>(初カ)</sup>乘馬乗初ノ節モ不及上下候、

一 四日、右同断、御馬場洗初ノ節、有来通係リノ御中間

マテ麻上下致着用、其外ハ不及上下候、

諸家屋敷並役々

一同元日ヨリ七日マテ、於江戸、御馬外方へ被差出候節、  
相付候御中間麻上下致着用來候へトモ、以來不及其儀  
候、

一九五〇

一十二月廿七日、江戸・御当地共、御馬場洗初候節、係

一垂水飯屋・加治木飯屋・花岡飯屋・庄内屋(飯脱カ)ト唱來、家  
來ノ内飯屋守ト唱候役名有之候、下屋敷ナトへ家作致  
置候ヲ飯屋トハ唱候、右四ヶ所ハ何某屋敷ト可唱事候、

リノ御中間三四人上下致着、右外ハ不及其儀候、

右之通被仰付、御小者並一身者、年頭・五節句其外御  
供相勉候節ハ、着服都テ是迄之通被仰付候、

飯屋守ノ役名、此節留主居ト可改旨申渡有之候間、向  
後飯屋守又ハ飯屋ト唱間敷候、

安永八年亥<sup>⑦</sup>八月

右之段、御目付ヲ以御役人限ニ相達、寄々申通候様可

致候、以上、

一九四九

元文二己四月

(釋山久初)  
主計

一重富・国分其外諸所へ中宿ノ御納戸付士並御小者トモ、

御番其外御用申越候節、病氣等ニテ不罷出者モ有之候

一九五一

節、達方ノ故吟味相屯不申候、何分被仰渡度、御納戸  
肝煎申出、右体ノ節ハ、以來所横目証文相添、嚙役人

一佐土原飯屋ノ儀ヲ典厩飯屋ト鹿兒島繪図ニ書記有之候、  
佐土原飯屋ト書改候様被仰渡、

方へ差出置、宿次使等<sup>⑧</sup>ヲ以無延引首尾申出候様被仰渡、

正徳元卯十月三日

安永七戊五月

一九五二

一 御付人・中抑等上下不致着格式ノ者モ、其勤内ハ上下  
相用可申候、上下ト有之所ハ裏付等モ相用候、  
(行間「本行末ニ再出」)

一 御一門方初家柄ノ向、其家ニ限ニテ家来ハ上下用サセ  
候儀ハ主人ノ心得次第可有之候、殿中其外他ニ掛  
儀ハ有来通可有之候、

一 御家老等公務ニ相掛候体ノ表向其外屹立候節、役人等  
上下用サセ可申、用達ノ儀ハ猶以相用可申候、是以

殿中等ノ儀ハ有来通可有之候、

一 諸御役所へ家来差出候節ハ麻上下為①致着可差出候、

但、御付人等ハ有来通可相心得候、

一 御付人・中抑等①上下不致着格式ノ者モ、其勉内ハ上下相  
用可申候、

但、上下ト有之所ハ裏付等モ相用候、

右之通、御沙汰ノ趣申来候条、無屹寄々可致通達候、

天明六年十二月

(書入人稱)  
安房

一九五三(の1)

一 諸人用頼ノ儀ニ付テハ先年被仰渡置候趣有之、此内モ  
申渡候、弥以其通可相心得候、御番ニテモ相勉、身体  
向難統者へ用達承、扶持方受候儀ハ、其通可有之候、  
①願

一 御役相勉候人ニテモ不道親類ノ用ヲ承候儀ハ不苦候、  
但、御免ノ上ニテ用頼承候ハ、格別ニ候、

右之通最前申渡候趣為相替儀モ有之、又々被仰渡、

享保九辰四月

(一九五三の2)

(行間未書)  
一 本文ニ付、御番ナト相勉、身体難統者ハ、用頼承、扶  
持方受候①儀ハ其通可有之候、御役人相勉人ニテモ不道

親類ノ用ヲ承候儀ハ不苦候、

右ハ、最前被仰渡、段々為相替儀モ有之候条、御役人・

小役人へ其支配ヨリ可申聞置旨被仰渡、

一九五四

一 諸家留主居ノ儀、何ソニ付 御殿へ罷上候節、諸御役  
所へ直ニ罷通儀有之由候へトモ、向後ハ御座方ヨリ御

用ノ節トテモ直罷通候儀一切不相成候、右体ノ節ハ表

坊主へ相達、其向々へ相通、御役所外ニテ御用向可相

達候、且又於 殿中御役人ナト呼出、用向等相達儀モ

有之由候間、向後格別ノ用向等直達無之候テ不叶節ハ、

是又表坊主ヲ以申通候上可相達候、都テ倍臣ノ儀ハ右

之振合ニ相心得、取違無之様、向々へ可致通達候、

天明五巳十二月

(島津久金) 伊賀

一九五五

一周防殿御附人今井仁右衛門、中気ニテ用事不相達候間、

御附人御免ニテ、家来江田六郎右衛門ヲ以、向後御用

向被相弁答候、役名ノ儀ハ花岡飯屋守ト被附候旨被仰

渡、

享保十巳十一月

一九五六

一島津左衛門家中、中抑被仰付候へ共、此節依願被差

免、此程中抑ニテ被相達候御用筋、向後留主居ヲ以可

被相弁旨被仰渡候間、此段致通達候、

元文五年申五月七日

(取次カ) 大野清右衛門

一九五七

一 島津玄蕃へ

上略、家来トモへ肩衣為致着、召仕候由、乍此儀

モ国持御大名ノ外ハ城主トテモ不罷成事候、左様成思

召ヲ以、総州様御隠居被遊候以後、平日被召仕候者

ニハ肩衣御着セ不被成候処、為倍臣家来トモへ平日為

致着候事、不案内心得違ニテ可有之候へトモ、我儘ノ

仕形ニ相見へ候間、堅無用可仕候、 中略、

左衛門・筑後へモ右通被仰渡候、

右、為心得申渡候、

享保九辰閏四月廿日

諸家家中士

一九五八

札改条目ノ内

一 御一門方四家家中士ハ、手札無年附、名字付記之、主人ノ仮名不及肩書、家々領地ノ郷ヲ可書記、召仕ノ女ハ内女ト記、是又無年附、帳面ニハ家中士・内女トモ年限、<sup>附</sup>

一 御一門家来、別府・中村・肥後・新納・曾木・日野・町田・川上・町田・近藤・栗川・矢野十二家ハ、其身夫婦並嫡子夫婦マテ年札<sup>(手カ)</sup>・帳面トモ無年附、尤、娘ハ諸士同然縁付被仰付、俗生付無之、

一 右四家家来、梅元七右衛門・緒方伊左衛門跡・中村鉄五郎・川上左織・比志島方之丞・本田源右衛門・伊集院八兵衛・安山三左衛門・梅元武右衛門・樺山喜内・託摩勘兵衛・浦川家跡十二家ノ儀、延享三寅年依願前条ノ十二家差次ノ格ニ被仰付候間、手札・帳面・縁与等前条同断、

一九五九

右同

一 内女 御一門四家・一所持ヨリ  
寄合並マテ召仕女ノ名目  
仕女 無格並御役ハ御鉄炮奉行以上、無役ハ地頭職被仰付置  
候面々召仕ノ女ノ名目、尤、御役地頭御免以後ハ下女

一九六〇

右同

一代々小番、幼稚ニテ御番不相勉内ハ家来トモ下人ト書記、御番相勉節ハ御格之通家来名字付、

一 輕キ鹿兒島士並外城衆中其外不依何者、譜代ノ家来ニアラサル者一節抱候テ召仕候儀有之候処、其ハ永代ノ家来ニテハ無之ト存候心底有之ニ付、抱主ヨリ申付候儀ヲ不相守、氣儘ヲ致候者多々有之由候、一朝一夕トテモ致隨身候ヘハ主從ノ儀ハ不遁事候間、勿論抱主ヨリ申付候儀堅固相守、惣テ主從ノ礼儀ヲ不乱、譜代ノ家来同然可相勉事、

一家中致奉公候士、何レモ不幸ニ付テノ儀候ヘハ、諸事勉方雜人ニハ相替堅固相勤、一度御直ノ御奉公ヲ可相

勉ト社、ハケミ可申事候処、其儀ヲ不存者ハ、士ニテ永代ノ家来ニテハ無之ト申事ノミヨ心底ニ挟罷在、却テ氣儘ヲイタシ、抱主ヨリ申付候儀ヲモ致大形、刺主人ノ致供、御供先・下馬先ナトニテノ下知ヲモ不相守者有之由、不届至極ニ候事、

一 鹿兒島士・外城衆中外之抱者トモノ儀モ、永代ノ家来ニテ無之ト存候心底故、右同断ニ致氣随候由、不届至極候事、

一 右通之者、抱主ニ対シアタラナシ候モノ有之者、永代ノ家来ヨリ主人ヘアタラナシ候同前ニ、類中ノ者マテモ重科被仰付候事、

一 一朝一夕ニテモ致隨身、扶助ヲ受候ハ、勿論、扶助ヲ不受、一旦為見馴致隨身候モノトテ、隨身ノ契約イタシ候上ハ主従ノ礼儀可乱道理無之、尤、惣テノ儀、家来ノ格式ニ不致候テ不叶筈候処、其旨ヲ不存、氣儘ヲ致、主従ノ礼儀ヲ乱シ、不謂不礼ノ働ナトイタス①者アラハ、抱主ヨリ永代ノ家来同前ニ可申付候、無扱儀ニ付、打捨候トテモ御構無之候事、

右之趣可触置旨、此節被 仰出候条、末々ノ者マテモ不洩様時々可申聞置候、尤、地頭所並一所持ノ面々ハ、地頭所並一所ノ地ヘモ可被申渡候、ケ様ノ儀、一旦触流候テモ末①者之者致忘却候ヘハ無詮事候間、向後ハ召抱候節ノ手形ニ右ノ趣取調候様可申渡候、已上、

宝永五子七月

一九六一

御船手御規模之内

一人家来並下人等、浦人罷成度旨願申出候者於有之ハ、御船奉行承届、無口能者候ハ、如先例可差免事、

一九六二

写

一 是マテ①節倍臣ノ内、侍ノ者ヲ差テ家来ト唱、或ハ小者・中間体ノ者共ヲ依家格、下男・下人ナト、相分ケ唱來候、已来ハ侍・小者等ノ無差別、又ハ都テ抑並家来ト相唱可申候、其内部ヲ分候時ハ、侍・若党、又ハ中間・



小者・下人・下男ナト、其家々ニテモ唱之⑨之之通可申之候、  
外略、

右之通被仰渡候間、可被致通達候、以上、

天明七年未九月三日

(取次之)  
伊集院伊膳

御目付

寛保二年戊十月廿三日

(島津久純)  
大藏

一九六五

落穂集

一家中ニテ初テノ御礼・家督継目之 御目見得仕候⑩者、

加治木ノ新納仲左衛門家筋マテ御太刀進上ニテ仕来リ、

曾木弥五左衛門家筋ハ加治木屋敷へ 御光儀ノ節、御

太刀進上ニテ初テノ 御目見仕来候処ニ、先々兵庫様

ヨリ、仲左衛門一人於⑪御城諸御礼仕候テハ如何ニ候

間、曾木家モ新納家同格ニ被仰付被下度旨、強テ御願

有之、曾木家新納同格ノ御礼ニ罷成、加治木ニ限り家

中ニ両家、始テ家督継目ノ御礼御太刀進上ニテ有之、

垂水ナトへハ無之事ニ候、尤、鹿兒島同前ニ熨斗目・

⑫長上下ニテ小サ刀ヲ帶シ出来候得ハ、倍臣⑬倍ノ儀候間、

御前へ帶刀ハ如何ノ由被 仰出、無刀ニテ 御目見得

仕事ニ罷成候、

一越前家御取建ノ節、御附人三人御太刀進上ニテ初テ家

督継目ノ御礼被仰付事ニ成、今和泉家御取建ノ時分、

一九六三

一島津玄蕃殿家来川上六郎兵衛・町田助兵衛、継目家督

ノ節一度ツ、御目見被仰付候旨被仰渡、

元文二年巳四月十五日

委細ハ御礼事ノ場ニ有之、

一九六四

一玄蕃殿(島津黄藤) 周防殿(島津忠紀) 兵庫殿留守居へ

右御昵近へハ、大・小身ニ不限、家中者ヨリ⑭は様ノ字

相用、唱ニモ其通可致旨被仰付置候へトモ、右家来、

向後ハ御家老直ニ申渡候御役人以上へハ様ノ字ヲ付、

其外へハ殿ノ文字用候様、書付並唱ニモ可致旨被仰渡、

是又右ノ例ヲ以被仰付候故、垂水ヨリモ同前ノ御願有之、三家ツ、御目見得被仰付事ニ相成、加治木モ御目見得三家ニ罷成、新納・曾木ノ外、日野家御目見得仕候、曾木・日野トモニ御付人騎馬拾騎ノ内ニテ候、曾木ハ元ヨリ新納差次ニテ、日野ハ御附人ノ列ニテ七八番目ニ有之候ヘトモ、是ハ日野中納言資名卿ノ子孫ニテ為差立筋目ノ故為被仰付ニテモ有之候哉、殊持高八百石ニテ加治木一番ノ高持ニテ候、左様ノ御取訳モ有之候哉、尤、頃日ハ日野モ高相減シ、纔二百石位ニ罷成候由、是又、新納ハ御用人御役ヨリ為被差付人ニテ、加治木役所ニテモ外ノ役人一座ニテ無之、上之間ニ出席仕来、江戸へ御供ノ節モ直参同前ニ大坂・伏見・東海道・江戸宿札ヲ打、火羽織モ土同然ニテ、外々御家来トハ格別ノ者ニ候、曾木モ惟新様御心易被召仕候ト見得、関ヶ原ニテ御鎧被為召候節モ曾木五兵衛取合差上候由古キ書付ニモ見へ、為差立者ニ候へハ、惟新様御逝去已後加治木へ罷在、元祖兵庫様へ加治木被進候節、御附人騎馬十騎之内ニテ為被召付ト

見へ候、其外十騎トモニ皆々平生馬ヲ立居、屹ト御奉公為仕衆ト及承候、加治木御付人ト申者、此前ニハ納殿役有之、其外ハ御笠衆(里カ)只今ノ與大番ノ事ニ候・御料理役・惣大工・惣鍛冶・御船頭類已上七十人余御附人帳ニ有之、其外歴々ノ者トモ被召附置候ヘトモ御付人ニテハ無之、子細ハ、最前御預ト被仰付、御家中ニテ無之故、御附人ノ沙汰無之候、至後年モ鹿見島土同前ト考居、六ヶ敷有之段相聞得、御預土不残持高七千石トモニ被下切ニ被仰付候故、此人数御附人ノ沙汰ニ不及候、先年家中ニテ御名字下ノ者、御付人ノ外ハ名字替被仰付候節、川上家ノ人、用人・番頭之間勉居候人ヲ嫡家川上久馬殿ヨリ名字替被仰渡候処ニ、兵庫様ヨリ加治木へ川上名字ノ者唯一家有之候故、右ノ者名字改候へハ川上名字無之候間、本ノ如ク為名乗置候由、久馬殿御方へ幾度モ同様ノ口上ニテ御断ノ故、久馬殿ヨリハ被相伺候処ニ、兵庫殿右通被申候ハ、其儘ニテ可差上置旨被仰出、今以川上名字ニテ罷在候、御付人ニテハ無之候ヘトモ御付人並ニ用人・番頭勉、其祖父ハ川上民部左

衛門ト申、殊之外長命ニ有之、忠五郎様内匠殿御養子

ニ被仰付候節、兵庫様ヨリ御守役被仰付、御本丸於

御奥忠五郎様御目見被仰付候、此民部左衛門ハ、中納

言様へ御太刀進上ニテ初テノ御礼為被仰付人ニ候、<sup>⑧</sup>候、

右川上家ハ役人相勉候、ケ様ノ家筋ノ者加治木へハ外

ニモ可有之ト存候、越前家御付人ニハ小番ノ儀ハ不及

申、三人トモニ小役人ノ勉ノ人ニテ輕キ衆ニ候、今和

泉家御付人ハ御寄合又ハ小番家ヨリ被仰付候へトモ嫡

子ニテ無之、皆次男等ニテ候、如加治木差立候者共被

遣候事、近代ハ無之候、垂水・日置・都之城等ニハ歴々

ニ相勉候人ノ子孫等モ可有之ト考申候、花岡ナトニモ

歴々ニ相勉候人見得不申候、新家ノ故ニテ候、

一 加治木へ留主居役有之、御城向ヨリ被仰渡御用筋、

皆留主居承知仕来、右之外ハ中抑・用頼御用承知ノ事

ニ候処、中比江戸御留主居ナトノ様ニ相聞へ、イカ、

ニ候間、以後ハ用聞ナト、改候様ニ被仰渡、其通ニテ

候処、越前家・今和泉始候テ家中ニ留主居相立、夫ヨ

リ皆々留主居有之候故、加治木ハ本ヨリノ事ニテ留主

居ニ罷成候、

但、加治木御預ノ士、不残被下切ニ被仰付候節、町

田勘解由殿モ同然ニ加治木在住ノ故、被下切ノ管候

処ニ、前以御シラセノ方有之、夜ヲ日ニ次テ鹿兒島

へ御引移ノ故、被下切ノ人数ニ相洩、後ハ御家老マ

テ被仰付候、

島津家歴代制度卷之三拾壹  
天明  
安永

- 苗字帯刀
- 医家
- 七島郡司
- 百姓
- 門屋敷
- 御船手附
- 浦浜人
- 金山町人
- 苗代川人
- (本文より補)  
寺門前者
- 綱差
- 地神平家
- 慶賀穢多

陰陽巫祝  
能役者

輕キ者苗字並帶刀

一九六六

一肩書名字之儀ハ、公義ハ勿論、御国家ニテモ一向無之事ニテ不相弁候間、一統被相止、是迄肩書ノ者又ハ末々マテモ都テ書下被仰付候、尤、士縁与差別ノ儀ハ其身分ノ格式先規之通被仰付候、且又、書下相成候テ身分ノ格式マテモ相替候様心得違、不都合ノ致方有之者ハ、無名字可被仰付候条、心得違無之様向々へ不洩様可申渡候、

天明五巳正月廿三日

(島津久起)  
近江  
(島津久健)  
仲

一九六七

一七島ノ儀、横目其外無役ニテモ元来肩書名字御免被仰付来候、名頭ノ分ハ都テ書下名字御免被仰付候、硫黄島・竹島・黒島ノ儀ハ、庄屋・浦役・横目マテ、勉内ハ勿論、退役以後マテモ其身一世書下名字御免被仰付旨被仰渡、

天明三卯四月

一九六八

一町人刀並大脇差⑨指ヲ指候儀御禁止ニテ、従前々被仰渡置候趣ヲ以、此節猶又被仰渡、

明和七寅五月廿七日

一九六九

一島津筑後へ梶山在番所御預被仰付、他領境目足輕勤方多候処、人数差支候故、都之城野町人足輕代召仕度、境目郷町人同前名字附願申出、名頭計名字付被成御免候事、

一九七〇(の1)

明和八年卯正月  
一加治木町年行司、退役後マテ書付名字御免被仰付度願申出、御船奉行ヨリ吟味申出趣有之、  
寅十二月十二日  
御船奉行

(一九七〇の2)

此表、願之通ニハ不申付候、年行司相勤候者、退役已後年行司差支差寄致勤方候節マテ、役内ノ通書下名字令免許候条、手札帳面等ニハ名字相記間敷候、右ニ付テハ諸事如例可被申渡候也、

卯正月十三日

御勝手方印

小林中太兵衛

一九七一

札改条目ノ内  
一加治木毘沙門町名頭半兵衛事、加治木藏方用銀子太分無利ニテ差出候ニ付、加治木役人ヨリ依願、其身一代名字付御免、

天明七<sup>(マ)</sup>寅年

一九七二

一高山波見浦ノ重新兵衛・重政右衛門・重新助、凶年ノ節所中難渋者へ致合力、心入宜候ニ付、其身一代名字付御免、

天明五年巳十二月

一九七三

一國分小村ノ有川金右衛門、兼テ心入宜、御用立候ニ付、其身一代鹿兒島町人被仰付、

天明七年未八月廿七日

一九七四

一山川ノ傳左衛門、櫻島燃ニ付銀子致助勢候御取訳ヲ以、其身計名字付、鹿兒島町人同前被仰付候、

天明六年午正月

一九七五

一内之浦須田儀兵衛、浦中へ合力米差出候御取訳ヲ以、代々名字付・其身一世帯刀御免被仰付、

天明六年午正月

一九七六

一福山町ノ兵右衛門・弥兵衛、櫻島燃ニ付助勢米差出候付、代々嫡子マテ名字付御免ニテ、鹿兒島町人被仰付、

天明六年午正月

一九七七

一指宿町ノ源次兵衛・同所宮ヶ濱ノ休次郎・摺ノ濱ノ彦兵衛事、地頭仮屋石垣・板塀等仕調修補料差出候ニ付、一世名字付御免、

天明六年午正月

一九七八

一水引浦人太原武兵衛事、親類大坂御蔵元御名代太原道

之助幼少ニ付、年々致上坂、彼は御用立候ニ付、其身

一代下町年寄格被仰付、

寛政九巳④十二月

一九七九

一指宿港浦ノ濱崎太平次・摺ノ濱ノ吉崎弥右衛門、兼テ

奇特成心掛ノ者トモニ付、代々名字付御免、

寛政六年寅二月

但、末子マテ御免被仰付④候、以上、

一九八〇

口上覚

一部当・弁指、名字付

一右同、脇差④指鑿入

右ハ、役儀相勤候内、名字付何様ノ訳ニテ付来候哉、

又ハ鑿入脇差相用候儀被召留候儀有之候哉、委細可申

上由被仰渡趣奉承知、左ニ申上候、

一龍伯様富之限御在城ノ節ヨリ、部当・弁差相勉候内、

名字書下ニ書来申候間、先例之通、于今役目ノ内ハ書

下名字ニ書来申候、役目代合申候へハ無名字罷成申候、

且又鑿入脇差相用候儀被召留候段、浦中古帳ニ見合、

古役ノ者トモへ承合申候へトモ、左様成儀承知仕候者

覚無御座候間、此段御申上可被下儀奉頼上候、以上、

宝曆八年寅三月廿日

濱之市年行司

中村銀右衛門

永濱弁指

安木喜兵衛

濱村弁指

古江周左衛門

右濱之市年行司ノ儀ハ、諸御座御用ノ竹木取払仕申候

ニ付、御扶持申受候節マテ部当役付ニ仕、名字書下

ニテ申受候、

一九八一

覚

一部当・弁指、名字付

右ハ、志布志町人トモ片書名字付、先年ヨリ④為被仰

付置由△申伝候、書留等ハ見当不申候へトモ、手札・

帳面トモ書記申事御座候、且又、他領境目ニテ、町人トモ他国へ御用ニ付足輕代ニ飛脚相勤来申候、尤、町役勤ノ者名字付ノ者ニテ御座候、

一 右同、脇差<sup>①指</sup>鑄入

右鑄入脇指相用候儀相糺候へトモ、御差留為被仰渡訊相知不申候、

右両条相糺可申旨被仰渡、中略、此段申上候、以上、

宝曆八年寅三月十四日 上村六郎左衛門

外三三人

御船手

一九八二

覚

一部当・弁指名字付、何様ノ訊ニテ付来候哉、右役鑄入脇指相用候儀被差留ノ儀有之候哉、相糺可申上旨被仰渡承知仕候、爰元ノ儀部当・弁指役無御座候、年行司片書名字ニテ相勉居候ニ付、左ニ申上候、

一 爰元ノ儀、他領近村旅船出入多、何角ニ付他国人出会、

挨拶等仕、依訊書付差出儀モ有之、且又、旅人ノ儀ニ

付鹿兒島問屋へ問合トモ仕候節ハ片書仕来候ニ付、年

行司役中片書名字御免被仰付可被下旨、先年地頭所<sup>①</sup>、

相付奉願候処、享保十七年子四月十一日、御勝手方高

橋外記殿御取次御証文ヲ以御免被仰付旨、御座ヨリ被

仰渡候、尤、地頭所ヨリモ被仰渡、当時片書名字付来

申候、

一 脇指鑄入被差留候<sup>①儀</sup>無御座候、

右之通申上候、以上、

宝曆八年寅三月十八日 内之浦<sup>嘍</sup> 白坂大右衛門

御船手

一九八三(の1)

一 串良柏原弁指・年行司ヨリ、志布志・内之浦・柏原三ヶ所他領近隣ニテ、旅船等漂来ノ節無名字ニテ不釣合ニ付、両役内片書名字御免被仰付度願出趣有之、御船奉行吟味、



右之通申出候、近浦志布志ノ儀ハ年行司・弁指役無御座、町部当並旅人間屋御座候ニ付、右両役前々ヨリ片書名字ニテ御座候、内ノ浦ノ儀相糺申候処、弁指役無御座、年行司<sup>①</sup>マテ御座候ニ付、旅船出入多、何カニ付他国人へ出会挨拶等仕候間、年行司役相勉候内マテ片書名字付御免被仰付被下度旨願出、享保十七年子四月、御証文ヲ以願之通御免被仰付置候由申出候、左候へハ、柏原浦ノ儀モ申出之通、年行司・弁指役相勉候内、片書名字付被仰付ニテモ可有御座哉、末略、

子正月四日

御船奉行

(一九八三の?)

此表、弁指・年行司役ノ儀相勉候内、向後片書名字令免許候条、如例可被申渡也、

宝曆六年子二月三日

御勝手方印

島津権左衛門

御勘定奉行

御船奉行

一九八四(の1)

一加治木年行司、古来ヨリ書下名字ニテ候処、享保<sup>①</sup>七年、年行司竹下半之丞不調法有之、役儀被差免、名字マテモ被召除、其節ヨリ無名字罷成候、然処、加治木町ノ儀四方往還筋ニテ、他国使者等応対等ノ節無名字ニテハ不都合ニ有之、且又、諸所ヨリ御普請方御用竹木届方取払ノ御勘定<sup>①</sup>ニモ仕、取払帳面ニモ無名字ニテハ不都合候間、已前之通書下名字被仰付度、御船手へ相付願出趣有之、

已二月七日御船奉行次書略ス、

(一九八四の?)

此表、年行司役儀相勉候内マテ、向後書下名字令免許候条、如例可申渡也、

宝曆十一年巳二月廿四日

御勝手方印

喜入主馬

御勘定奉行

御船奉行

一九八五

写

一 志布志噯ヨリ、志布志浦人・野町人脇差帯候儀停止被仰付置候へトモ、境目ノ儀ニモ候間、脇差帯候儀御免被仰付度旨願申出趣有之、

本文、余外城トハ詛モ相替候ニ付、願之通令免許候、左候テ、御当地へ差越候節ハ鏝入脇差不帶様申付候、尤、他国勉ノ節ハ古来通相心得候様、如例可申渡候、

天明元年丑十月

(喜入久福) 主馬

一九八六

志布志町人 喜兵衛

慶兵衛

一 右、志布志町人ノ内無名字ニテ、他国へ相掛候御用ノ節無名字ニテハ不都合候間、片書名字御免被仰付度、沙汰人役・部当・浦役ヨリ申出、噯次書ニテ御船手へ相付願出趣有之、

此表、志布志ノ儀、他領境ニテ浦人トモ片書名字付免

許ノ者モ有之、外ノ浦人トモトハ詛モ相替候ニ付、申

出之通片書名字申付候条、手札・帳面マテモ外名字付

ノ者トモ同前相直候様、諸事如例可被申渡也、

宝曆八年寅五月廿九日

御勝手方印

堀堀右衛門

御勘定奉行

御船奉行

一九八七

一大島与人 劉左運 芝實統

一喜界島与人 澄江宮里 東長昌

右之通、夫々勤功ヲ以、郷士格名字御免被仰付候、

一九八八

喜界島帳留ノ内

喜界島之澄江宮里

一 右ハ、自分物入ヲ以、五ヶ年唐通字致稽古、唐船漂着

ノ節御用相弁候程致修練候ニ付、下島暇ノ儀申出候、

宮里事、与人相勤<sup>①居</sup>、長々御当地へ罷在致稽古候御取

訳ヲ以、其身一代外城衆中格ニ被仰付、姿ノ儀ハ当分  
之通、名字相用、与人此内ノ通可相勉候、刀差候儀ハ  
無用候旨被仰渡候条、澄江名字用度旨申出其通被仰付、  
此節御暇被下候、畢竟通事方御用ノ訳ヲ以被仰付儀候  
間、聊無忘却稽古方無懈怠、於島通事稽古ノ者モ候ハ、  
教立其段申出、唐船漂着ノ節引受可致首尾候、若大形  
ノ儀モ候ハ、可致沙汰旨被仰渡候間、代官ヨリモ時々  
可被申渡候、

一爰元滞在中統方不相達、借銀及四貫五百目返濟難成候  
間、自作砂唐其外御買入余計モ候ハ、買入差上セ候儀  
御免被下度旨願申出、右借銀引当九千斤自分差上候儀  
被差免候節ハ時々代官へ首尾申出、右欠数外曾テ差上  
間敷候、都合等合候節代官ヨリ御勝手方並異国方へ申  
越候様被仰渡候間、其通被仰渡候、此旨可申越旨、主  
計殿御差函ニテ候、已上、

三月十一日

北郷助太夫

喜界島代官

伊集院半五右衛門殿

一九八九

天和三年亥三月六日、平山勘兵衛日帳ノ内

一三月六日、伊勢十兵衛殿致同道、芝御屋敷へ相上<sup>①候</sup>、

御評定所へ十兵衛殿・私<sup>②被</sup>召出、李之助殿・黒葛原吉

左衛門殿同座ニテ承候ハ、此節坊主衆並役者・大工ノ

面々・諸職人、刀サシ候儀御法度ニ被 仰出 キレ、

先御家中ノ面々遠慮仕候様ニト御老中ヨリ被仰上候処

ニ、御家ノ儀、古キ御家ノ儀候間、先此中ノ分ニテ坊

主衆ナト刀御サ、セ置、其外ハ先ヲ御見サセ可然候、

左候テ、御見合ノ上以後ノ儀ニ可被遊旨ニ候、此段如

何可有哉ノ由、蔵人殿・惣次郎殿被仰候ニ付、先<sup>光</sup>中

將様御参府マテハ御見合、脇々被御覽合可然哉ト何レ

モ被申候、

一 大工頭並御目見ノ衆ハ、普請方見廻衆御役々事、<sup>①改之</sup>

一 役座ノ衆ハ数寄ニテナライ申候<sup>①由</sup>申候テ可然候、尤、

御番御供トモ仕候へハ士ノ儀ニ付如此候、

一 坊主衆ハ先刀サシニテ、トカメ申候ハ、断申入、其後

ノ儀可為由被仰渡候事、

一 御目見不仕者トモハ刀無用ノ由被仰付候事、

右之通、御公儀ノ御法度被仰渡候ヘ共、家中ノ者迄

ヘハ急度被仰渡タル御事ニテ無之候間、如此ノ事、

一九九〇

(令条記卷三十 四〇〇号)

令条記卷第三十

覚

一 諸大名衆、家中ニ在<sup>有</sup>之侍<sup>共</sup>、マテモ、猿棠芸ノ者刀サ、

セ候儀無用ノ事、

一 諸家中絵師、縦侍ニテモ其家業<sup>勤</sup>務候モノ、是モ刀無用

ノ事、

一 茶道坊主・下女・ハシタハ中間同前、依之、モメンノ

外堅無用、中居<sup>茶</sup>ノ間以上、小袖不苦候事、

一 町人ハ、後藤・本阿弥マテ刀御サ、セ被成候間、在々

所々猶<sup>尚</sup>堅可申付事、

一 町人ノ族、雖為火事ノ節、刀サ、セ<sup>中</sup>間敷事、

一 猿棠、刀ニテ喧嘩仕候由被聞召候ハ、急度曲事可被

仰付事、

一 法印・法眼・御側ノ医師、御礼日ノ外、白小袖可為遠

慮事、

一 諸家中<sup>令条記に上り補</sup>之侍、浅黄むく・黄むく可為遠慮事、△

以上、

亥二月廿六日 天和三年也

医家

一九九一

一 医師ノ儀ハ、御側ノ勤ニテモ輕キ者ノ療治頼候事モ有

之候、惣テ御側並表医師者猶以ノ事候、輕キ町医師ニ

テモ取持候様致候故、致馳走事有之候、方々行事ニ候

ヘハ、所ニヨツテハ昼食ナト振廻候儀ハ可有之候、右

体ノ節、致長座、酒ナト多給候事トモ有之由候、勤有

之医師ノ儀ハ猶以左様ノ事無之、不致長座、病用不支

様可相心得候旨、被仰渡、

元文六酉二月十九日

但、依病体昼ヨリ夜マテ罷居候様ニト病家ヨリ相頼候ハ、格別ニ候、

一九九四

一 郷士以下ノ医師ハ脇指計帶來候ヘトモ、俗生ニテ帶刀ノ者ハ致医業候トテモ帶刀ハ可致候、

一九九二  
一 醫師ノ内、諸人病用頼來候節、不都合ノ返答ナトイタ

一 仕坊主ノ儀、勉内、以來脇指計ニテ刀ハ帶間敷候旨被仰渡、  
天明五巳二月廿九日

シ見廻方等大形ノ者モ有之由相聞得、不可然候、右次第ニテハ病家甚迷惑ニ及、医道ノ本意ニモ不相叶候間、向後右体ノ儀一切無之様折角心掛、無親疎見廻方等可致候、此旨御医師並諸医師中へモ不洩様可申渡候、

一九九五

安永七戌閏七月

(小松清春)  
帶刀

一 奥御医師本道ノ内、猶又御ヒハ別段ニ被召立置候条、  
⑦順ノ儀モ外奥御医師不相構、御ヒ被仰付候順ニ罷在、其次ニ並ノ奥御医師可罷在候、尤、御ヒノ儀ハ時々於

一九九三

奥可被仰付旨被仰渡、

一 醫師ノ儀、忌中ニテモ無拗療治相頼見廻ノ儀、不苦旨

天明六年十月廿日

被仰渡、

元文四未三月

一九九六

但、御医師忌中ニテ勤ハ遠慮仕候テモ脇方療治ニ見廻候儀不苦候、

一 士医師、当分マテハ脇指マテヲ帶、致徘徊來候ヘトモ、無役ノ士医師マテモ向後大小帶候様被仰付旨被仰出候、

安永二巳五月

一九九七

一 士医師、無役トテモ向後刀大小帯候様被仰付候間、先達テ申渡置候、

御城下土計右之通被仰付候間、此段取違無之様、寄々可致通達候、

安永二巳五月

一九九八

一 近年表医師ノ儀、座付士・外城衆中ニモ被仰付候処、

鹿兒島士・座付士・外城衆中ノ分リナク、都テ表医師ト唱候ニ付、旁紛敷有之候間、向後鹿兒島士マテヲ表

医師ト唱、座付士・外城衆中ヲ表寄番医師ト唱、奥醫師ノ儀モ座付士・外城衆中ハ右同前奥寄番医師ト唱、

尤、当分相勤居候座付士・外城衆中ノ分ハ都テ早速ヨリ表寄番医師ト唱可申候、

一 表・奥寄番医師ノ儀、節句日其外折目 御目見仕候儀

有之候節、奥医師・表医師同席ニ罷出来候ヘトモ、自

今以後御祝儀申上候節ハ、外城衆中ノ儀ハ夫々地頭宅、明所ハ月番御用人宅へ罷出御祝儀可申上候、座付士ノ

儀ハ、奥医師・表医師罷出候場所ニテ席ヲ替 御目見可被仰付候、

右之通、支配中へ可被致通達候、以上、

享保十一年午七月

(島津久實)  
中務

一九九九

一 表・奥寄番医師相勤居候外城衆中、年頭諸節句其外御

祝儀等申上候節ハ、夫々地頭宅、明所ハ月番御用人宅へ罷出申上、地頭並月番御用人ヨリ、表寄番医師ハ大

御目付附付、奥寄番医師ハ御側御用人へ首尾申出来候ヘトモ、向後表寄番医師ハ大御目付、奥寄番医師ハ御側御

用人へ相付御祝儀等可申上旨被仰渡、

安永四未八月

(小松清香)  
帯刀

二〇〇〇

〔一九九九号行間朱書〕  
一表寄番医師ノ儀、御帳相付マテニテ、大御目付衆被為

逢不及筋ニ相究候事、

未九月九日

二〇〇一

▽<sup>⑧</sup>  
一奥医師

右、昼計御番相勉来候へとも、以来表医師へ無構、

昼夜不明様、御奥江御番相勉候様被仰付候、△

一表医師

右、夕詰ノ奥医師へ代合、夜番相勤来候へトモ、以来

ハ奥医師右通被仰付候付、奥医師ニ無構、外科・本道

兩人、昼夜不明様、表へ御番相勉候様被仰出候、

明和八卯八月廿四日

二〇〇二

新穂典栄

一右ハ、屋久島並口之永良部島中ヨリ医師雇下ノ儀、去

ル卯春願出、其段申上候処、願之通御免被仰付候間、

雇下シノ儀ハ屋久島奉行差引仕、時々可得差図旨、同

四月廿三日御証文ヲ以被仰渡置、年々雇下申候、

以下略、

延享二年丑閏十二月十三日 屋久島奉行

同廿日、申出ノ通御証文、

二〇〇三

一島方へ頼越候医師、与方御暇願ハ其身ヨリ願出候様被

仰渡、

明和五年子十二月廿五日

二〇〇四

一医道為稽古、与方御暇申出差越候節ハ、御用人へ頭ヨ

リ問合有之筈被仰渡、

安永七年戊五月十一日

二〇〇五

一上野新右衛門、御領國中へ合葉主取申付候間、先年以來申渡有之候通、新右衛門外合葉商買致間敷候、以上、右之通、不洩様可申渡候、

寛政四子九月

(市田教國)  
勘解由

二〇〇六

一宝曆六年子春渡海大島附役野田勘兵衛、持与有之、兼テノ療医島津図書殿家来川口長喜相頼、自分抱ニテ召列罷下度願出趣有、願之通御免被仰付候、  
委細島下ハ御定ノ場ニ有之、可見合、

七島郡司・横目 三島座敷横目

二〇〇七

一七島郡司、格合何様ノ者ニテ候哉御用候間、可申上旨被仰渡承知仕申上候、依之申上候、七島者ノ儀ハ片書

名字、郡司被仰付候節名字書下・刀大小御免ニテ御目

見被仰付候、左候テ、郡司首尾能仕合候者ハ在郷ノ場ヲ被除、役内之通其身計被仰付旨、去ル子十月被仰付候、然トモ、格合ノ儀何様ト被仰渡候儀相知不申候間、此段申上候、已上、

延享四卯九月十一日

御船奉行

二〇〇八

一琉球冠船ノ節、唐按司へ七島郡司名代七島者四人罷下候、船頭三人相加里、都合七人罷出、進上物並返シ品等有之候段、享保三年戊閏十月、七島郡司申出候、

二〇〇九

一明和元申三月御糺ニ付、御船奉行申出候内、  
一七島郡司被仰付候へハ書下名字付ニテ、役儀御断申出、御免被仰付候テモ、其身一代ハ書下シ名字ニテ候、  
一七島ハ横目浦役兼役被仰付候へハ、横目役ニテ申出候節ハ片書名字、浦役ニ付申出候節ハ書下シ名字ニテ御



座候、役儀御免ノ節ハ片書名字ニテ候、七島者ノ儀ハ  
役儀不相勤候テモ名頭ノ分ハ皆トモ片書名字ニテ御座  
候間、此段申上候、以上、

申三月十二日

御船奉行

二〇〇

一今度 御家督 御隠居ニ付、七島郡司ヨリ御祝儀可申  
上儀奉存候ニ付、先例見合申候ヘトモ、先年火災・大  
風ニ諸帳相捨候ニ付、進上物等差上ケ御祝儀為申上誤  
相知不申候、先年 隅州様御初入部ノ節、進上物差上  
御目見ヲ被仰付候、御祝儀申上候訳相見ヘ不申候、尤、  
御家督ニ付テモ進上物差上 御目見ヲ被仰付候ヘトモ、  
進上物差上御祝儀申上候訳相知不申候、 太守様去々  
五年御下向ニ付テ、進上物差上年頭之 御目見被仰付  
候ヘトモ、御祝儀ハ不申上候、郡司共ノ儀ハ、跡々被  
遊 御在国ノ節ハ年頭為御祝儀進上物差上 御目見被  
仰付事ニ御座候、然ハ、去ル戊年 御入輿 御任官  
御猶子様御祝儀ハ申上候節ハ進上物不仕候、右ノ次第

ニ御座候ヘハ何様ニ被仰付可然ト難申<sup>①上</sup>候ヘトモ、間々  
御祝儀ニサヘ驚ノ間マテ罷出御祝儀申上事候ヘハ、

御家督ノ儀ハ格別ノ儀ニ奉存候間、進上物差上御祝儀  
申上筋ニモ可被仰付哉、左候ハ、 御目見被仰付候節  
ノ進上物同前ニ、<sup>②</sup>鯉三<sup>③</sup>レン・醬物二壺差上筋ニモ可  
被仰付哉、先例委細ノ書留見出不申候間、得御差図申  
候、以上、

延享四年卯九月十日

御船奉行

二〇一

一諸座付一身者・町家名頭マテハ書下名字御免被仰付候  
ニ付、七島並硫黄・竹島<sup>④</sup>横目ノ儀モ勉内書下名字御  
免被下度旨、御船奉行申出趣有之、

七島ノ儀、横目其外無役ニテモ元来片書名字付来候、  
名頭ノ分ハ都テ書下名字御免被仰付候、硫黄・竹島・  
黒嶋ノ儀ハ、庄屋・浦役・横目マテ勤内ハ勿論、退役  
以後マテモ其身一世書下名字御免被仰付候、

天明三卯四月

主馬<sup>(喜入久福)</sup>

二〇二一

一道之島与人・七島郡司へ、来ル廿八日<sup>①</sup>御対面所 御目見被仰付候事、

安永二巳八月廿六日

二〇二三

明和八年卯九月

一七島郡司へ 御目見被仰付、相濟候已後罷登候郡司へ  
又々 御目見被仰付候儀ハ無之候哉、相糺可申上旨承  
知仕、帳面見合申候処、明和四亥年罷登居候郡司 御  
目見ノ願申上置、未 御目見不被仰付内、跡達テ罷登  
候郡司ヨリ願申上、同九月七日一列ニ 御目見被仰付  
候先例ハ御座候へトモ、 御目見相濟候已後罷登、又  
々 御目見被仰付候儀ハ無御座候、此段申上候、以上、  
明和八年卯九月七日 御船奉行

二〇二四

明和七年寅八月

一 弘治・天正ノ年号ノ比、日向国ヨリ悪党トモ数船<sup>①</sup>ノ兵

船ヲ仕立、年々参リ、島々ノ有モノ・女童トモ押取、  
段々狼藉仕、島々及難儀、右悪党トモ七島ノ内ニテ皆  
トモ打取、其節ノ為御褒美、具足・甲・鎧・長刀捍領  
被仰付、中之島郡司所持仕候、且又右悪党トモ墓所等  
右島へ有之候、

一 国分 御時代ニハ年々参上仕、其砌、中途佐多・根占・

肝付表ニテ度々狼藉ニ逢為申由候へ共、自分ノ働ニテ  
無難題中途罷通御奉公仕、其砌ニテ候哉、御出陣ノ砌、  
七島ヨリ献上鯉節国分へ参上仕候処、御門ニテ何者共  
哉ト 御意ニ付、七島鯉節ト申上候処、勝武士冥加成  
ト 御意有之、其時ヨリ御祝ノ御酒頂戴被仰付、夫ヨ  
リ以来年々七島鯉節上納ノ節ハ毎年御祝被成下、享保  
年号ノ中比マテハ於鹿兒島進上<sup>①</sup>蔵鯉節上納ノ節、御祝  
ノ御酒等被仰付頂戴仕来候処、其已後何様ノ訳不申伝  
候へ共、御祝不被仰付候、

一 高麗 御出陣ノ砌ハ七島ヨリ仕立船ヲ以朝鮮国へ罷渡、  
御奉公相勉、且又 御出陣跡ニ参候者トモ名古屋マテ<sup>(護)</sup>

差越、御帰陣ヲ奉待、尤、高麗へ罷渡候者トモ罷帰

不申者モ有之候由申伝候、其節ノ為御褒美、島々へ高

麗人被成下、下人共ニハ于今高麗人子孫ト申伝候、

一 函書様御家ニ付、七島郡司 御当地へ罷上候節、御機

嫌伺ニ罷出、其節御盃頂戴仕儀ニ御座候、是又高麗御

帰陣ノ砌ヨリト申伝、至只今毎年無中絶罷出申事ニ御

座候、

一 慶長年号ノ比、琉球御征伐ノ砌ハ七島ヨリ御案内仕、

諸事御奉公為仕 御褒美トシテ、七島①中へ知行高三百

石ツ、川邊ノ内ニ拝領被仰付、其比ハ御番トシテ年々

罷登為申由、其後何様ノ差支ニテ御座候哉、御断申上、

御免許被仰付、左候テ、御代々 太守様御在国ノ砌①は

年頭ノ 御目見被仰付、到只今 御在国ノ砌ハ七島郡

司ヨリ經節三十連・塩辛二壺進上仕、 御出座ノ御席

二年々無中絶 御目見被仰付、冥加至極難有奉存候、

尤、加世田へハ松板山①坂正本寺ト申山伏、七島檀方ニテ

至只今、毎年七島安全ノ札守付届御座候、

右ハ、七島中従前々申渡候次第、書付可申上旨奉承知、

島々申伝候次第モ御座候ハ、追テ書付可差上候、以上、

明和七年寅八月

六島郡司

但、中ノ島郡司  
未罷登不申候、

二〇一五(のし)

天明二年寅六月

黒島庄屋 日高傳左衛門

一 右ハ、

(重要女)

茂姫様御事、一橋へ御引取被為濟候処、去丑

十月廿三日 御本丸へ被為入、夫ヨリ 西丸へ 御引

移、 御縁女様ト奉称、御順之儀ハ 種姫君様 御縁

女様 御部屋様ト申御順ニ候旨被 仰渡候段御到来候、

依之、硫黄島・竹島・黒島庄屋・七島郡司当寅夏罷登、

先例之通進上物差上、 御両殿様へ御祝儀申上候様被

仰渡、其段申渡置候処、此節右庄屋年貢上納トシテ罷

登、御祝儀申上度旨申出候、右ニ付、重立候御祝儀事

ノ先例見合申候処、 御家督初テ御下国ノ節、三島庄

屋ノ儀ハ經節五連ツ、進上仕、於鷲之間御祝儀申上、

御帳ニ相付退出仕候、七島郡司ノ儀ハ經節三十連・醬

物二壺進上仕、御祝儀 御目見被仰付候筋ニ相見へ申

候、(雜儀進上仕) 淨岸院様御入興被 仰出候節ハ不及進上物御祝儀

申上、御帳相付退出仕候、

一松平之御称号御賜ニ付テハ、七島・三島ヨリ御祝儀沙

汰書留見当不申候、

一右外常式御祝儀事等ノ節ハ、三島ヨリ進上物差上、御

祝儀申上候儀無御座候、

一此節ノ儀格別成事候間、 御家督初テ御下国ニ付御祝

儀ノ例ニ準シ、七島・三島トモ此節ハ進上物マテヲ差

上、御帳ニ相付、御祝儀申上候様ニモ可被仰付哉、

末略、

寅六月十五日

御船奉行

(二〇一五の?)

御附紙ニテ、御船奉行ヨリ、

茂姫様 御縁女様ト奉称候付、右之為御祝儀黒島庄屋

罷登候付、進上物等ノ儀、先例相シラへ申出趣有之、

本文、 御家督初テ 御下国ノ例之通、七島郡司・三

島トモ①御精進日間進上物差上、御帳相付、御祝儀申

上候様、如例可申渡候、

七月

(書入久福)  
主馬

(二〇一五の3)

一右ニ付、七島郡司目録左之通、

進上

鏗節 三十連

醬物 二壺

以上、

七島郡司中

右、杉原一枚、堅目録(空白、七カ)□ツ折ニシテ相調、天明二寅八

月十一日、詰前御船奉行ヨリ奏者御用人へ差出候、品

物ハ塗受台ニ入付、鷲ノ間へ相備、御船手書役ヨリ御

用人座書役へ引渡、直ニ御納戸藏役人相受取候、左候

テ、口之島・中之島・寶島・臥蛇島郡司、於鷲之間表

横目席詰ニテ御帳ニ相付、御祝儀申上候、御取次御用

人・月番御家老衆へ①御礼廻ノ事、

天明二年寅七月

天明二年寅八月、御記録奉行ヨリ糺ニ付御船奉行返答、

一七島・三島、郡司・庄屋格式方ノ儀、委細書記可申達<sup>①由</sup>旨、当座書役マテ承趣有之、左ニ申達候、

一七島者ノ儀、浦人・百姓ノ訳不相知候、

一此已前ヨリ片書名字付来候家筋段々有之、右名字付ノ

家筋ハ二男・三男・末子マテ皆肩書名字ニテ手札取来申候、

一名頭ノ内ニテモ無名字者有之候、<sup>①由</sup>

一郡司浦役兼役等相動候者ハ、先々ヨリ片書名字付候者

ノ内、家筋ヲ以シラヘ申出事ノ由候、尤、郡司相勉候者ハ極老相成役儀御断申出、御免已後ニテモ役内ノ通

書付名字付来候由、尤、郡司代合ニ付テハ御勝手方浦役兼務ノ儀ハ大御目付衆御方ヨリ被仰付候、

一横目役相動候モノモ同断名字付家筋ヨリ相調申出事ノ由、尤、横目浦役兼務トモニ大御目付衆御方ヨリ一所

ニ被仰付、折々取調候節ハ、浦役ニ付テハ書下名字、横目ニ付テハ片書名字ニ御座候間、勉前ニ付テハ右ニ

準シ、勿論退役以後ハ持前ノ片書名字ニテ候、

一郡司ノ儀ハ、御在国多々進上物差上、御目見被仰付候、其外御祝儀事等申上来候、

一横目役ノ儀、御目見御祝儀無之候、

一三島者ノ儀モ浦人・百姓ノ訳不相知候、

一右者トモ惣体無名字ニテ御座候、然共先々ヨリ社役ニハ片書名字付ノ者御座候、

一庄屋浦役兼務並横目浦役兼務相動候モノモ、無名字ノ内ヨリ相動候ヘトモ、庄屋浦役兼務ノ内ハ書下名字、

役儀相離候後ハ片書名字仕来候由、庄屋ノ儀ハ代々程

ニ相勉来候、尤、横目浦役兼務相勉候モノモ無名字ノ内ヨリ家筋ヲ以相勉候由、横目ノ儀ハ役相離候ヘハ無名字ニテ候由、横目役ニ付テハ七島横目同断、

但、庄屋役ハ御勝手方横目又ハ浦役兼務ハ大御目付

衆御方ヨリ被仰付候、誓詞七嶋同断、

一庄屋 御目見等無之、何ソニ付御祝儀等申上来候、依

折ニテハ進上物等差上候、

一横目役ノ儀ハ 御目見御祝儀無之候、

右之通、当座へ相知有之候、以上、

天明二年寅八月廿二日 御船奉行

御記録奉行衆

通被仰付置、異国方其外不意ノ御用筋ハ勿論、男女差  
寄程ノ御奉公向ハ内々何様ノ儀モ可相勤旨、願之通被  
仰付候事、

延享元年子十月

二〇一七

黒島社家 日高右京

二〇一九

一右、無名字ニテ名字付ノ願申出趣有之、願之通日高名  
字被仰付候条、如例可被申渡旨、仲殿御差図ニテ候、  
以上、

天明六年午七月三日 北郷助太夫印

一大御目付座ヨリ御用ニ付承候様ニ、町田孫右衛門殿御  
取次ニテ、黒島之横目共ヨリ役目相勉<sup>①</sup>ノ内、書下名字  
書ノ儀願出候ニ付、御船奉行次書ニテ被申出候、願之  
通勉中書下シ御免被仰付候間、已後トモニ右役目ノ者  
へハ御免被仰付候、左候テ、役儀御免被遊候節ハ本々  
之通ニテ可相心得旨、御船奉行ヨリ可申渡由、調所為  
右衛門承候事、

二〇一八

一七島郡司トモ、役目中ハ家内マテモ在郷ノ場ヲ被召除、  
其身ハ名字書下御免被仰付、御在国ノ砌ハ於 御対

正徳六年申

面所年頭ノ 御目見ヲモ被仰付事候処、役儀代合申候  
へハ本々之通、札御改ノ節ハ在郷ノ内ニ被召入、並之

二〇二〇

島人ニ無差別罷成、役儀相勉候詮モ無之候間、首尾好  
代合候者ハ其身計在郷ノ場ヲ被召除、書下名字役内之

一七島ノ内諏訪ノ瀬島郡司肥後五郎兵衛事、御船奉行肝  
付五郎兵衛へ同名ニテ候間、長右衛門ト名替被仰付被

下度旨申出候ニ付、致次書申上候処ニ、御家老衆被聞召届、外城衆中サへ地頭承届候テ名替申付候、七島ノ儀ハ御船奉行支配ノ島ニテ候間、御船奉行承届候上於御船手名替可申付旨、蒲生十郎兵衛御取次ニテ被仰渡、享保三年戊八月廿五日

二〇二一

一享保十五年戊年、七島郡司トモ前々ヨリ 御出座ノ御序ニ 御目見被仰付来候処、去辰年 御通掛 御目見被仰<sup>①</sup>付、午年モ同断ニ付、此節郡司トモ段々願出趣有之、願出高橋外記殿へ差出候処、右之段ハ願ニ不及候間、弥跡々之通可被仰付趣ニ付、書物被相下候、以後トモ一通ノ願マテ申出筈也、

肝要帳

二〇二三

写

一 奏者番へ

右ハ、七島郡司ノ内五島ノ郡司、明廿一日 御通掛ニ御目見被仰付候旨、次第書相渡置候、右郡司トモ儀、御対面所 御出座ノ御序ニ 御目見被仰付事候へトモ、最早<sup>②</sup>常年ハ 御出座ノ御序モ無之候故、右之通御通掛ニ 御目見被仰付候、此儀已後共例ニハ不被仰付事候条、其通可相心得候、右可申渡候、

辰九月 享保九年歟

(川上久兼)  
一学

二〇二三

一七嶋郡司年貢ニ罷出、年頭ノ御祝儀外ニ何ソニ付御祝儀申上候節ハ、御船奉行郡司トモ召列、鷲之間ニ扣置、月番御用人へ首尾申出置、郡司トモ御暇仕儀ニ候、然処ニ此節 御入興 御任官 御猶子様御祝申上度旨申出候ニ付、得御差図候処、右式ノ節ハ進上物等差上儀候哉ノ旨、高橋外記殿御取次ヲ以被仰渡候ニ付、此跡ヨリノ御祝儀申上候節、進上物仕候儀無御座候段申上候処ニ、左様候ハ、此節之儀モ進上物仕ニ不及由、戊

八月十三日、高橋外記殿御取次ヲ以被仰渡候、尤、自今已後年頭外間々御祝儀ニハ進上物ニ不及由承候、末略、

享保十五年戌八月

肝要帳

二〇二四

一七島郡司共 御目見ノ願申出候節ハ、此跡ヨリ御勝手方へ申出来候へトモ、向後ハ表方へ相付願書物可差出旨、亥九月八日谷山角太夫殿御取次ヲ以被仰渡、伊集院仲左衛門承知、

享保十六年亥九月

肝要帳

二〇二五

一益之助様被遊(宗徳) 御中刺、御名替被遊候御祝儀申上度由、七島郡司ヨリ願申出、其段申上候処、先例之通御祝儀可申上旨、織部殿ヨリ被仰渡候間、今月十五日朝四ツ時前ニ罷出、驚之間ニ可罷居旨、鎌田源左衛門殿御取

次ヲ以被仰渡候間①付、十五日罷出、御屋形詰御船奉行讚

良善助方へ其首尾申出候故、御勝手方へハ山田新助殿

御取次ヲ以今日右ノ御祝儀可申上旨被仰渡候段首尾申

上、表方へハ郡司銘々名書ヲ以鎌田源左衛門殿へ申出

候処、月番御目付①方へ被仰渡、於驚之間横目席詰ニテ

右御祝儀ノ御礼面々御帳ニ相付、尤、善助事差添罷出

候テ右御礼御帳付相濟候段御勝手方へモ申上置、源左

衛門殿へモ其段申出候処、御用無之由被仰渡、郡司ト

モ退出仕候事、  
元文二巳十月十六日

肝要帳

二〇二六

一信州様被遊(松州カ、吉貴) 御逝去①候ニ付、御両殿様へ七島郡司トモ伺 御機嫌ノ儀何様ニ可仕哉ト御勝手方へ御内々申出候上、表方新納次郎兵衛殿御取次ニテ申出候処ニ、驚之間へ罷出、御帳ニ相付候様ニ被仰渡、卯十月十二日驚之間へ罷出、御帳相付候段、臥蛇島郡司肥後源左衛



門・平島郡司日高源右衛門申出候、

延享四年卯十月

二〇二七

宝曆四年<sup>①</sup>戊

一 硫黄島熊野権現社頭取長濱権太夫ヨリ、太守様御下  
国ニ付、先例之通纏節五十ツ、進上ニテ 御目見被仰  
付被下度、当座へ願出趣有之、次書左之通、  
右之通、従前々 御目見被仰付候付、此節モ 御目見  
ノ願申出候間、有来通有御座度候、以上、

戊四月十八日

御船奉行

村田與三左衛門

本田出羽守殿

二〇二八

一 上略、且又 御家督ニ付、御祝儀申上候へトモ、  
時分後ニ罷成候テハ島方可差支候間、郡方トモ暇ノ儀  
ハ早晚之通可申出旨、卯十月被仰渡候、尤、七島郡司

共ノ儀ハ毎年年貢上納トシテ罷登事ニ御座候故、御祝  
儀ニ付罷登候様、態ト飛船ヲ以申渡儀ハ無御座候、島  
方一統ニ何ソ被仰渡候節ハ琉球諸島へ島次飛船被差越  
候付、右便ヨリ申渡候、

一 七島郡司トモ年頭ノ御祝儀申上候節ハ進上仕、御目見  
被仰付事御座候へハ、其外ノ御祝儀事ニハ進上物ニ不  
及、驚之間マテ罷出、御祝儀申上候先例多々御座候間、  
此段申上候、

以上、

宝曆六年<sup>①</sup>亥八月廿二日

御船奉行

二〇二九

一 今度就 御家督、道之島与人、硫黄嶋・竹島・黒島庄  
屋、七島郡司ヨリ御祝儀申上候儀、先例之通可被申渡  
旨、御勝手方へ可相達候、

宝曆六年<sup>①</sup>亥九月十五日

主殿<sup>①</sup>島津久為

二〇三〇

一 宝曆元年未七月、(重年) 圓徳院様御着城ニ付、七島郡司御

祝儀申上候次第、且又当分郡司相揃候哉ノ旨、御用人堀基左衛門ヨリ糺方ニ付、左之通、

一 宝曆三酉十月廿五日、先例之通進上物仕、年頭ノ御祝儀 御目見被仰付候、

但、御着城ニ付テハ御祝儀無御座候、

一 宝曆十一年巳九月十三日、御家督初テ御下国ニ付、

先例之通年頭ノ御祝儀七島郡司中ヨリ進上物仕候、其節ハ臥蛇島郡司一人罷登居、御目見被仰付候、

但、毎年年貢上納罷登、御在国ノ節計 御目見奉

願候、御在府ノ節ハ不奉願、進上物モ不仕候、進

上物⑨次第ハ七島郡司中ヨリ纏節三十連・塩辛二壺

差上来候、尤、都テ不相揃節ハ罷登候郡司ヨリ七島

中ノ御祝儀兼テ申上候、一島ヨリ進上物ノ品何程ツ、

ト分テ差上候儀無御座候、七島中ヨリ右之通進上仕

先例ニ御座候、

一 七島ノ内、寶島・諏訪瀬⑩・口之島郡司ハ当分罷登居

申候、 中略、 都テ不相揃候テモ罷登居候郡司ヨリ

七島中相兼候テ御祝儀申上候儀、多々御座候、

右之通相糺、此段申上候、以上、

宝曆十三年未七月五日 御船奉行

二〇三一

一 宝曆十三年、平島・諏訪瀬島・寶島・悪石島・中之島

郡司並口之島寄郡司トモヨリ 御目見ノ願申出候処、

寄郡司ヘハ 御目見不被仰付、外五島郡司マテ被仰付旨、左之通被仰渡、

一 纏節三十連 塩辛二壺

五島郡司名書略ス

右ハ、年貢上納ニ付罷登、先例之通 御目見被仰付被

下度旨願申出候間、明廿二日四ツ半時、右之通進上物

道之島与人引次於御対面所末席 御目見被仰付候条、

如例可申渡候、

未九月廿一日

(小松傳書)  
式部

右ニ付、廿二日朝五ツ時郡司トモ 御本丸ヘ罷出、驚

之間へ相扣居候付、御船手筆者罷出、御用人座奏者方  
筆者へ首尾申達候処、奏者番來方へ可申出旨承候間、  
奏者方へ首尾申出候、

二〇三三

一進上物ノ儀、走番兩人ニテ樋之間へ廻置、御出座前  
以御目通ニ備置、郡司トモ筆者召列杉之間縁類へ相  
廻リ、御目見稽古被仰付、直ニ右縁類・虎之間縁類  
へ扣居、

一目録ノ儀ハ御用人座筆者へ相渡候、  
一右受台御納戸ヨリ致借物候へトモ、御用人座筆者へ目  
録直ニ相渡候間、向後不及借物候、

一御船手筆者麻上下着用ニテ可罷出事、刻限郡司同前ニ  
罷出、諸事引廻致シ候事、  
一目録、横折ニテ可相調事、

一右首尾、御船奉行川上瀬兵衛・筆者鎌田友右衛門、  
一延享二年(三年寅カ)十一月、(雜書)隅州様御隠居御家督ニ付、七島  
郡司・三島庄屋御祝儀、

一(三年カ)同二年十二月、慈徳院様少将御任官ニ付、同断、

一(四年卯之)同三年寅四月、御同人様御家督初テ御暇ニ付、同断、

一寛延元年辰十二月、御同人様中将御任官ニ付、同断、

一同年辰三月、御同人様御縁組ニ付、同断、

一同年同月、(雜書)菊姫様御縁組ニ付、同断、

一(重年)同二年巳十一月、圓徳院様御家督ニ付、同断、

一(三年巳十一月カ)同三年午十二月、御同人様少将御任官ニ付、同断、

一同年同月、於時様御前様御立ニ付、同断、

一同年、圓徳院様御家督初テ御暇ニ付、同断、

一同年十月、御同人様御帰国初テ上使ヲ以御看拝領ニ

付、同断、

右之通御座候、以上、

宝曆十三年(十四年カ)申閏十二月朔日 御船奉行

牧野仁左衛門殿

二〇三三(の1)

宝曆三年酉

一酉九月、口之島郡司肥後仁右衛門相果候ニ付、代役肥

後仁兵衛へ被仰付度、口之島中ヨリ願出、中之島・平

島・悪石島・宝島四島郡司次書ヲ以申出、

右申出之通、口之島郡司肥後仁右衛門此内罷登、病キ

有之相果申由申出候ニ付、其段申上置候、依之、跡郡

司ノ儀吟味申渡候処ニ、右仁兵衛へ被仰付被下度旨、

島中ノ者共ヨリ申出候ニ付、当分罷登居候余島ノ郡司

へモ吟味申渡候処、島中ヨリ申出之通、仁兵衛郡司被

仰付候テモ相勉申者ノ由申出候間、仁右衛門跡郡司仁

兵衛へ被仰付度奉存候、尤、親類中へ御咎目被仰付置

候者無御座段承届申候間、此段得御差函申候、以上、

西九月廿五日

御船奉行

(110111362)

此表、肥後仁兵衛へ口之島郡司申付候条、如例可申渡  
也、

西十月五日

御勝手方印

堀堀右衛門

御船奉行

物奉行

二〇三四

(列により補)

中之嶋郡司

本名平次郎

日高太郎右衛門

一右之通、依願名替申付候間、(朱書「申上候、以上」)此段被聞召置可被下候、

以上、

西十月九日

御船奉行

朱書者月番御目付へ、

二〇三五

(列により補)

口之嶋郡司肥後仁右衛門跡

肥後仁兵衛

一右、口之嶋郡司肥後仁右衛門致病死候跡、郡司として

右仁兵衛へ被仰付候間、浦役兼役被仰付度奉存候、此

段申上候、以上、

西十月八日

御船奉行

本文、申出之通浦役兼役被仰付候旨、西十月八日、村

田五右衛門御取次ニ而被仰渡、

二〇三六

(前半欠、列により補)

宝曆五年

一亥年、太守様御逝去ニ付、七嶋郡司共同 御機嫌之

儀、別紙を以申出候付、為御心得帳留見合遣候、

一去巳春、太守様御逝去ニ付、七嶋郡司共同 御機嫌

之儀申上候処、先例可申上旨被仰渡候付、総州様御

逝去之節者驚之間へ郡司共扣居、御帳被相下、御帳ニ

相付退出仕候通、御船手帳留御座候由、巳七月廿一日

申出候処、左之通、

一太守様御逝去ニ付、七嶋郡司共同 御機嫌之儀申出候

通被仰付候旨、相良弥一兵衛殿御取次ニて被仰渡候、

諸島之

(これより以前欠、⑨により補)

郡司登城候節、時々不及申出、御帳可相付旨、是又被

仰渡、巳七月廿三日日本太<sup>⑩</sup>、兵衛承知候由、帳面御座

候、御殿詰種子島七郎太<sup>⑩</sup>殿、

右ニ付朱書

七嶋郡司ヨリ伺 御機嫌ノ儀願申出置、申出ノ通被仰

付候旨、宮之原宇右衛門殿御取次ニテ被仰渡候、明日

罷出、御帳相付候様被仰渡候付、可被申渡候、以上、

亥八月七日

村田與三右衛門<sup>⑩</sup>

御船奉行

但、太守様御逝去ニ付、隅州様へ伺 御機嫌、

御船奉行伺申出候付、

百姓

二〇三七

(二〇三八号行簡朱書)

一百姓トハ、公家二十氏・武家八十氏ナリ、此苗裔下テ

庶民ト成、依テ、百姓ト云、庭訓抄、

二〇三八

一近名又ハ外城ヨリ馬ヲ牽キ鹿兒島へ差越候節<sup>⑩</sup>、脇指

差候格ノ者モ無刀ニテ差越候様、先年申渡有之候処、

頃日馬牽キ候者脇指ヲ差シ、或ハ通路考モ無之繁置、

往還ノ妨ニ相成、或致大酒、法外ノ体ニテ致徘徊、就

中、末々ノ者身分不相応ノ脇指ヲ差候者有之由相聞へ

不届候、向後右体ノ儀無之様、支配頭其外諸外城マテ

モノ洩様可申渡旨被仰渡、

明和寅五月廿五日

(七年カ)  
(小松清書)  
帶刀  
(川田彌福)  
伊織

二〇三九(の1)

(御触書天明集成 三〇一九号)

一何事ニヨラス、ヨロシカラサル事ニ百姓大勢申合せ候  
ヲト、ウトトナへ、ト、ウシテシヒテネカヒ事クハタ  
ツルヲコウソトイヒ、アルヒハ申アハセ村方タチノキ  
候ヲテウサント申、前々ヨリ御法度ニ候条、右類ノ儀  
コレアラハ、居村・他村ニカキラス早々ソノスシノ役  
所へ申出ヘシ、御ホウヒトシテ、

ト、ウノ訴人

銀百枚

コウソノ訴人

同断

テウサンノ訴人

同断

右之通下サレ、ソノ品ニヨリ帶刀・苗字モ御免アルヘ  
キ間、タトヘ一旦同類ニ成ル共、発言イタシ候モノ、  
名前申出ルニヲヒテハ、ソノ科ヲユルサレ、御ホウヒ  
下サルヘシ、

一右類訴人イタスモノモナク、村々騒立候節、村内ノモ

ノヲ差押、ト、ウニクワ、ラセス、一人モサシイタサ、  
ル村方コレアラハ、村役人ニテモ百姓ニテモ重キニト  
リシツメシモノハ御ホウヒ銀下サレ、帶刀・苗字御免、  
サシツ、キシツメ候モノトモ、コレアラハ、ソレソレ  
御ホウヒ下シヲカルヘキ者也、

明和七年十月

奉行

(二〇三九の2)

右之通、御領ハ御代官、私領ハ領主・地頭ヨリ村々へ  
相触、高札相建有之村方ハ高札ニ相立可申旨、從 公  
義被仰渡候段被仰渡、

明和七寅八月六日

二〇四〇

(御触書天明集成 三〇四一号)

一上方筋百姓トモ強訴等イタシ相集候趣相聞候間、可成  
丈取鎮、其上ニモ難取鎮ナシ候ハ、▽召捕可申候、領分  
限ニテは難行届儀も可有之候間△、御領料・私領トモニ  
▽申合、御料他領之ものニても△最寄次第人数差出召

捕、▽其上ニテ△御代官又ハ領主・地頭へ可引渡候、引渡候様可致候、

併飛道具等用ナシ候儀は可為無用、從 公義被仰渡候

段被仰渡、

明和六丑二月廿一日

ハ、早々可申出旨被仰渡、  
同年丑四月

二〇四三

(御触書天明集成 三〇四三号)

二〇四一

(御触書天明集成 三〇四二号)

一諸国百姓トモ願之筋有之候ハ、名主・村役人等ヲ以、  
定法ノ通可相願儀候処、大勢致徒党候段不届候、自今  
弥右之通可相心得候、若心得違致徒党候ハ、可取揚  
願タルトモ理非不及沙汰、無取上、急度仕置可申付候、  
右之趣、兼テ御領・私領百姓共へ、御代官・領主・地  
頭ヨリ可相触旨、從 公義被仰渡候段被仰渡、

明和六丑四月朔日

二〇四二

一遠国百姓共大勢集、強訴等イタシ候節ハ、最寄之領主  
ヨリモ人数ヲ出、取鎮候様從 公義被仰渡候付、境目  
ノ諸所、兼テ氣ヲ付罷居、隣国万一強訴ノ取沙汰モ候

一遠国百姓共願ヲ含、所々ニテ寄合、手段ヲ企、廻状ナ  
ト出シ、外村々ノ者トモ、は趣意ハ不弁シテ、不得  
止事罷出、大勢集、村役人ノ居宅又ハ遺恨ニ存候者ト  
モノ家作並諸道具ヲ打損シ、吟味ニ相成候上ニテ、数  
ヶ条ノ願ヲ申立候類も有之候ヘトモ、公義ヲ輕薄、領  
主々ニテ申有、穩便ニ取鎮ム候儀ヲ專要ニイタシ候故、  
百姓トモカサツニ相成▽及狼藉不法之儀共有之候、百  
姓を憐ミ候儀は勿論之事ニ候得共、右体徒党を結び、  
強訴を企、及狼藉候もの共を、手よはく取扱候ては、  
外場所ニても見習候様可成行哉、以来御料所之百姓と  
も騒立候ハ、最寄之領主より人数を出し、私領ニテ  
△候間、右体騒立候ハ、▽其領主又は△最寄ノ領主  
ヨリも人数ヲ出シ、手強ク、打散、手ニ当リ候者ハ搦捕、  
願之趣ハ理非之不及沙汰上、取揚▽不申、他所之引合有之は

差出、一領限ニ候ハ、△其領主ヨリ遂吟味、仕置ノ儀  
可被相伺候、

万石以下ノ知行所騷立候節モ同様ニ相心得候様、万石  
以上ノ面々へ可相触旨、從 公義被仰渡候段仰渡、

(明和六年)  
同年丑四月

二〇四四

一百姓トモ大勢子トモ有之候へハ出生ノ子ヲ産所ニ直  
殺候国柄モ有之段相聞得、不仁之到候、以来右体ノ儀  
無之様從 公義被仰渡置候、子共出生ハ御國中繁栄ノ  
儀、鄉村ノ余勢ニ相成事候、御領國中右体ノ儀有之間  
敷候へトモ、万一心得違候テハ甚以不仁ノ到候条、右  
仰渡ノ趣屹可相守候、

右之通、思召ヲ以被仰出候ニ付テハ、末々ニ到、取違  
候儀、曾テ無之筈候へトモ、自然出生ノ子ヲ窃ニ流産  
又ハ血荒ノ筋取扱候者有之候ハ、糺方ノ上屹其科可  
被仰付旨被仰渡、

明和八卯八月廿八日

二〇四五

一飢肥御領ノ者トモ多人數相集リ強訴等敷風聞有之候処、  
告相集リ方ニ相聞得候段、追々申出趣有之候、右ニ付、

以後万一心得違、御領内へ迦来候者トモ有之候ハ、  
逃散イタシ他領へ願出候儀ハ堅御停止ノ旨、從 公義

兼テ被仰渡置趣有之候故、入付候儀不相成旨申聞、一  
切入付間敷候、一通リ申聞候マテニテ不致得心候ハ、

其節ハ別紙 公義仰渡之趣ヲ以幾度モ申聞、是非致帰  
參候様可取計、乍其上不罷帰候トモ、差凶無之内、境  
目内へ入付申間敷候、右之段ハ早々可申出候、

右之通、高岡並最寄境目郷へ申渡、此已後無油断聞合  
等申付置、猶又右体ノ風聞承得候趣モ候ハ、時々申出、  
境目番人等へモ屹ト可申渡置旨申渡、四カ所抑へモ可  
申渡候、

寛政元酉閏六月廿四日

(市田教國)  
勘解由

二〇四六

覚写

(御触書寛保集成 二六〇二号)



一 質地取候者、年貢不出之、質地ニ遺置無田地者方ヨリ

年貢役等勤候者有之由相聞、不届ノ至候、堅停止之事、

一 田地永代売買、此已前被仰出候通、弥以禁制ノ事、

右之趣堅可相守、若令違背者可引罪科者也、

卯四月從 公義、

貞享四年卯五月、被仰渡、

## 二〇四七

一 百姓山差帶候儀ハ停止ノ事候故、頃日近名ノ者トモ聞

ニハ脇指帶候者モ有之由相聞ヘ不届候条、聊取違無之

様稠敷可申付候、此已後相背候者モ候ハ、先年申渡

置候脇指取揚、其段可申出候、自然右体ノ者脇ヨリ相

知候ハ、役々マテモ可為越度候、

安永八亥六月

帶刀

## 二〇四八(の1)

(御触書天明集成 三〇一四号)

一 近来在方村々ノ者トモ耕作ヲ等閑ニイタシ、却テ困窮

等ノ儀申立、奉公稼ニ出候者多、所持ノ田畑ヲ荒置候

類有之由相聞、不埒ノ到候、以来村高人別割合、何人

マテハ奉公ニ出候テハ残人数ニテ耕作ハ勿論、村方ノ

差支無之候哉否、村役人トモ相糺、実々無抛(子細カ)不調ニテ

奉公ニ出度旨相願候モノ有之候ハ、右割合ノ人数マ

テハ村役人共承届、年季ヲ限奉公出候様可致候、若村

方ノ差支モ不願、奉公ニ出、田畑ヲ荒シ候儀等有之候

ハ、当人ハ勿論村役人トモ越度タルヘキ者也、

右之通、御領ハ御代官、私領ハ領主・地頭ヨリ可被相

触候、

酉五月

## (二〇四八の2)

右之通、從 公義被仰渡候条、此旨与中・支配中・諸

外城ヘ不洩様可被申渡候也、

安永六年酉

## 二〇四九

札改条目ノ内

一 何方ノ支配ニモ不相付者於有之ハ、百姓ニ被召成御法

二候、右体ノ者於有之ハ可有披露事、

但、此已前ハ右体ノ者、浮世人ト相唱候間、入念可相改候、

門屋數名頭名字

二〇五〇

一古者土ノ不仕者ハ皆農ヲ勉候、依之、古代ノ作人名書帳イツレモ土人ノ名ト相見ヘ候、今ノ郷土ノ振合ニテ可有之候、夫故昔ノ農人ニハ藏人・大藏・但馬・内膳ナト官名ヲ付候者多々有之候、中馬大藏ナト 惟新様無二ノ昵近ニテ候ヘトモ、出水衆ニテ関ヶ原ノ左右者作場ニテ聞、直ニ出立有之由、 権現様昵近ノ近藤某モ大須賀カ讒ニ逢、下官シテ後ハ農事ヲ勤候ト相見ヘ候、異国・本朝トモニ右之通ニ候故ニ、農人ノ事ヲ上古ヨリ百姓ト唱候、天下ノ人、四姓ハ勿論、諸ノ姓氏イツレモ農ニ集リ候ニ付、百姓ト唱候ト相考候、百日、

凡數ニテ多キ事ヲ申候、扱、農人ノ家部ヲ何門又ハ何屋敷ト唱、是ヲ名頭ト申候ハ、御高格護ノ家部ヲ分タル名字ニテ候、士ニ家々ヲ被下置、其家名アルコトク、農人ハ御高ヲ支配イタスモノ<sup>①</sup>候ヘハ、到テ大切成者ニ付、其家ヲ不被定置候テハ、依時宜地面致支配候人無之、荒地等相成事ニモ可成立儀ニ付、夫々地面相応ニ割付、右ノ家ヲ為被建置、家部主ノ名字ニテ候、門トハ、戸ト云意ニテ、竈數ノ事ヲ戸數ト云、又千戸侯、万戸侯ナト云モ家千軒有所ノ地頭ヲ千戸侯ト云、万軒有所ノ地頭ヲ万戸侯ト云、イツレモ此意ニテ候、日本ノ俗、家々門ヲ立候ニ付、門ト申候ヘハ則家ト申同前ニテ候、孟子ニモ、且暮叩人之門戸求其水火ト有之候ヘハ、彼方ニテモ同前ト相見ヘ候、扱、天下ノ御高、夫々支配ノ家部不被定置候テハ作人勝手次第相成、永年ニ到テハ混乱ノ基トモ相成儀ニ付、夫々地面致配當、其地面ノ支配被仰付、門名被下置、其門ノ百姓永々其地面ヲ支配イタシ、若モ其家子孫無之候ヘハ門養子被仰付、永々其門不致断絶様ニ被立置候、百姓家部分ケ

ノ名ニテ候、屋敷ト云モ前ニテ、門ハ屋敷一ヶ所ニ立居候門戸ニテ名字ヲ立、屋敷ハ其百姓住所ノ地面ヲ以名ヲ立、イツレモ農家ノ標号ニテ候、孟子ニ五畝之宅ト有之候者則百姓ノ屋敷ニテ候、此門屋敷ノ筋目ノ者ヲ名頭ト唱候、若モ其家ニテ地面ノ支配届兼候ヘハ下作ノ者ヲ取候、是ヲ名子ト唱、其名頭ノ子作ト云ノ意成ヘク候、右名頭・名子ノ惣頭ヲ致候役目ヲ名主ト唱候、以前功才ト唱候処、天明三卯二月名主被相改候、

二〇五

寛政十二申、札改条目之内

一 百姓家内ヲ差分候儀ハ、検地門割又ハ家内人数多罷成候節、郡奉行見計ノ上為別立儀候間、札改ニ付、名頭又ハ名字付等ノ儀不書違、古帳引合、先改以後別立候者ハ郡奉行証文之通可書記事、

一 郡奉行承之上百姓仕置候者、且又嫡子ヘ名頭相讓候儀ハ、郡見廻・庄屋証文ニテ札改ノ節、名頭可相直候、嫡子・養子外ヘ相讓候者ハ郡方ヘ申出、郡奉行証文ニ

テ名頭可相究事、

但、名子出入等ノ儀ハ郡方ヘ申出、郡奉行証文ニテ可相究候、

一 門地致附屬候者ハ、先名頭何左衛門、当名頭何左衛門、且又跡地方受取候者ハ、当名頭何左衛門、<sup>⑦</sup>先名頭何左衛門△ト手札帳面トモニ可相記事、

付、百姓トモ男子都テ一字名相付候テハ男女紛敷候間、相付間敷候、以上、

二〇五

一 七島中ノ島日高彦左衛門、高二石三斗二升三合六勺ノ一門前々ヨリ致支配居候処、破船ニテ致死失、右弟新八無身上者ニテ御高格護難成候付、右門協方<sup>⑧</sup>ヘ支配被仰付度申出、同島ノ作右衛門ヘ支配被仰付度、於其儀ハ、御高支配被仰付候者ハ前々ヨリ名頭ニ相立、肩書名字御免ノ儀御座候間、其通被仰付度申出、御船奉行次書ヲ以申出候処、申出之通被仰付候段、御証文ヲ以被仰渡、

享保十巳十月六日

取次  
浦生十郎兵衛

二〇五三

一 浦浜町屋敷致所持候者、是又名頭ト唱候、尤、依所肩書名字御免ニテ候、右惣頭、右名頭ノ内ヨリ年番ヲ以相勉候モノ、是ヲ名頭ト唱候、浦浜町ノ儀ハ百姓トハ相替、年貢ノ品トテモ無之、屋敷掛ニ付諸殿役相勉候、殿役不相勉候ヘハ夫々役銀上納致事候、是又大切成天下ノ地面預居、御国役相勉候者ニ候ヘハ、其筋目永々不致伝来候テ不叶者故、其家部被建置、名頭被下置儀ト相見ヘ候、

二〇五四

札改条目ノ内

一 鹿兒島町人、名頭計都テ名字付御免<sup>①候間</sup>ニ付、家部ノ者マテ手札・帳面トモ名字可相記事、  
一 諸郷野町並浦浜人ノ儀、百姓・浜人同前ノ者ニ候故、名字付御免無之候、然トモ境目ノ郷ハ依願名頭計名字

付御免、

一 関外四ヶ所野町人名頭並子共・伯父・甥・従弟類マテ名字付御免、

一 飯野、加久藤、小林五日町・十日町、野町人トモ名頭計名字付御免、

一 国分両野町、年行司相勉候者之家筋並乙名ノ者共名字付御免、

一 諸縣郡高城野町、依願名頭マテ名字付御免、  
一 浦浜人名頭並名字讓候者、<sup>①且</sup>是又家内差分別立候者ハ、

御船手ヘ申出、御船奉行証文ヲ以可相究事、

御船手附

二〇五五

文化元子改

一 御船頭二人 内、一人鹿兒島 一人久見崎  
一 脇船頭三人 内、一人鹿兒島 二人久見崎

一 仮脇船(頭カ)三人 内、一人鹿兒島 二人久見崎

一 船頭二十一人 内、八人鹿兒島 十三人久見崎

一 水主二百九人 内、七十六人鹿兒島 百三十三人久見

崎

一 御船頭大工(ママ)①頭一人 鹿兒島

一 御船大工頭添役二人 久見崎

一 御船預リ二人 内、一人鹿兒島 一人久見崎

一 矢倉船頭二人 内、一人志布志浦人 一人内ノ浦浦人

## 二〇五六

文化元子改、御船手惣人数与力以下

一 男女九百七十三人

内、男二百二人鹿兒島、十九人与力、一人一代与力、

男三百三十人久見崎、二十二人与力、四人一代

与力、

## 二〇五七

一 御船手附ノ源右衛門、当時何御奉公モ無之、無身帶者

ニテ、武村百姓成ノ願申出、御船手何ソ差支無之段、  
御船奉行申出、御免被仰付候、

享保五子正月廿二日 御証文

## 二〇五八(の1)

一 兩御船手附ノ人数、前廉者別テ無人ニ為有之由ニテ、  
川内・阿久根表ヨリ為被召入置事ノ由候、左様有之候  
哉、当分久見崎御船手付ノ者マテモ右諸所ニ縁者並親  
類多御座候、右通ノ儀候故、脇方へ永代ニ罷出候儀被  
召留置候、然ハ近年ハ兩御船手トモニ多人數ニ罷成候  
付、当時召仕候人数外、賃取持等方々罷出候者多御座  
候間、尤、不身上者共ニテ子共有之候、左様成者ハ子  
共相応ノ奉公ニ出シ度存候へトモ、年季ノ儀ニ候故、  
抱ノ人少ク御座候間、右体ノ者ハ我々見合ヲ以、永代  
暇出度御座候間、其筋ニ被仰渡被下度奉存候、右式ニ  
被仰付置候テモ何ソ差支有御座間敷哉ト申談候、尤、  
男女ニ到リ仕合ヲ以、以後身ヲ請仕、帰參ノ願申出候  
者モ御座候ハ、其節①は又々御船手付ニ被仰付ニテ御座有

間敷哉、如何奉得御下知候、已上、

宝永三年戊四月十九日

御船手

御船奉行連名

(二〇五八の2)

此表、当時身上差迫候者、致家内ト申出候ハ、見合

ヲ以当年中暇可被下候、尤、当時御奉公相勤候者ハ御

暇遣間敷候也、

戊五月二日

御勝手方印

向井市之丞

二〇五九(の1)

(行間朱書) 一定水手ノ者、袴ヲ着候勉ハ無之候間、向後常式袴着用

不仕候様ニ可被申付候、末略、

右ノ通、御船奉行へ可被申渡候、以上、

正徳三年巳十月廿七日

取次

蒲生十郎兵衛

(二〇五九の2)

一定水主、常式袴着用不仕様ニ可申付旨被仰渡、則申渡

置候、然者小船頭者定水主ノ内ヨリ相勉申事ニテ御座

候処、旅へ船頭職ニテ罷出候節計片書名字御免ニテ定

船頭並相勉申候、就夫、爰元ニテ諸座へ罷出、御荷物

モ相受取、諸事御用承申事ニ御座候、兼テ定水手ノ内

ニテ御座候へトモ、右体ノ節ハ袴着用仕セ申ニテモ可

有御座哉、御尋申上候、已上、

享保十年巳十月卅日

御船奉行

(二〇五九の3)

此表、諸座用事承候節マテ袴着用無用候様可被申渡也、

巳十一月二日

御勝手方印

蒲生十郎兵衛

二〇六〇

一 上略、百姓ト御船手附・鹿児島三町・外城岡町・

浦浜人・寺門前ノ者縁与ノ儀、以前ヨリ御禁止ノ事ニ

候、百姓方へ右諸所ノ者何方ヨリ<sup>①</sup>入来候儀ハ御免

<sup>②</sup>新<sup>③</sup>之<sup>④</sup>候事、末略、

正徳三年巳五月六日

二〇六一

札奉行所押札ニテ、一両御船手付手札ノ者、水手相立候所へハ互ノ縁与仕候へトモ、百姓方へノ縁与為仕間敷旨、元禄十一年寅九月被仰渡、

右条々、堅固ニ可被申渡者也、

万治二年亥正月廿七日

鎌田源左衛門印

土持段右衛門殿

岩切加左衛門殿

平田次郎兵衛殿

二〇六二

一両御船手付手札ノ者、当町・諸浦人・寺門前マテハ互ノ縁与御免ニテ候へトモ、諸家中・御小者・御道具ノ者・御中間、互ノ縁与御免無之候間、右ノ間へ互ノ縁与御免勝手次第被仰付度ノ旨申上候処ニ、達 貴聞、諸家中・御小者・御中間・足輕へ互ノ縁与御免被成候通、元禄十二年卯三月廿七日被仰渡、取次猿渡喜右衛門、

二〇六四

札改条目之内

一御船手定船頭ハ名字付、定水主無名字、

一浦浜人縁与ニテ他浦へ出入ハ御船奉行可為証文事、其①付

所中ノ縁与ハ浜役人可為証文事、

一御船手附ノ者、上・下・西田町、互ノ縁与御免ノ事、

以上、

二〇六三

一定水主ノ者、鹿兒島中歩行ノ刻、刀指候儀可為停止、御上洛ノ砌又ハ御国ニテモ遠方ニ御船ニテ御越ノ時分ハ、刀所持ノモノ者刀所持ニテ可參事、

二〇六五

御船手御規模之内

一両御船手付ニテ手札申受候女ノ儀、浦浜・寺門前ノ者、

且又諸家中並御小者・御中間・足輕マテハ縁与可致免

許候、此外へ縁与可為停止事、

但、浦町浜人ノ女ヲ御船手付ノ者子分ニ致シ置、寺門前・諸家中・御小者・御中間・足輕へ遣候儀、且<sup>①是</sup>又可令停止事、

二〇六六

覚

一宗門手札御改ニ付、御船手付ノ者余方へ相除候儀、此前ハ我々証文ハ船藏役人方へ相渡、役人ヨリ互ノ証文取替、改済来候へトモ、以後ノ儀ハ直証文ヲ以相除申筈、札改奉行所ヨリ問合有之候間、其元ノ儀モ其通御心得可被成候、此段申越候、以上、

午四月廿九日 元文三

御船奉行

久見崎詰御船奉行

二〇六七(の1)

延宝五年巳

一寛文十年戌七月日帳ノ写

一菱刈孫兵衛殿ヨリ被仰出<sup>②候</sup>者、定水主ノ者ト在郷女ト

縁与ノ儀、帯刀老へ被得御意候へハ、浦々ヨリ為罷出定水主ハ御船手ヨリ暇出候時ハ本々ノ浦へ参候由候間、其身ヨリ右之通書物仕、我々ヨリ別儀有間敷通ノ裏書致シ、郡座当書ニテ差出候ハ、其上ニテ縁与可被差免通、御下知ニテ候、其心得可申通承候事、

右之通、前々被仰付候、其時分マテハ人内ハ定水主役ニテ罷居候ニ付、右ノ如クニテ候ハント存候、近年ハタトへ人内ノ者有之候モ御船手定籠札ニ申付、惣様定船頭・定カコ御船手付ニ罷成、御暇被下候テモ浦浜同前二十年季ノ外証文出不申候、然ハ百姓互ノ縁与、浦人並ニ被仰付候テ可然ト奉存候間、得御意申候、以上、

巳十月六日

御船手

御船奉行三人連名

二〇六七(の2)

此表、向後定船頭・定水手御暇被下候テモ浦浜同前ノ諸奉公可相勤通ノ書物、其身ヨリ諸船手差出候上ヲ以、船奉行見届、郡座ニ引合次第互ノ免証文浦浜同前ニ可



被申付候、以上、

巳十月八日

<sup>⑧御物座印</sup>  
物奉行

鎌田次右衛門

田地座

船手

二〇六八(の1)

宝曆三年酉四月

一久志浦ノ孫早ヨリ、男子無之、先年琉球へ罷下候節病氣ニ有之、看病人トシテ頼置候女ノ腹ニ出生候男子召呼、跡相続為仕度、地頭方へ相付願出趣有之、右之通申出候、孫早在所へ直子無御座、跡相続仕候者無之候付テハ、願之通御免被仰付度奉存候、跡々本琉球ヨリ子札ニ被仰付候先例ハ見当不申候へトモ、道之島ヨリ子札御免被仰付候儀御座候間、此段得<sup>⑨御</sup>差図申候、以上、

西五月十六日

御船奉行

(二〇六八の2)

朱書

本文願書物、戊二月廿四日樺山左京殿御取次ニテ、御取揚無之、御返被成候旨、本田<sup>⑩太</sup>左兵衛承知致シ候ニ付、地頭方へ書物相<sup>(返カ)</sup>通候事、  
<sup>⑪</sup>本文浦浜之場ニ入答也、△

二〇六九

東郷町札

久身崎御船手へ罷居候 李左衛門

一右ハ、久見崎御船手前定水主亡助右衛門ト申者、東郷町ヨリ妻致縁与<sup>⑫右</sup>、李左衛門致出生候者ニテ、船功有之者ニテ久見崎御船手付へ被召入度旨、脇船頭・御船頭ヨリ吟味ノ趣申出候段、久見崎詰田向喜兵衛申越候ニ付、爰元吟味ノ次第ヲ以申出候処、願之通御船手付へ被仰付候旨、明和八年卯十月十六日、迫水善左衛門取次御証文ヲ以被仰渡候、明和八卯十月久見崎留ニ有之、

11040

一兩御船手付ニテ手札申受候男女、当町・諸浦人・寺門前マテハ互ノ縁与御免ニテ候得共、武士・諸家中・御小者・御道具ノ者・御中間へハ御免無之候、男ノ儀ハ御船手御用相立候間、女計右ノ面々へハ互ノ縁与御免被下度旨、兩御船手中ヨリ申出候付テ、御船手奉行ヨリ次書ヲ以、御中間・御小者・足輕娘ノ儀モ心ノ儘ニ縁与仕候由承候、尤、男ノ儀ハ如此中、年季ニ御暇被下、女計ハ願之通勝手次第縁与被仰付候テモ何ソ差支無之通、被申出趣達 貴聞候処ニ、御船手付ニテ手札申受候女ノ儀ハ、諸家中・御小者・御中間・足輕へ者縁与御免ノ段可申渡候、諸士ニハ不被成御免候旨可申渡候、男ノ儀ハ御免不被成候間、此中之通、年季御暇申渡可然ノ旨被 仰出候間、右之通ニ可被申渡旨、  
書殿御差図ニテ候、以上、

元禄十二年卯三月廿七日

猿渡喜右衛門印

船手奉行所

11071 (1)

札年拾七才 御船手附長右衛門娘 加免  
一右、身上差迫リ渡世難統候付、<sup>⑦</sup>御船手付△永代御暇被下候ハ、川上弥五兵衛方へ奉公仕度旨申出候、右之者罷出候テモ何ソ差支申儀無御座候段承届申候間、願之通被仰付度奉存候、右式御暇被下候先例御座候付、此旨得御差図申候、以上、

亥七月廿一日

御船奉行

(11071の2)

此表、申出之通申付候条、如例可被申渡也、

宝曆五年亥七月

御勝手方印

樺山左京

御勘定奉行

御船奉行

二〇七二

明和三年戊伺留

一御船手付亡次右衛門嫡子<sup>⑧</sup>吉太郎、身上差迫、高岡衆中

小倉助左衛門方へ奉公為仕度、内々約束仕候ニ付、御船手永代暇被下度願申出、其通被仰渡、

取次  
迫水善左衛門

二〇七三(一)

明和二年酉

御船手付之 長右衛門

外②家内六人

一右、所帶方致逼迫ニ付、御船手永代御暇ニテ島津頼母方へ奉公致度、尤、三男主左衛門召殘シ跡家部ニ召置、御船手御奉公為仕度、船藏役人へ相付願出趣有之、

西六月廿七日

二〇七三(二)

右之通申出候、願之通御暇被成下度奉存候、先例御座

候間、此段得御差函申候、以上、

西六月廿七日

御船奉行

二〇七三(三)

此表、申出之通申付候条、如例可被申渡也、

西六月晦日

御勝手方印

二〇七四

久見崎向後見合帳

一当所御船手付ノ者、年季暇申出候節ハ、向後檢者・横

目聞合ノ上、暇差免候テモ支無之者ハ御船手へ其段申

越、於御船手吟味次第有之筋ニ、申十月廿三日筆者樋

口仲右衛門爰元詰ニ差越候便ニ口達ヲ以御船奉行問合

承候付、為見合記置也、

安永五年申十月廿六日

久見崎詰御船奉行  
堀孫太夫

二〇七五

免証文

札年二十二歳 久見崎御船手付ノ半右衛門碎 太郎八

一右ハ、身上差迫渡世統方難成ニ付、十年季新納五郎右

衛門方へ致奉公度旨、各頭書ヲ以願被申出趣承届、令

免許候条、後年手札御改ノ節御船手付手札可被申請候、

左候テ、年季筈合候節ハ早速御船手へ可被招呼候、以

上、

申十一月四日 安永五

御船手

御船奉行連名

久見崎藏役人

二〇七七(の1)

久見崎御船手付ノ者、他浦へ養子出入先例相糺候処、左  
之通証文、仮脇船頭榎並六藏ヨリ差出候、

寛政十二年申

一御船手他浦養子成、互ノ取組、他浦へ養子出、  
(行間朱書)

札年十五歳

禪宗

長次郎

一右ハ、名頭御船手付亡佐左衛門男子ニテ御座候処ニ、

高城郡西方浦ノ金平方養子契約仕置申候間、何トソ養

子成御免許被仰付可被下儀奉願上候、以上、

申三月廿四日

名頭亡佐左衛門男子  
小平次印

御役人衆中

(二〇七七の2)

右、申出趣承届申候間、願之通被仰付度奉存候、以上、

申三月廿六日

藏役人兩御人連名

御船奉行所

二〇七六

一其元御船手付太郎八、年季暇免証文渡方ニ付、先達テ  
御相談ノ趣有之、渡方ニ付テハ爰元ヨリ相渡筋ニ遂吟

味候へトモ、太郎八親半右衛門病体ニ罷成、渡世難続、

年季ノ願申出候由相見へ候へトモ、其身申分マテニテ

ハ槌成儀モ無之故、檢者方へ聞合、何分可被申越趣旨返

答申遣候処、檢者方見聞ノ次第、委曲被申越趣相違、

弥年季暇差免方ニ申談、別紙免証文差越候間、其元藏

役人へ可被相渡候、以上、

申十一月四日

御船奉行

久見崎詰御船奉行

二〇七八

口上覚

札年十五歳 久見崎御船手付佐左衛門子 長次郎

一右ハ、私親類ニテ御座候処、私事直子無御座候ニ付、  
養子ニ仕度、内々約諾仕置申候、尤、爰元親類中へ跡  
職仕候者無御座段ハ、各御存之通ニテ御座候ニ付、何  
トソ右ノ長次郎養子御免被仰付被下度、此旨被仰上可  
被下儀奉頼候、以上、

四月十六日

金平印

五人組衆中

右ニ五人組頭書ニ浦役次書ニ年季ニテ久見崎御船手宛  
書、

二〇七九

口上覚

札年七才

禅宗

チヨ

一右ハ、私女子ニテ御座候処、水引船間島ノ八左衛門方  
養ヒ子ノ契約仕置申候間、御免許被仰付可被下儀奉頼

上候、以上、

申四月廿八日

御役人衆中

蔵役人次書ニテ御船奉行所宛、

二〇八〇

口上覚

札年七才

チヨ

一右ハ、久見崎御船手付林右衛門娘ニテ<sup>⑦</sup>御座候処、  
私娘ニ内約仕居申候間、此節手札御改ニ付、養子成御  
免許被仰付被下候様、御申上可被下儀奉頼候、以上、

申四月

船間島 本名貞右衛門

八左衛門印

五人与衆中

右ニ五人与頭書ニ年行司・浦役次書ニ郷土年寄次書ニ

テ御船手宛書、

名頭  
林右衛門

二〇八一

口上覚

札年十三才 禅宗 御船手付 名頭孫左衛門男子太郎

一右ハ、名頭孫左衛門男子ニテ御座候処、水引船間島ノ  
亡重助方へ養子ノ契約仕置申候間、御免許被仰付被下  
候様御申上可被下儀奉頼候、以上、

申三月十一日

名頭亡孫左衛門男子本名休太郎  
孫左衛門印

御藏御役人衆中

藏役人次書ニテ御船奉行所宛、

二〇八二(の1)

口上覚

札年十三才

禅宗

太郎

一右ハ、久見崎御船手付<sup>⑧名頭</sup>孫左衛門男子ニテ御座候処、  
亡重助方へ養子ノ契約仕置申候間、御免許被仰付被下  
候様、御申上可被下儀奉頼候、以上、

申三月十一日

亡重助親類  
船間島ノ  
四五右衛門

五人与衆

右ニ五人与・浦役・郷士年寄次書毎之通ニテ御船手宛、

(二〇八二の2)

右双方願書六通一緋ニシテ此表承届、令免許候間、此  
節手札改ノ節、此証文差出改可被申請候、尤、互ノ証  
文取遣可被置候、以上、

申四月晦日

久見崎御船手印

山田貞助印

藏役人

二〇八三(の1)

寛政三亥

(行間朱書)  
一他浦ヨリ養子入

口上覚

札年十二歳

水引宮内町亡平右衛門子 万五郎

一右ハ、宮内町平右衛門直子ニテ御座候処、私方へ養子  
ノ約束仕置申候間、養子成ノ御願申上度奉存候付、願  
之通御免<sup>⑧許</sup>被仰付可被下儀奉頼上候、以上、

亥四月廿六日

御船手付ノ  
政右衛門

御藏御役人衆中

藏役次書略ス、

(二〇八三の二)

右ノ表承届、願之通令免許候条、後年手札御改之節此  
証文ヲ以手札可申請候、以上、

寛政三年亥五月三日

久見崎御船手印

安藤佐次兵衛

藏役人

寺門前・人内ノ者へ致縁与候事可為禁止事、

二〇八五

元文四年御証文

一坊泊浦人、島津壯之介殿足輕成御免被仰付、浦離切相  
成事、

二〇八六

一水引大小路町ノ者トモ四人、島津周防殿家来被仰付、

元文二年

浦浜町

二〇八七

一久志浦人田中貞助、唐通事ニテ御用立候付、下町人へ

被仰付、

明和四年亥

二〇八四

御船手御規模ノ内

一浦浜町ノ者縁与ノ儀、両船手附ノ者且又浦役相勉候寺  
門前ノ者へ互ノ縁与可差免之、其外野町・百姓・社家・

二〇八八

一諸所船持・船頭・水手、於島出生ノ子共御当地へ招呼、

子分願申出候節、御当地ニテ右親ヨリ申出、所役々次書ニテ地頭方へ申出、地頭ヨリ御船手へ被申出候節、島代官へ無相違①段糺方ノ上、②御吟味次第被仰付度ト御船奉行ヨリ申出候様被仰渡、

安永四年未閏十二月廿日 札改帳

二〇八九

札改条目ノ内

一 鹿兒島町人、名頭計名字付御免候間、家部ノ者マテ手札帳面トモ名字可相記事、

一 諸郷野町並浦浜人ノ儀、百姓・浜人同前ノ者ニ候故、名字付御免無之候、然トモ境目ノ郷ハ依願名頭計名字付御免、

一 関外四ヶ所野町人、名頭並子トモ・伯父・甥・従弟類マテ名字付御免、

一 飯野、加久藤、小林五日町・十日町野町人トモ名頭①ナシトモ、名頭計名字付御免、

一 国分両野町、年行司相勉候者ノ家筋並右名②名九ノ者トモ名

字付御免、

一 諸縣郡高城野町、依願名頭マテ名字付御免、

一 浦浜人名頭並名字讓候者且又家内差分別立候者ハ、御船奉行③手へ申出、御船奉行証文ヲ以可相究事、

(二〇五四号文書に同じ)

二〇九〇

落穂集

一 南泉院門前地無之、下町浜辺新築地ノ内、門前地ニ被仰付候、且又右築地ノ内、下町ハ町一町相重ミ堀江町ト名付相立申候、上町ハ祇園宮ヲ覺語仕ニハ屋鋪四十ヶ所以上無之候テハ不相調候処ニ、漸三十八ヶ所所有之候故、一町ニ罷成、濱町ノ内ニ罷成候故、濱町ハ手広町内ト罷成候由、

二〇九一(の1)

宝曆三年酉四月

一 久志ノ孫早ヨリ、男子無之、先年琉球へ罷下候節、病



氣ニ有之、看病人トシテ頼置候女ノ腹ニ出生ノ男子召呼、跡相統為仕度、地頭方へ相付願出趣有之、御船奉行吟味、

右之通申出候、孫早在所へ直子無御座、跡相統仕候者無之ニ付テハ、願之通御免被仰付度奉存候、跡々本琉球ヨリ子札被仰付先例ヲ見当不申候へ共、道之島ヨリ子札御免被仰付候儀御座候間、此段得御差図申候、以上、

西五月十六日

御船奉行

(二〇九一の?)

本文願書物、戊二月廿四日樺山左京殿御取次ニテ御取揚無之候御通被成下候旨、本田太兵衛致承知候間、地頭方へ書物相返候事、伺留、

(二〇六八号文書に同じ)

二〇九二

享和三年書出ノ内

一住吉屋 奥村正右衛門

一鯛屋 早淵七左衛門

一京屋 吉田五郎左衛門

右三人、御目見ノ儀、先祖代々独礼被仰付来候処、

安永五年申正月六日被仰付候者御国中同格ノ者ハ一所ニ御礼可申上旨被仰付、其節ヨリ金山町人ト披露有之

候、年頭ニハ銘々扇子進上、御着城毎ニ二種一荷進

上、御家督初テ御着城ノ節ハ二種一荷外ニ一色相

添進上仕、御祝儀申上候、右三人嫡子マテ帯刀御免被

仰付候、

但、進上物ノ儀ハ月番御用人へ相付進上、

一奥村正右衛門先祖大坂居住仕候処、伏見御屋鋪御名代

被仰付、御目見被仰付来候由、於伏見初ワラヒ進上

仕候処、器ニ御入被遊、紋ニ能候間、定紋ニ仕候様

御意被遊候、其節名マテ少右衛門ト拝領被仰付、于今

定紋ニ仕候、且又中納言様御筆拝領被仰付、于今所

金山町人

持仕候、然処ニ金山明初ノ砌、関ヶ原御退口ノ節、先

祖ノ者トモ世話仕候由申伝候、書留等ハ出火ニ焼失仕

候付無御座候、且又去ル未年切山出精仕、出金相応ニ

取得候ニ付、為冥加錢千貫文差上度申出、願之通御免

被仰付上納仕候、其砌当山へ逢火災候者トモへ真米十

三石配当仕候ハ奇特成者ノ段被聞 召上、為 御褒美

太平布十疋拜領被仰付、其上三人出席ノ節ハ正右衛門

一代高席被仰付候、

一 早淵七左衛門先祖、境へ居住仕候砌ヨリ 御目見被仰

付来候処、七左衛門五代跡先祖代々鹿兒島へ被召下、

呉服町へ居住仕、不相替 御目見被仰付候処、金山明

初ノ砌、諸人為在付金山之様被召移候、境へ居住仕候

砌、関ヶ原 御退口ノ節ハ先祖ノ者トモ段々世話仕候

由申伝候、御国へ罷下敷度逢火災候故、書留等焼失仕

候付、委儀相知不申候へトモ、御記録所へ相知可申哉

ト申伝有之由候、且又慶安ノ比、急成御用ニ付銀子二

百貫目余差上、其後上方御借入銀先祖罷登リ利無之筋

苗代川人

二元崩ニ被返下、残銀纒計相残り申候、

一 吉田五郎左衛門先祖、生国出雲国ノ者ニテ大坂へ致住

居居候、金山明初ノ砌、諸人為在付被召下、 御目見

被仰付来候、先祖代々真米三十二石兒玉四郎兵衛名前

御書付ヲ以拜領被仰付、且又琉球焼酎二壺・鬻一壺・

銀三十枚拜領被仰付候、然処先祖宗貞病キノ節、帶刀

殿ヨリ南郷仲兵衛へ被仰渡候者、宗貞儀ハ御為メニ相

成者、右乍病氣何ソ存寄候儀モ有之候ハ、フセリ居ナ

カラ可申上旨被仰渡、其節宗貞ヨリ申上候ハ、御國中

金子遣ニ被仰付候へハ別テ御勝手能方ニ御座候段申上

候由、

右ハ、当山町人三人へ 御目見被仰付候儀相札申候処

右之通申出候、

享和三年亥三月、御記録方添役相良太郎太山ヶ野金

山へ被差越、由緒ノ儀共被相札候節、右之通申出候、

二〇九三

札改条目

一苗代川ノ者トモ氏当分十七姓マテノ由候、依之、名ノ

上ニ面々氏ヲ一字ツ、可書記候、勿論名字ニテハ無之

候、格式モ此中ノ姿ニ候、<sup>①且又</sup>季壽衛・仲守碩・朴兵壽・

仲春松事ハ先年伊集院郷士ノ格被仰付候、右四人ノ者

トモ嫡子マテヲ郷士ノ格被召成、二男ヨリ此中之通ニ

テ被差置候、氏ノ字御免被成候儀ハ本国ニテ持合ノ字

ユヘ一字ツ、氏ノ字書候儀ニテ御免被成候事、

一苗代川役人、伊集院郷士格、

一苗代川へ百姓・浦浜・町其外ノ女入縁組ハ御免、縁組

出候儀ハ堅御禁止ノ事、

但、大奥ニテ御<sup>(空吉、次カ)</sup>已上ノ御奉公相勤、首尾好御暇ノ

女ハ御差図次第何方へモ縁組御免被成候、尤、其節

ハ御広敷御用人証文ノ上、手札可相渡候、

一鹿屋笠<sup>①野</sup>原へ被召移候苗代川ハ、互ノ縁与出入等ノ儀

前条同断、

寺門前者

二〇九四

札改条目

一諸寺門前ハ先規之通可為無名字事、<sup>①著</sup>

但、福昌寺役人ノ儀ハ先規之通名字付、大乘院・浄

光明寺・大龍寺・興国寺・南林寺・妙谷寺、右六ヶ

寺役人ノ儀ハ有来通、手札・帳面トモ年付・名字付

可相記候、以上、

二〇九五

右同

一高原神徳院・同所錫杖院門前ハ、<sup>①著</sup>依願郷内並近郷百姓・

町・門前者入縁与十ヶ年御免、

寛政十二申七月

二〇九六

右同

一帖佐心岳寺門前、百姓・町・浦人・家来類縁組御免、

天明六年七月

二〇九七(の1)

宝曆三年未<sup>(十三年カ)</sup>

一乍恐申上候、良英寺事、山下御屋鋪ヨリ 思召ヲ以、去ル宝曆六年御取建被仰付候、其已後拙僧へ住職被仰付難有仕合奉存候、左候テ、去ル宝曆十年辰十二月、寺格ノ儀虎之間格ニ被仰付、中略、当寺ノ儀、新地ノ事ニ御座候へハ、門前<sup>①者</sup>ハトテモ土ノ年中禮用其外何歟ニ付差支而已御座候、地面ノ儀モ右通手狭ノ事故、門前<sup>①者</sup>ハ召置<sup>①申</sup>場所モ無御座候、依之奉願候者、霧江崎当分新川筋相立候場所ニ、島津登殿御免ノ屋敷引次ニ横十<sup>①五</sup>間・流四十間ニテ二反程未埋方無之空地御座候付、段々承合候処、本田庄右衛門方へ先年御免地有之中略、良英寺門前地ニ御免被仰付被下度奉願候、末略、

宝曆十三年未十二月五日 良英寺 春峰印

同六日福昌寺副司次書略ス、

(二〇九七の2)

右之通申出候付、先例相糺候処、当所妙頭寺事、山川へ有之候廃寺妙女寺ヲ致再興、妙頭寺ト相改候処ニ、元文三年門前地願申出、遂披露候処、新規御取建ノ御寺ニテ、南泉院・抱真院ナト同前新規御建立ノ詔ヲ以、願之通門前地被仰付、已前ヨリノ寺院門前地願ニ付テモ新規御取建ノ外不被仰付、縦致廃壞候寺院致再興候テモ、新規御取建ノ寺院ニテ無之候へハ、門前地ハ不被仰付旨被仰渡置候、良英寺事、本櫻島へ有之候廃寺地藏院ヲ田ノ浦へ致再興、妙頭寺同前新地ニテ門前者モ無之、諸用難達賦御座候間、願之場所差障儀モ無之候ハ、願之通門前地ニ被仰付度儀ト致吟味、此段申出候、以上、但、本田庄右衛門書付ノ通、鹿絵図一枚相添差出申候、

未十二月九日

寺社奉行

(二〇九七の3)

此表書之通、良英寺事、近年御取建ノ訳ヲ以、本田庄右衛門へ返地御見合ノ場所、空地五百六十坪<sup>⑥</sup>二合五勺門前地被仰付、勝手次第埋方被仰付候条、如例可被申渡旨御差図ニテ候、以上、

宝曆十四年申二月廿日 堀基左衛門

寺社奉行<sup>①</sup>

御勘定奉行<sup>①</sup>

御船奉行

御普請奉行

郡奉行

二〇九八(の1)

口上覚

一南泉院門前取建ニ付、南林寺門前者同前、浦定水手可被仰付候由、先住代被仰渡候故、門前地出来屋敷人数等相究候、以後町並通例ノ通カコ役相勉候様ニ被仰付被下度旨、乍御請被申上置候間モ有之、其已後段々取

建申候へ共、新地故相付不申候処、幸町人ノ内ヨリ門

前願之者モ有之候ニ付、此節手札御改ノ儀ニ御座候へ

ハ、門前手札申受、屋敷名頭管合候趣<sup>②</sup>ニ可仕旨申談候、

依之、此節人数管合取立成就ノ管候へハ、向後ハカコ

役御法様ノ通被仰付被下候様ニ奉願候、此旨拙僧ヨリ

可申上旨僧正被申付候間、右之趣被仰上可被下儀奉頼

候、以上、

享保十四年酉六月十一日 南泉院圓修坊 印

寺社奉行所<sup>③</sup>

(二〇九八の2)

右之通被申出候間、当座帳内相糺候処、正徳四年午八

月南泉院權僧正ヨリ門前地御免ニ付、門前者ニ罷成度

旨願出候者有之候ニ付、町人ノ二男三男其外人家来等、

門前者仕度旨被申出趣有之、同九月大藏殿ヨリ相良權

大夫取次ニテ弥被申出候通、町人二男三男門前者ニ被

差免、左候テ、南林寺門前者同前ニ浦定ノ水手可被仰

付旨被仰渡候、依之、此節門前地出来屋敷人数等相極

候付、被申出候通、水手役並手札取方ノ儀、首尾係ノ

座々へ例之通被仰渡度候、以上、

酉七月十六日

寺社奉行

(二〇九八の3)

此表、申出之通被仰付候間、諸事如例可被申渡旨、主計殿御差図ニテ候、以上、

酉七月十八日

取次

谷山角太夫

寺社奉行

町奉行

御勘定奉行

札奉行

御船奉行

二〇九九

落穂集

一南泉院門前地無之、下町浜辺新築地<sup>⑧</sup>、門前地ニ被仰

付候、

綱差

二一〇〇

札改条目ノ内

一諸所へ被召置候綱差、家部被召立候付、仲ケ間縁与マテニテハ難相調、百姓・町人等互ノ縁与御免被仰付度旨、御鳥見頭申出趣有之、百姓・町人互ノ縁与並養子等差越儀、御免被仰付候、尤、綱差ノ儀ハ百姓ニテ、其家部嫡子代々綱差<sup>⑨</sup>、勉被仰付、其内末子ニ而も綱差△職分勝ト御用立候者モ有之候ハ、綱差ニモ可被仰付候ヘトモ、先二男以下ハ百姓被召成、所役ノ見計ヲ以申出、明合田地ニテモ為取、百姓之家業相勉、綱差家内へ罷居候末子ハ、年季奉公等出候節ハ御鳥見頭ヨリ差免、百姓相成候已後ハ外百姓同前ノ仕向被仰付候旨被仰渡、

寛政七年卯四月

平家座頭地神盲僧

二一〇一

札改条目ノ内

一地神盲僧・平家座⑦向ハ、都テ俗生相糺、手札帳面トモ

可記置候、子共ノ儀ハ親俗生ノ通片付手札可為取事、

二一〇二(の1)

(御触書天明集成 三二九二号)

安永五年申十一月、從 公義、

一都テ百姓・町人ノ悴、盲人ニ候ハ、檢校仲ケ間ノ弟

子(ニ成カ)ニハ、夫々ノ渡世致修行、第一官位ヲ心掛候処、近

来檢校ノ弟子ニ不相成、琴・三味線等、針治・導引ヲ

渡世ノ種ニイタシ、或ハ仕官ノ身ト相成、脇差ナトヲ

帶シ候類ノ盲人多相成候様ニ相聞候、已来百姓・町人

ノ悴ノ盲人、琴・三味線等、針治・導引ヲ致渡世、又

ハ武家へ被抱候テモ、市中ニ致居住候者ハ勿論、主人

ノ屋敷内ニ罷在候トモ、右家芸ヲ以他所ヲモ相稼候モ

ノハ檢校ノ支配候間、武家⑧倍臣ノ悴ノ盲人ニテモ、市

中致居住、琴・三味線等、針治・導引ヲ以致渡世候分  
ハ、是又檢校ノ支配タルヘキ事、

但、武家出生ノ盲人、他へ召抱、市中ニ罷在候トモ、  
稽古場ヲ拵、弟子集ナト致間敷、若弟子集イタシ候

ハ、主人ノ方相断、檢校支配受ヘシ、

一百姓・町人ノ悴ノ盲人ニテモ、琴・三味線等、針治・

導引(以脱カ)ヲ不致渡世、親ノ手前ニ罷在候而已ノモノ、並武

家へ被抱、主人屋敷又ハ主人ノ在所引越、他所ノ稼モ

不致分ハ制度(外カ)タルヘキ事、

右之通可相守旨、不洩様可被相触候、

十一月

(二一〇二の2)

右之通、從 公義被仰渡候条、此旨支配中・諸外城へ

不洩様可被申渡者也、

酉正月五日

御家老座印

二一〇三

前々太平記

一光孝帝或時御方違ノ行幸ノ時、夜路次ニテ盲目ノ大勢列タルカ闌ニ迷ヘルヲ御覽有之、不便ニ思召、洛陽左牝牛ト云町ニ店屋ヲ建サセラレ、無縁ノ盲者ヲ爰ニテ養ヒ住セラレ、剩官位ヲ次第シテ末世ニ到マテ是ヲ以テ瞽者ノタツキトナシ給フ、サレハ京童ノ諺ニモ、左牝牛盲カ杖ツキ通ルト今ノ世マテモ云ハ是ナリ、去程ニ、毎年諸国ヨリ座頭登リテ此君ノ御忌日ヲ弔ヒ奉ル、是ヲ世俗ニ涼ミト云モ、七月廿日ニ群集シテ廿六日マテ一七日ノ御追福ヲナス故ニヨリ、残暑ノ比ナレハカク云ナリ、<sup>⑨又</sup>八月コソ御正忌日成ヲ七月ニ修スルハ盆供ヲ兼而行フ心ナリ、其官位ヲ久我家ヨリ与ヘラル、モ此帝ノ御末ノ華族タル故ナリ、其官位トハ三十二相ノ半ヲ用ル心ニテ十六階ヲ立ラル、故、四々ト次第シテ、其涼ニ四ヶ度上洛シタル者ヲ四分ト号シ、<sup>⑩シツンのルビあり</sup>八ヶ度ヲ四度ト号テ、十二度ヲ勾当トシ、十六度ヲ檢校ト称シ極官トス、是則声聞兼性ノ四諦<sup>(十六カ)</sup>十二觀行ノ表事也、以上、

二一〇四(の1)

(御触書天保集成 五五二二号)

文化十年酉

一盲人共ノ饑、渡世ノ芸無之、親許へ罷在又ハ武家へ被抱候テ他ノ稼不致モノハ格別、芸業ヲ以市中居住ノ分並武家へ罷在候トモ他ノ稼イタシ候類ハ檢校ノ支配タルヘキ旨、安永五申年相触候処、近來座中へ不入盲人多、医業・売卜等渡世ニイタシ候分ハ座中ノ支配不請ナト心得違候モ有之趣相聞候、惣テ百姓・町人ノ悴ハ不及申、タトヒ武家倍臣ノ子弟ニテモ市中居住ノ分並主人屋敷内ニ罷在候共、琴・三味線・針治・導引等ノ芸業ニ携候モノハ檢校ノ支配可請筈候事候間、其旨相心得、尤、向後年々人別改ノ節、町方ハ其所ノ町役人、在方ハ名主・組頭等心ヲ付、檢校ノ支配、師匠ノ名前等相改、其段人別帳へモ書記置可申候、

西三月

(二一〇四の2)

右之通從 公義被仰渡候条、此旨与中・支配中・諸郷



へ不洩様可被申渡者也、

西五月二日

御家老座印

二二〇五

(令条記卷二十六 三三五号)

令条記卷第廿六

近年国々ノ諸座頭配当場衆会ノ刻、猥ノ作法有之旨

公義就御沙汰、今度十老対談ノ上相定条々、

一配当祝儀事、諸事ニヨラス、遠国ヨリ相越付テ、路銀

ニマトヒ、配当ヲ押留、少分ノ時ハ雜言・悪口ヲ仕、

門戸ヲタ、キ、甚及狼藉ノヨシ其聞有之、曲事ノ到ナ

リ、向後ハ面々住所ヨリ一日路ノ外ハ他国へ不可参、

住国ノ内ハ一日路ノ外モ可免之、縦一国内タリト云

フトモ二日路モ有之所へハ一切不罷越、  
(可脱カ)

但、面々所令居住ノ国主・郡主へハ、遠路タリト云

フトモ可参事、

一配当従前々如有来可取之、其例無之ハ一円不可取事、

一配当ニ参会ノ刻、装束ヲ正敷シ、  
(空白、実カ) □法仕へシ、タトヒ

配当出之人僻事ヲ申カケ仕掛ト云フトモ神妙ニ挨拶イ

タシ、是非堪忍難成モ於有之ハ十老へ可訴之、為十老  
可及僉議事、

一配当場へ打懸初心等モ参リツトフニヨリテ、口々ニ申

散、無誤モノモ蒙科之間、自今以後ハ打懸初心等ハ其

宿々ニ差置、頭分ノ座頭五三人モ罷出其断ヲ尽ハ、先々<sup>①</sup>之

人可有承引之間、大勢参ツトフ儀可為無用事、

一惣テ当道ノ儀ハ平家為家芸ノ処、失其道、配当ヲ專ニ

仕儀不屈ノ至ナリ、極老ノモノハ各別、若者トモ向後

ハ平家並家業ヲ励、連々配当ノ道ハ可相止事、

右条々堅可守之、若相背者、或根元ヲ切、或死罪ニ可

行之者也、

寛文十二壬子年七月十一日 柳川檢校應一

(令条記「八橋」)  
八橋檢校城談

香坂檢校露一

小瀬檢校空一

岩舟檢校城泉

(令条記「序」)  
今井檢校席一

(令条記「満」)  
小川檢校溜一

三老 高田檢校及一

二老 渋谷檢校忠一

職 並川檢校安一

二一〇七

一慶賀並穢多村ノ者へ百姓致縁与候者、双方トモニ科銀可為一枚ツ、事、

一死苦ノ儀、以來穢多ト相唱、書付等ニモ可相認候、慶賀ノ儀ハ是迄之通相心得候様被仰渡、

天明四年辰七月廿七日

慶賀穢多行脚者

二一〇六

札改条目

一慶賀・穢多・行脚ノ者、手札可為横印事、

但、直印取来候慶賀ハ先規之通可為取之、慶賀・下

人ノ儀ハ可為横印候、

一男女共、行脚罷出候者、其家内相除候ハ、近所ノ証

拋書差出、支配有之者ハ支配頭証文ヲ以札元可相除事、

以上、

寛政十二申八月

二一〇八(の1)

(御触書天明集成 三〇六五号)

安永七年戊十月、從 公義、

一近來穢多・非人等ノ類風俗惡敷、百姓・町人へ対シ法

外ノ働イタシ、或ハ百姓体ニ紛シ、狼藉屋、煎売(旅體カ)・小

酒屋等へ立入ニテ、咎候へハ六ヶ敷申掛候へトモ、百

姓・町人等ハ外聞ニ拘リ用捨イタシ置候故、法外致増

長、就中中国筋ノ穢多・非人・茶笏ノ類、盜賊惡業モ

ノ、致世話趣モ粗相聞、銘々穢多共申合、村々へ盜ニ

入候モノトモ追々引廻シ、死罪等御仕置申付候へトモ

風俗不相直由之取沙汰有之候、盜惡事イタシ候モノハ

勿論、百姓・町人ニ対シ慮外致シ候カ、百姓・町人体

ニ紛シモノハ戯敷御仕置申付候段、兼テ穢多・非人・茶筥ノ願<sup>願カ</sup>へ戯敷申渡置、相背者有之者、御料ハ御代官ヨリ手代・足輕差出召捕、御勘定奉行へ可申達、於私領モ右ニ準シ可申候、若用捨致置候場所所有之候ハ、最寄御代官ヨリ手代・足輕遣、召捕ニテ可有之候、於然ハ其地頭可為不念者也、

右之通、御料・私領へ不洩様可被相触候、

安永七年戊戌十月

(二一〇八の二)

右之通 公義被仰渡候条、組中・支配中・諸外城へ不洩様可被申渡也、

十一月廿一日

御家老座印

### 陰陽巫祝

(二一〇九の1)

(御触書天保集成 五五二五号)

一 陰陽道致職業候輩ハ土御門家支配タルへキ儀勿論候処、

甚乱雜ニ相成、陰陽道猥ニ執行ヒ候族モ有之様相聞へ候、以来右体ノ心得違無之、土御門家ヨリ免許申受、

支配下知堅相守可執行候、

右之趣、不洩様可被相触候、

寛政三年亥四月

右之通可被相触候、

(二一〇九の二)

右之通、從 公義被仰渡候条、此旨与中・支配中へ不洩様可被申渡者也、

但、諸郷へハ月番御用人ヨリ可申渡候、

亥五月十八日

御家老座印

### 御能役者

二一〇

一 御能役者

右、新規ニ被召立、格式・身分等左之通被相建候条、<sup>相</sup><sup>定</sup>

往々右者トモ限ニテ仕手・脇・狂言並囃子方ノ外御能<sup>⑨其</sup>方不残相揃候様可致候、尤、於芸道ハ士役者無差別可相心得候、

一平生ハ脇差計帯シ、旅行並火事場ノ節、刀勝手次第可帯候、尤、上下者平生可着、熨斗目モ相用可申候、

一諸士マテ<sup>⑩</sup>御祝儀ニ罷出候節ハ同断御祝儀帳相付可申候、年頭・諸節句日等於敷舞台諸士ノ後ニ罷出、御目見可仕候、

一御能ノ節ハ勿論、自分稽古能ノ節ハ士役者打交リ可相勉候、尤、其身共宅ニ舞台等ヲ構、稽古能等致シ候節モ是マテ柏幾衛其外致来候通可相心得候、其節トテモ<sup>⑪</sup>士役者△打込可致稽古候、

一江戸表諸家衆へ入門ノ儀、其身トモ勝手次第可致候、其節外宿等モ申出次第可差免候、尤、彼方へ罷在候内ハ当御家中ヲ離切、他ノ居弟子等同様混ト可致入熟候、一若年寄支配ニ被仰付候、

一町人共・倍臣<sup>⑫</sup>其外同人ニテモ、下知相応ニテ相望候者ハ右場所へ可被仰付候、左候テ、被召出候者ハ自子<sup>⑬</sup>

孫其芸道ヲ以可致相統候、

一郷士等ヲ初、御能方御用立候者ハ、向後トテモ士役者被仰付候儀ハ有来通可有之候、

右之通、可承向々へ可申渡候、

<sup>⑭</sup>天明七未七月

勘ヶ由△

文  
書  
目  
録

## 例言

一 収載順文書目録には、本書に収められた「歴代制度卷之十五〜三十一」中の全ての文書・記事などについて、番号を付し、掲載順に目録題をとり集録した。

一文書・記事などの題名については、原題はそのままとり、ないものは編集者が付した。

一 番号・発給年月日・題名を示した。

月の異称は漢数字に改めたが、正月・朔日・晦日などはそのまま残した。

一 参考として、校合に使用した刊本などの出典を示した。書名は以下の通りである。

(原本史料) 「御問條御答書写」(都城市教育委員会所蔵)

(刊本史料) 旧記雑録前編(『鹿児島県史料 旧記雑録前編』一〜二)

旧記雑録後編(『鹿児島県史料 旧記雑録後編』一〜六)

旧記雑録追録(『鹿児島県史料 旧記雑録追録』一〜八)

「琉球御掛衆愚案之覚」(『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺伊地知季安著作史料集二』)

「諸旧記」(『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺伊地知季安著作史料集四』)

令条記(近世法制史料叢書2『御當家令條』)

御觸書寬保集成（『御觸書寬保集成』）

御觸書宝曆集成（『御觸書寶曆集成』）

御觸書天明集成（『御觸書天明集成』）

御觸書天保集成（『御觸書天保集成』上・下）

「薩陽落穂集」（『新薩藩叢書四』）

「廻船之式目」（『海事史料叢書』第十七卷）

「上荷茶船御仕置之事」（『海事史料叢書』第十七卷）

「新安手簡」（『新井白石全集』第五）

『鹿児島県史料 薩摩藩法令史料集二』 収載順文書目録

〔番号〕 〔年月日〕〔収載文書名〕〔参考文書〕

歴代制度 卷之十五

道ノ島

- |     |                                   |     |                                          |
|-----|-----------------------------------|-----|------------------------------------------|
| 八二七 | 宝曆二年二月（渡海道之島代官へ勤方の心得申渡）           | 八四一 | 子（寅カ）三月十三日（漂着唐船琉球回送の与人・横目給分の事）           |
| 八二八 | 宝曆二年二月十四日（徳之島代官・沖永良部代官へ田畑作職に付申渡）  | 八四二 | （享保十三年カ）申九月二十八日（喜界島代官座使番その他用夫の事）         |
| 八二九 | 宝曆十年九月晦日（徳之島砂糖上納の事他）              | 八四三 | （享保十三年カ）申十月二十九日（田畑不熟の節、上見の事）             |
| 八三〇 | （表方蔵入高）                           | 八四四 | の1 寅四月二十八日（宗門改の事）                        |
| 八三一 | （免本書出）                            |     | の2 寅四月九日（喜界島代官へ申渡）                       |
| 八三二 | 文化七年十二月（三島代官・附役、砂糖不当の交易禁止の事）      | 八四四 | の1 寅四月二十八日（宗門改の事）                        |
| 八三三 | 卯二月十日（道之島代官勤方に付申渡、喜界島帳留）          | 八四五 | の2 戌七月（諸島浦々寄物の事）                         |
| 八三四 | 丑十月二十二日（道之島互の融通・琉球渡海の通手形の事、喜界島帳留） | 八四六 | （享保三年カ）戌閏十月五日（代官・附役代合上りの節、規定の賃米船頭へ渡すべき事） |
| 八三五 | 子二月十日（道之島取納米仕上せに付肝煎の事、喜界島帳留）      | 八四七 | の1 九月朔日（遠流者、島外へ漁獵に出ることを禁ず）               |
| 八三六 | 巳十月二十三日（本琉球・道之島上り船積足の事他、喜界島帳留）    | 八四八 | の2 （享保二年カ）酉九月二十三日（喜界島代官へ申渡）              |
| 八三七 | 卯九月二十八日（島人容姿・名付の事、喜界島帳留）          | 八四九 | （享保五年カ）子十月九日（諸拜借返上方の事）                   |
| 八三八 | 元禄五年十月二十一日（喜界島へ代官を置く事他、喜界島帳留）     |     | の1 十一月（代官勤方心得）                           |



の2 元文元年十一月二十三日(喜界島代官へ申渡)  
八五〇 子三月十七日(道之島より琉球へ渡海の船、唐荷物質  
取禁止の事)

八五一

の1 十一月(代官勤方心得)

の2 元文元年十一月二十三日(喜界島代官へ申渡)

(八四九号文書と同文)

八五二 元禄六年二月二十日(喜界島代官始まりの事)

八五三 卯六月二日(道之島仕出米、送状・例書の事)

八五四 (元禄十年カ) 丑閏二月三日(代官勤方心得の条々)

八五五 卯五月二十八日(島与人懇望の儀、鹿児島へ直に申越  
すまじき事)

八五六 元禄七年三月朔日(制禁の覚)

八五七

の1 二月(鹿児島にて医道稽古の島人容姿の事)

の2 (享保二十年カ) 卯二月十六日(喜界島代官へ申渡)

八五八 (元禄八年カ) 亥十月十五日(喜界島代官座へ硯箱・  
算盤下され候事他)

八五九 (延享二年カ) 丑十一月二十三日(芭蕉地納など代米  
上納の事)

八六〇 (延享元年カ) 子九月二十一日(島人武具所持禁止の  
事)

八六一 正徳三年十月二十三日(本琉球・道之島上り船、遅滞  
せざる事他)

八六二 巳十一月(無調法に付、科料申付の事)

八六三 元禄六年二月二十一日(此節喜界島へ代官仰付の事他)

八六四 寅十一月十一日(喜界島・大島は与人手形にて通融の  
事)

八六五 申十月十日(道之島御規模中取帳の事)

八六六 (享保四年カ) 亥十月十一日(道之島牛馬員数に応じ  
口錢上納の事)

八六七 丑九月(御物仕上せ遅滞なき事、棕呂皮上納の事他)

八六八 元和九年八月二十五日(大島置目の条々)

八六九 宝曆二年二月(渡海道之島代官へ勤方の心得申渡)

(八二七号文書と同文)

大島 (本田氏大島私考)

八七〇

八七一 高書上

八七二 村名書上

八七三 間切の事

八七四 島廻り里数の事

八七五 大島来由の事

八七六 神社仏閣

八七七 代官権輿

八七八 委検者渡海

八七九 横目渡海

八八〇 地方検者渡海

八八一 代官仮屋

八八二 島中人体・牛馬・船数

八八三 大島検地

八八四 砂糖黍の事

八八五 黍草取手入の事

新黍植の事

- 八八六 黒砂糖製法の事
- 八八七 黍地にて砂糖賦の事
- 八八八 砂糖樽の事
- 八八九 樽寸法の事
- 八九〇 髪指の事
- 八九一 廻文方限の事

歴代制度 卷之十六

御儉約

- 八九二 享保十二年六月(儉約に付仰出されの事)(二二五号文書と同文、『薩摩藩法令史料集一』所収)
- 八九三 享保十二年八月(御国・江戸・上方入用積他、諸座調の次第)
- 八九四 享保十五年九月(諸座帳面・人数減方吟味の事)
- 八九五 寛延二年十一月(借銀減少の手当吟味の事)
- 八九六 享保四年四月(金銀御定法割合に付、江戸・上方一ヶ年入用増銀積方)
- 八九七 享保十六年七月(江戸詰・道中儉約の事他)
- 八八九 寛延二年十一月四日(役料引方の事)
- 八九九 宝暦十二年二月(儉約に付、諸役人存じ寄りの趣申出るべき事)
- 九〇〇 享保九年八月十五日(諸座にて入用減方の事)
- 九〇一 延享三年二月(人別牛馬船出銀上納の事)
- 九〇二 延享三年五月二十五日(江戸減方仰付られの事)

- 九〇三 延享三年六月二十四日(役料米減の事)
- 九〇四 延享三年六月二十九日(人別牛馬船出銀上納の事、役料米其外払銀引方の事)
- 九〇五 延享四年十二月(重出米・出銀返下され候事)
- 九〇六 宝暦四年三月九日(濃州勢州尾州川々御手伝に付、人別出銀上納等の事)
- 九〇七 宝暦五年九月朔日(諸払方引方は差止の事)
- 九〇八 宝暦十一年十月二十三日(人別牛馬船出銀・重出米上納の事)
- 九〇九 明和二年十月二十八日(人別船牛馬出銀・重出米上納の事)
- 九一〇 明和五年七月(上方表借銀に付、重出米上納の事)
- 九一一 文化五年正月二十七日(取縮吟味早々申出の事)
- 九一二 寛政九年二月(拝借金返上年限中、公刃役人方へ贈物減少の事)
- 九一三 (寛永十一年)七月二十日(借銀返弁に付、諸士上知行、在江戸衆賦方減少の事)
- 九一四 旧記雑録後編五(七四三)
- の1 天明八年九月(附届等減少の事他)
- の2 安永四年九月(御能方役料米減少の事他)
- 九一五 天明八年八月(諸役所栖居替・造次等申出まじき事他)
- 九一六 明和五年八月(風俗宜しき筋に御儉約仰付られの事)
- 九一七 旧記雑録追録六(五三一)
- 明和五年八月二十三日(御規式の儀、御儉約御用係方へ差図を得べき事)

九一八 の1 明和九年五月(御益筋に成る儀申出の事)

の2 五月二十三日(船奉行へ口達)

九一九 安永三年十二月四日(御儉約年限七ヶ年延長の事)

九二〇

の1 明和五年四月(七ヶ年儉約の事)

の2 明和五年五月(家老申渡)

九二一 宝暦十二年六月二十一日(江戸普請料入用を減らすべき事)

九二二 宝暦十三年七月(御前にも費なる儀は申上げるべき事)

九二三 旧記雑録追録五(二八一二)

の1 文化元年十二月(来末年まで七ヶ年御儉約仰付られ候事)

の2 御触書天保集成(五九〇〇) 文化元年十一月

の3 正月十二日(家老申渡)

九二四 文化二年十一月(来寅年より五ヶ年御儉約仰付られの事)

九二五 文政(文化カ)五年辰六月(当年より五ヶ年取縮の事)

九二六 旧記雑録追録七(九四六)

九二七 文化五年七月(御儉約御用掛他へ取縮吟味申付の事)

九二八 辰九月(御取縮年限中大円寺へ御米渡方減候事)

九二九 文化五年九月(隠居重豪より仰出されの事)

旧記雑録追録七(九六四)

天明八年二月(臨時御物入莫大に付、不益の出方吟味の事)

九三〇 享保十二年七月(御儉約御用係仰付られの事)

九三一 (享保十四) 西十一月(儉約守り、身持質朴に身上取

の1 続け、御奉公勤め候事)

の2 御触書寛保集成(一〇七六) 享保十四年十一月

九三二 享保十五年正月(家老申渡)

九三三 延享四年十二月十八日(重出米・出銀御免の事)

九三四 延享四年十二月(役料銀米などの弘引方御免の事)

九三五 天明二年正月(当寅年より七ヶ年御儉約仰付られ候事)

の1 文化六年正月二十八日(儉約に付高奉行吟味、年限中

の2 真赤半分ずつ渡の事他)

の3 七月二十六日(勝手方へ申渡)

九三六 七月二十八日(勝手方より諸座へ申渡)

九三七 文化五年九月(重出銀・出米上納に付、隠居重豪より

の1 仰出されの事)

の2 文化五年十月(御筆、隠居重豪)

の3 旧記雑録追録七(九六三)

九三八 文化五年十月(家老申渡)

御銀割

九三九 安永五年三月(江戸万端諸松金・不時御用金の事)

九四〇 安永九年十二月(江戸万端松、賦銀高にて繰合候事)

九四一 天明六年六月(御太刀・金馬代進上の事)

九四二 天明八年十月十一日(上納金御治定の事)

九四三 天明七年正月(重豪隠居料五万石差分の事)

九四四

天明七年正月(重豪隠居料五万石差分の事)

九四二

- 九四三 天明七年正月（重豪隠居入用は表方より進められ候事）
- 九四四 文化二年正月（金子千両、重豪隠居統料より表方へ差出され候事）
- 九四五 寛政七年五月（雅姫様御統料定の事）
- 九四六 安永五年三月（江戸万端払に付、新規趣法替の事）
- 九四七 享和元年八月（大概の算数）
- 九四八 文化六年四月（余計銀表方へ差出候事）
- 九四九 文化六年七月二十六日（齊宣隠居料二万石差上の事）
- 九五〇 天明六年十二月（部屋栖高三万石差分け、所務取計らゐの事）
- 九五一 天明七年九月（御目見元服・御役の御礼など進上物滯なく上納の事）
- 九五二 文化六年四月（余計銀表方へ差出候事）（九四八号文書と同文）
- 九五三 文化六年七月（公辺勉向など高輪同様の事他、隠居齊宣より申来候事）
- 九五四 文化六年七月（齊宣・重豪隠居料より表方へ差出の事）
- 九五五 文化七年七月（齊宣隠居料高差分けに及ばず、金八千八百六十八両差上候事）

御借金

- 九五六 文政元年（上使御答書）
- 九五七 寛永十年（上使御答書）
- 九五八 宝永七年（上使御答書）
- 九五九 寛延二年（借銀高）
- 九六〇 文化四年（三ヶ所借入銀）
- 九六一 文化三年（江戸御借銀増減総）

- 九六二 享和二年（江戸・上方、部下げ仰付られの事）
- 九六三 宝暦四年二月（濃州勢州尾州川御普請御手伝御入用大概、金子十四万両程）
- 九六四 享和元年十一月（江戸・京・大坂御借入銀利息の事）
- 御参勤料
- 九六五 （正徳二年巳（ママ）五月二十一日、当年参勤延引、諸座例年入用分の事）
- 九六六 享保五年六月二日（参勤に付万御賦方其外入用銀座々書出）
- 九六七 （御船手壁書）
- 九六八 （御船手御規模）

歴代制度 卷之十七

- 諸向総
- 九六九 享保十九年八月十三日（諸座年中本払総、八月より七月まで一仕切に調候事他）
- 九七〇 明和八年三月二十一日（総調様の次第、享保十九年申渡通り）
- 九七一 文化三年二月十九日（年中納り本・諸払差引取調の事）
- 九七二 享和三年二月（取縮年限中、諸払方総致し候事）
- 九七三 亥二月四日（仕登砂糖総立に付、物奉行より願出の事）
- 諸御礼銀
- 九七四 寛政五年七月二日（願事に付御礼銀上納の事）
- 九七五 寛政十二年四月二十三日（定式・臨時の御礼銀不納の事）

者届け出の事)

九七六 寛政六年八月六日(諸御礼銀・運上銀先納の事)

九七七 享保六年閏七月二十三日(諸御礼銀定)

万不納銀取込拝借

九七八 正徳三年三月十二日(拝借取込の返上延引は御咎目仰付られの事)

九七九 宝暦五年十一月(山方船方諸運上・入札科銭不納)

九八〇 天明八年七月(科銀銭不納の者へ仰渡されの事)

九八一 享保三年戊七月九日(拝借取込返上方不納に及び御咎目仰付られ候人の利息帳面消除の事、勘定奉行届)

九八二 明和七年二月五日(内上納の残銀又は年府上納の年限五ヶ年限りを三ヶ年に改の事)

九八三 文化五年五月二十五日(狩夫銀・船役銀、年府又は内上納の願取揚まじき事、勘定奉行届)

九八四 文化五年二月朔日(勝手方申渡)

九八五 天明八年正月(拝借取込方受持に付、是まで不行届の首尾合吟味、申出の事)

九八六 (右に付張紙、本行に付掛小頭吟味)

九八七 天明八年正月七日(勘定奉行届)

九八八 天明八年正月十一日(勝手方申渡)

九八九 文化四年九月(取込拝借子孫無き株は取束払捨の事)

九八〇 文化四年九月(取込拝借子孫無き株は取束払捨の事)

九八一 文化四年九月(取込拝借子孫無き株は取束払捨の事)

九八二 文化四年九月(取込拝借子孫無き株は取束払捨の事)

九八三 文化四年九月(取込拝借子孫無き株は取束払捨の事)

九八四 文化四年九月(取込拝借子孫無き株は取束払捨の事)

九八五 文化四年九月(取込拝借子孫無き株は取束払捨の事)

九八六 文化四年九月(取込拝借子孫無き株は取束払捨の事)

九八七 文化四年九月(取込拝借子孫無き株は取束払捨の事)

九八八 文化四年九月(取込拝借子孫無き株は取束払捨の事)

九八九 文化四年九月(取込拝借子孫無き株は取束払捨の事)

九八六 文化五年正月二十九日(勝手方申渡)

九八七 (御物取込の人勘定所へ達、取込帳に記置く事他、御船手御規模)

九八八 享和元年十一月(宗門方・兵具方拝借一切禁止の事他(行間書))

九八九 寛政六年十一月二日(商家滞納銀札方、催促申渡の事)

九八〇 寛政四年正月七日(諸座年間久しき上納方吟味の事)

九八一 文化五年十一月十六日(引付受取人不明の株は利掛の沙汰に及ばざる事、船奉行届)

九八二 辰十一月二十六日(勝手方申渡)

九八三 (文化六年辰(ママ)四月十八日、諸郷片付かざる株、所役人・浦役人へ片付申付の事)

九八四 文化五年辰二月十二日(諸人拝借取込等の年府差引上納の事)

九八五 文化五年二月二十三日(勝手方申渡)

九八六 安永四年十二月二十五日(大坂表にて定問屋のほか脇宿致し、引負銀仕出さざる事)

九八七 安永四年二月二十二日(引負銀の公訴内訴の首尾方、大坂留守居へ返答申越の筋)

九八八 安永五年五月四日(大坂表引負銀、公訴に及び候節の事)

九八九 明和六年十月四日(船持借銀、船手へ願申出の事)

九八〇 明和六年十月四日(船持借銀、船手へ願申出の事)

九八一 明和六年十月四日(船持借銀、船手へ願申出の事)

九八二 明和六年十月四日(船持借銀、船手へ願申出の事)

九八三 明和六年十月四日(船持借銀、船手へ願申出の事)

九八四 明和六年十月四日(船持借銀、船手へ願申出の事)

九八五 明和六年十月四日(船持借銀、船手へ願申出の事)

九八六 明和六年十月四日(船持借銀、船手へ願申出の事)

九八七 明和六年十月四日(船持借銀、船手へ願申出の事)

九八八 明和六年十月四日(船持借銀、船手へ願申出の事)

九八九 明和六年十月四日(船持借銀、船手へ願申出の事)

九九〇 明和六年十月四日(船持借銀、船手へ願申出の事)

九九一 明和六年十月四日(船持借銀、船手へ願申出の事)

九七七 享保十二年八月（大坂へ返済銀持上候節の事）  
 九七八 享保十二年八月三日（浦人引負銀返済方に付、持上りの金子御船奉行に届出の事）  
 九九九 天明元年六月十四日（借金銀返金裁許の通、不足なく切金差出すべき事）

諸御買物

一〇〇〇 安永三年七月十三日（御買物所召建られに付申渡の事）  
 一〇〇一 寛政七年七月十三日（諸色買入に付品物納の事）  
 一〇〇二

の1 天明八年六月二十八日（諸物御買入の事）  
 の2 天明八年六月二十八日（諸品代料早く渡す事）  
 の3 天明八年十一月八日（勝手方申渡）

一〇〇三 十一月二十二日（諸御役場御用の諸品、下直買入の事）  
 一〇〇四 文化二年十一月（蔵々買入物払底吟味の上、買入申渡の事）

一〇〇五 丑七月十八日（定値成の品買入首尾方の事）  
 一〇〇六 （諸座御用の品大坂買下の事）

諸御払物

一〇〇七 享保十二年閏正月晦日（諸御払物、付直の割増に及ばざる事）  
 一〇〇八 享保三年七月十六日（諸座御用迦の古物、半分は値付、半分は入札にて払の事）

一〇〇九 享保二十一年正月十七日（入札払にて落札の節、敷銀上納日限の事）  
 一〇一〇 （享保元年酉（ママ）十一月、入札値段、古銀・文銀・錢書き分けの事）  
 一〇一一 宝曆二年正月十一日（紋所・目印は墨にて消し候て払方申渡すべき事）  
 一〇一二 天明九年閏六月十一日（入札看板掛方、金蔵へ仰付られの事）

一〇一三 （年不明）亥九月十四日（御船手御用迦の品々入札払の節見分の事）  
 一〇一四 享和二年十一月二日（米・砂糖其外大坂金銀錢相場にて差引の事）

一〇一五 寛政五年十二月六日（諸御払物代の事）  
 一〇一六 文化六年三月二十四日（薬園方薬種代銀滞納の事）

の1 文化六年三月二十四日（薬園方薬種代銀滞納の事）  
 の2 五月（家老申渡）  
 一〇一七

の1 宝曆五年亥四月晦日（米落札代錢才覚調わず御断申出の事、船奉行吟味）  
 の2 宝曆五年亥五月三日（科錢申付、米取揚げ、手広又々入札の事、御勝手方申渡）

一〇一八 文化十年閏十一月二十五日（古なべ等地がね用として申受の値段、船手より尋の事）

の2 文化十年閏十一月二十五日（作事方より返答）

金蔵納元

文書目録

一〇一九 (文化二年八月より同三年七月まで物奉行方取調)  
一〇二〇 (文化三年寅八月より卯七月まで、物奉行方総)

金蔵御払

一〇二二 (明和元年八月より同二年七月まで)

一〇二二 (明和二年八月より同三年七月まで)

一〇二三 (明和三年八月より同四年七月まで物奉行方取調)

一〇二四 (物奉行方調)

一〇二五 (文化三年寅八月より卯七月まで、物奉行方総)

一〇二六 (文化五年二月(御取縮に付、物奉行吟味書))

余勢銀

一〇二七

の1 文化五年三月二十一日(三島より黒砂糖積登の船運賃)

の2 砂糖代銭、余勢銀入付の事)

辰四月三日(勝手方申渡)

一〇二八

の1 文化六年四月四日(砂糖蔵余勢銀方小座の事)

の2 四月五日(勝手方申渡)

## 歴代制度 卷之十八

運賃定 江戸・大坂

一〇二九 正徳三年七月六日(大坂江戸運賃定)

一〇三〇 (大坂江戸運賃定、御代官所規格)

一〇三一 (諸品定、米一石当)

一〇三二 宝暦十四年十一月十日(穆佐高岡紙、運上銀・運賃米

定)

一〇三三

の1 寛政四年十一月十九日(琉球人我物積入運賃一件)

の2 子十一月二十七日(琉球館より一番方二番方運賃沙汰

願出の事)

の3 丑正月二十日(琉球人共自物運賃一件に付申渡)

の4 文化四年八月三日(琉球登砂糖運賃定)

一〇三四 正徳三年七月六日(運賃定)

一〇三五

の1 (琉球・道之島運賃定)

の2 延享二年二月八日(屋久島米積船運賃、勝手方申渡)

一〇三六 寛政元年二月二十四日(琉球運賃砂糖)

一〇三七 明和八年二月(日州御仕登米、他国かり船運賃米定)

一〇三八 寛政四年正月(返上物船運賃の事)

一〇三九 寛政元年二月(江戸大坂行御用船、難船等にて積替の

節、運賃米差引の事)

一〇四〇 寛政二年五月(江戸材木積船運賃の事)

一〇四一 寛政二年十二月(内場材木積船運賃の事)

一〇四二

の1 宝永六年丑八月(大坂仕登せ船運賃の儀に付調の事)

の2 丑八月十七日(勝手方申渡、朱書)

一〇四三

の1 天明八申年十二月八日(江戸大坂行、西目東目海上里

数)

の2 申十月(江戸・大坂海上里数、港分に四ツ割の場所定

の事)

の3 寛政元年十月十四日(難船の場所に依じ運賃差引方の

- 一〇四四 事)  
 の1 天明八申年十月二十六日(江戸大坂行の借船、中途にて破船又は水船の節、運賃の事)  
 の2 申八月四日(表代官調)  
 の3 申八月(高奉行調)  
 の4 寛政元年二月二十四日(勝手方申渡)  
 一〇四五 宝曆十四年(運賃部上り仰付られの事、明和五年御船手調留)  
 一〇四六 寛政十年正月(出水御蔵、浦夫届米運賃定の事)  
 一〇四七 明和九辰十一月二十八日(西目船持より運賃部重願出に付仰渡されの事)  
 一〇四八 辰十月二十八日(右同断に付、代官吟味)  
 一〇四九 文化元年三月六日(長崎へ樟脳積船運賃定の事)  
 一〇五〇 文化元年四月二十日(屋久島御用平木積船運賃定の事)  
 一〇五一 文化元年十二月(川内表より内場くり入米積届運賃定の事)  
 一〇五二 延享三年正月六日(屋久島へ材木積船入目の事、船奉行より算用役へ)  
 一〇五三 延享三年二月晦日(江戸詰代合人数乗船入目の事、船奉行より算用役へ書出)  
 一〇五四 延享四年二月十二日(船中御用心米、中途下関へ遣わし置かれ候事)  
 一〇五五 享保二十年十一月八日(胡麻大坂御仕登に付、菜種運賃に準じ積米仰付られの事)  
 の2 享保二十年十一月十日(勝手方申渡)  
 一〇五六 享保十二年九月二十三日(運賃定)  
 一〇五七 明和八年二月(日州御仕登米、他国かり船運賃米定)(一〇三七号文書と同文)  
 一〇五八 安永八年四月十五日(屋久島御統米、無運賃の事)  
 一〇五九 天明三年正月四日(砂糖運賃の事、館内より申出)  
 一〇六〇 文化四年七月二十一日(加世田浦にて材木積入船、運賃渡方の事)  
 の1 文化四年七月二十一日(張紙、正徳三年七月十六日運賃定)  
 の2 卯七月二十六日(加世田表積場善悪の場所吟味の事、諸船頭申出)  
 一〇六一 卯八月八日(加世田表より江戸・大坂行運賃の事、船奉行より申出)  
 の2 (宝曆十二年十月朔日御証文)  
 一〇六二 (天明七年三月三日御証文)  
 一〇六三 (天明六年十一月三日御証文)  
 一〇六四 (天明七年八月二十日御証文)  
 一〇六五 (天明七年九月二十三日御証文)  
 一〇六六 (天明六年八月九日)  
 一〇六七 (天明六年十月朔日御証文)  
 一〇六八 (天明六年十二月十七日御証文)  
 一〇六九 (天明六年十二月八日御証文)  
 一〇七〇 (天明三年四月十三日)



- 一〇七二 (安永九年五月十一日御証文)
- 一〇七三 (安永九年十月二十五日御証文)
- 一〇七四 (安永八年七月二十五日御証文)
- 一〇七五 (享和三年二月十三日)
- 一〇七六 (安永三年四月七日御証文)
- 一〇七七 (天明七年四月十四日御証文)
- 一〇七八 宝曆十二年十月五日 (中乗船出帆差留められ候節、船得銀の事)
- 一〇七九 宝曆十年八月二十五日 (大坂仕上御米船、船足限積石積重の事)
- 一〇八〇 宝曆十二年十月朔日 (積重願出の者へ運賃重減少申付の事)
- 一〇八一 寛政五年十二月二十五日 (難船にて積替の節、運賃差引方の事)
- 一〇八二 寛政三年三月十八日 (江戸行旅船借船運賃割引の事)
- 一〇八三 寛政三年三月二十二日 (勝手方申渡)
- 一〇八四 寛政二年 (戊九月十九日 (難船の勞船持より運賃米年府返上願出に付、船奉行吟味)
- の2 (寛政二年) 戊十一月十八日 (破船同前にて運賃米払捨仰付られの事、勝手方申渡)
- の1 文化元年十二月 (自物運賃定の事)
- の2 文化元年十二月十二日 (前方一石に付錢八百文受取の由、船奉行申出)

- の3 丑五月二十九日 (自物運賃、館内届運賃より三四百文引入の事、申渡)
- 一〇八五 安永七年十二月二十日 (日州表仕上米運賃米部下り願出に付、申渡の事)
- 一〇八六 明和八年五月三日 (御下国船中御用心米積登、運賃米その他賦方に付、帖佐与代官問合)
- の2 明和八年五月十四日 (高奉行調)
- の3 明和八年五月二十日 (勝手方申渡)
- 一〇八七 享和二年六月二十三日 (琉球下りの船運賃、砂糖にて渡候事)
- の2 享和二年六月 (勝手方申渡)
- 一〇八八 享保十二年十一月十五日 (道之島諸島諸品運賃定)
- 一〇八九 享保十四年十一月二十九日 (道之島諸島運賃定、屋久島卸米の事)
- 商物運賃
- 一〇九〇 文化十一年二月 (大坂商荷仕送運賃銀引下に付、御仕送方へ届)
- 一〇九一 戊二月 (大坂商荷仕送運賃銀引下に付、上下町役吟味)
- の2 戊二月二十三日 (町奉行より届)
- の3 戊三月七日 (勝手方申渡)
- 川米
- 一〇九二 (享保十一年十一月十六日御証文)
- 一〇九三 (享保十一年十月十二日御証文)

一〇九四 (享保八年十月二十三日御証文)

一〇九五 (御物米川船賃銀定)

一〇九六 文化六年六月十九日(川米・重川米上納の事)

一〇九七 文化六年六月二十四日(川米・重川米上納の定)

一〇九八 文化六年六月二十五日(米屈方現夫・請負の儀に付届、  
限之城)

一〇九九 文化六年六月二十二日(米屈方仕向の事)

一一〇〇 文化六年六月二十七日(米屈方、山崎)

一一〇一 文化六年六月二十六日(米屈方、高城)

一一〇二

〇 1 天明六年十二月十日(菱刈・祁答院・山崎御蔵取納米  
川米の事、代官吟味)

〇 2 未四月二十八日(高奉行吟味)

〇 3 未五月七日(勘定奉行調)

〇 4 天明七年未七月三日(勝手方申渡)

### 歴代制度 卷之十九

#### 御賄料

一一〇三 (享保五年丑(ママ)五月朔日、大身分にて江戸勤の  
節、御賦の定)

一一〇四 天明五年六月八日(御賦の儀、以来は賄料と申、幾人  
賦定の事)

一一〇五 (天明六年巳(ママ)六月、御心附高、御合力高と唱  
替の事他)

一一〇六 天明八年三月(御広敷番頭賦料の事)

一一〇七 享保七年四月(四人賦以上の諸奉行御国行の節、定)

一一〇八 天明三年十月(遠方御鷹野御光儀先へ拜見又は御供の  
節、定)

一一〇九 天明八年七月八日(御儉約に付、御使・間の交代宰領  
物持夫賃減少仰付られの事)

一一一〇 天明八年七月七日(御参勤・御下国持夫賃定の事)

一一一一 (参勤供給分の事、上使御答書)

一一一二 「御問條御答書写」

一一一三 (道之島渡海代官付役、御扶持米・故実銀定の事他)

一一一四 享保十九年三月四日(道之島漂着唐船琉球へ回送の節、  
下され方の事)

一一一五 巳四月十八日(諸役御扶持米定の事)

一一一六 寛政七年五月(筆算・蒔見・竿取一人一日分定の事他)

一一一七 (参勤供給分の事、寛政元年上使御答書)

一一一八 (御検地門割ならびに諸所上見に付、帖佐与払)

一一一九 (御新田普請に付、帖佐与払)

一一二〇 (溝下見掛・溝見廻に付、帖佐与払)

一一二一 (大山野見掛に付、帖佐与払)

一一二二 他國人数定

一一二三 (主従・乗馬賦定)

〇 1 享保五年五月二十六日(外城衆中の小船頭役勤より主  
従賦方願出の事)

〇 2 六月三日(申出の通仰付られの事、用人取次証文)

〇 3 寛政七年五月(御供立ならびに間の上下の節、六尺人  
数定の事)

- 一一二四 享保五年二月二十八日(長崎御屋敷御修補に付、御普請奉行調)
- 一一二五 享保二十年十一月二十八日(公儀御用に付、長崎へ砂糖黍・黒砂糖煉調の者遣わされ候節の事)
- 一一二六 文化元年八月七日(諸郷へ差越しの御奉公人扶持米は真赤半分ずつ渡すべき事)(四五四号と同文、『薩摩藩法令史料集一』所収)
- 一一二七 享和元年九月(御儉約に付、江戸大坂京詰の賄料わり引方の事)
- 一一二八 享和三年五月(御合力銀渡方の事)
- 一一二九 享保十七年十一月十五日(通事旅込賃の事)
- 一一三〇 享和元年七月六日(省略年限中、持高二十石以上郷士へは扶持米渡さざる事)
- 一一三一 享和元年七月(省略年限中、親持高四十石以上の部屋栖、郷役勤の節は扶持米渡さざる事)
- 一一三二 (西目船中賄御規の事)
- 一一三三 文化二年三月八日(水手手当先例問合、久見崎御船奉行より高奉行へ)
- 一一三四 文化五年十月(御上下の節、通馬料の事)

- 一一三五 文化六年三月四日(御心付銀・故実代下されざる事)
- 一一三六 天明八年三月(御広敷番頭賦料の事)(一一〇六号文書と同文)
- 一一三七 文化元年子十月(他領勤に付、町人へ下され方の事)
  - の1 丑八月三日(表方代官調)
  - の2 (勝手方申渡)
- 一一三八 (杓岐へ漂着の琉球船受取方の事)
  - の1 辰十月五日(雇水主へ下され方、高奉行調)
  - の2 (朱書)
  - の3 辰十月五日(勝手方申渡)
- 一一三九 安永十年三月(御上下御供・間上下の節、伏見大坂滞在中宿賃の事)
- 一一四〇 寛保三年正月七日(高岡横目仕上御米船繩張封印勤の節、下され方の事)
  - 御役々他國人数定
    - 一一四一 (主従・乗馬賦定)
    - 一一四二 享保三年八月三日(諸役江戸旅御賦の事)
    - 一一四三 (御供立の節、小倉播磨路人數定)
    - 一一四四 (寺院社家)
    - 一一四五 宝曆十三(四カ)年申七月六日(琉使者江戸参府、登人數)
  - の2 申七月八日(右に付、道中人馬賦方申渡の事)
  - 一一四六 享保五年五月十八日(信證院様・於菟様女中へ御暖、京都・江戸へ召返の事、御証文)
  - 一一四七 享保七年四月(寺院人数賦定)

御行人數賦  
〔落穂集〕 「薩陽落穂集」

- 一一四八 (主従・乘馬賦定)
- 一一四九 (主従・乘馬賦定)
- 一一五〇 元文元年八月二十六日 (主従・乘馬賦定、御証文)
- 一一五一 (日州番所他四ヶ所行)
- 一一五二 (寺社家御国行)
- 一一五三

- の1 文化元年十月十日 (公儀流人才領にて屋久島・種子島行人數賦の事)
- の2 文化元年十二月十日 (扶持米に付、申渡)
- の3 文化元年十二月十日 (下才領賦に付、申渡)

歴代制度 卷之二十

苦勞米

- 一一五四 寛政七年二月 諸島賦定
- 一一五五 (諸島賦定)
- 一一五六 (享保二十年カ) 卯二月二十八日 (琉球・諸島にて果て候人の扶持米・故実銀差引方の事、鬼界島御帳留)

- 一一五七
- の1 (切米・扶持米定、鬼界島物定帳)
- の2 (銀・扶持米定、鬼界島物定帳)
- の3 (漂着唐船琉球へ回送の節給分足、鬼界島物定帳張紙)
- の4 午十二月二十一日 (右同様の節飯米定、張紙)
- 一一五八 (与人扶持米の事、鬼界島物定帳)

江戸御国早御使・中急御使日數定

- 一一五九 未正月十一日 (琉球在番奉行賦定、御船手御規帳)
- 一一六〇 (日數定)
- 一一六一 延享三年十月二十八日 (江戸御使中途滞の事)
- 一一六二 元文二年六月五日 (宰領にて急・中急に遣わされ候御使飛脚、御定日數遅速に付御賦返上・増銀の事)
- 一一六三 (御使飛脚日數の事)
- 一一六四 丑十二月 (御褒美定)
- 一一六五 (御褒美日限小割の定他)
- 一一六六 正徳二年十一月 (御使飛脚領内にて人馬滞等の節、所役人証文の事)
- 一一六七 享保三年四月 (極々急の飛脚日數定)
- 一一六八 享保十八年十二月三日 (中急御使日數定)
- 一一六九 享保二十一年三月二十五日 (五人賦以上の人御使の節遅速の定他)

- 一一七〇 元文元年十二月 (江戸国元御使御賦下され方の事)
- 一一七一 元文二年五月三日 (右に付、与力足輕召付られ候節の事)
- 式日御使
- 一一七二 享和元年五月 (式日御使飛脚に改の事)
- 一一七三 西六月 (諸人書状には一通に十文以上錢付の事)
- 一一七四 安永六年正月 (江戸・京・大坂へ安否問又は祝等の文通無用仰付られの事)
- 一一七五 安永三年六月 (江戸国元御使式日改替の事)
- 一一七六 安永四年六月 (御使式日定)
- 一一七七 元文元年十二月十日 (江戸国元御使御賦下され方の事)

文書目録

- 一一五八 (与人扶持米の事、鬼界島物定帳)

(一一七〇号文書と同文)

一一七八 享和元年八月九日(御儉約に付、年頭寒暑その他定式書状の儀仰付られの事)

一一七九 寛政元年十二月(式日御使の事)

一一八〇 延享元年五月七日(書状・頼物へ錢付の事)

一一八一 延享二年六月十三日(江戸御使、急・中急とも海陸勝手次第の事)

一一八二 延享三年十月二十八日(江戸中途滞の事)(一一六一号文書と同文)

一一八三 宝曆二年九月十二日(式日御使滞の事)

道中駕籠定

一一八四 正徳三年五月二十八日(江戸留守居道中駕籠の事)

一一八五 享保十二年十月二十六日(道中駕籠定)

一一八六 (次駕籠料定)

軽尻

一一八七 (軽尻定の事)

人馬御賦

一一八八

の1 寛政十二年四月八日(自分雇人馬御免の事、郡奉行吟味)

の2 同日(勝手方申渡)

上乘賦定

一一八九 寛保二年八月十九日(江戸大坂上乘賦定、御証文)

一一九〇

の1 (上乘御扶持米の事)

の2 卯六月二十一日(江戸大坂行船破損の節、上乘御賦方

差引次第)

御船手物定  
一一九一 寛政四年八月三日(大坂行穀物船上乗一人賦定)

一一九二 天明七年七月二十四日(御船手物定)

一一九三 明暦三年(御船手物定)

一一九四 明暦三年四月十五日(御船手物定、万治二年正月二十  
八日直)

一一九五 天明八年八月三日(天明七年八月十六日、仮船頭賄料  
に付、勝手方申渡)

一一九六

の1 (久見崎御船手定水主・摺取賃銀の事、御規帳朱書)

の2 申八月二十九日(仮脇船頭賦料の事、船奉行吟味)

の3 申八月(張紙)

の4 申九月十七日(高奉行調)

の5 申十月二日(江戸大坂行仮脇船頭賦料定の事)

の6 天明八年申十月五日(勝手方申渡)

一一九七

の1 卯二月十七日(御船大工頭添役国行扶持米の事、久見  
崎御船手問合)

の2 寛政七年卯二月二十三日(御船手返答)

一一九八

の1 天明八年七月二十八日(諸船頭賄料定の事、船奉行雇)

の2 八月十六日(諸船頭御国旅賄料定の事)

の3 八月十七日(勝手方申渡)

一一九九 宝曆三年正月二十一日(寄御船頭・寄脇船頭仰付られ  
の事)

歴代制度 卷之二十一

御附届御挨拶

一二〇〇 (備前湊へ碇取揚の礼、挨拶・賃金等の事)

の1 寛政六年六月(船奉行吟味)

の2 寅六月二十九日(用人申渡)

の3 寅七月九日(勝手方申渡)

一二〇一 (船頭礼書案文)

一二〇二 明和九年四月二十七日(御借船難船に付、御船奉行調)

一二〇三 文化七年午(琉球船隠岐へ漂着に付、挨拶向の事)

の1 未二月二十五日(船奉行調)

の2 未閏二月十四日(勝手方申渡)

一二〇四 (崎津へ碇取揚の謝礼)

の1 明和九年辰十月(家老申渡)

の2 辰十月十四日(久見崎詰御船奉行へ伝達)

一二〇五

の1 文化八年十一月二十六日(琉球船福田浦漂着に付、付

届・礼状の事、御船奉行吟味)

の2 十二月十一日(書状案文直の事)

の3 十二月十四日(勝手方申渡)

の4 十二月(別紙付紙)

船法度

一二〇六 享保十三年五月(船法度)

「廻船之式目」

書目

一二〇七 (船・鯨糞その他寄物定、御船手御規)

一二〇八 延享五年五月(鯨、御証文)

一二〇九 宝曆六年十一月(錢、御証文)

一二一〇 宝曆十二年(雜樵木、御証文)

一二一一 安永六年十一月晦日(流船の事)

一二一二

の1 寛政三年二月十日(鯨、御証文)

の2 (朱書)

一二一三 天明七年八月(唐木類の事)

一二一四

の1 文化五年八月十八日(御用材木流出取扱に付、山奉行

申出の事)

の2 文化五年十月十七日(勝手方申渡)

一二一五 宝曆五年申(ママ)十月(甌島へ流船漂着の事)

一二一六 天明四年十月(銀子寄物払物定、御船手調留)

の1 天明四年十月十六日(物奉行吟味)

の2 (張紙)

一二一七

の1 辰十月十六日(鯨のふん見付の者へ下され方の事、物

奉行調)

の2 十月十七日(船奉行調)

の3 辰七月晦日(右に付、与人・横目申出)

一二一八 (七島へ材木類流寄候節無代銀払下げの事)

一二一九 (鯨糞・寄鯨の事、鬼界島御規模帳)

一二二〇 戊七月(諸島・浦々寄物支配へ申出の事)

一二二一 (寄物代官へ申出の事、鬼界島御規模帳)

一二二二 寛文七年閏二月十八日(寄船ならびに荷物流来の事)

御蝕書寛保集成(三二) 寛文七未年閏二月 諸國  
浦高札之事、部分)

一三三三 文化十一年正月(大門口船造場にて錢掘出の事)  
他所船中心得

一二二四 (船中御条書)

一二二五 九月(大名方通船の節式対の事、御船手御帳)

一二二六 享和元年二月朔日(他国御番所船改の事)

浦賀御番所印鑑

一二二七

の1 明和二年十月三日(船奉行役替に付、印判差出の事、  
御船手壁書)

の2 (張紙)

の3 寛政十年三月三日(張紙)

一二二八 (宝永四年カ) 三月(下田にて船改の節、見にくき印  
形受付がたき事)

一二二九 安永三年三月十七日(浦賀奉行御代合に付、印鑑差出  
の事)

一二三〇

の1 正徳元年(下田奉行御代合に付、印鑑差出の事)

の2 文化六年七月(御隠居・御家督に付、浦賀奉行へ印鑑  
差出の事)

浦賀御番所

一二三一

の1 享保二年正月十七日(江戸廻船御禁制品々の事)

の2 (御留守居張紙返答)

一二三二 申二月八日(船積遠慮品々の事)

一二三三

の1 申二月八日(禁制品々江戸へ積登の節首尾の事、御  
船奉行問合)

の2 (江戸留守居返答)

の3 申三月七日(大坂留守居返答)

一二三四 寛政十一年八月四日(浦賀押切の事)

一二三五 天明元年六月十二日(浦賀番所手形の事)

一二三六 (天明元年) 八月二十九日(御用材木借船にて積登の  
節、関所差支え有無の儀、御船奉行問合)

一二三七

の1 安永五年申正月(当地廻船反帆積負等定の事問合)

の2 申二月(右に付、御船手役返答)

の3 (天明元年カ) 丑八月(船奉行届)

一二三八

の1 (切手案文)

の2 丑十月二十四日(張紙)

の3 (諸船浦賀切手)

一二三九 延宝四年六月(江戸より出船、夜中通行不可の事他)  
令条記卷十九(二四二 中川御番所高札)

一二四〇 延宝四年三月十五日(条々)  
令条記卷十九(二四三 相州三崎御奉行へ下知  
状)

大坂御番所

一二四一

宝曆五年十二月(大坂登の諸商売荷物船改の事)

一二四二

宝曆五年九月(送状の積荷売払の証文改の事)

一二四三

宝曆十三年七月二十六日(津口通印鑑無き品取揚の事、

歴代制度 卷之二十二

久見崎御船手旧記)

一一四四 寛政五年三月(大坂船改に付、宝曆五年仰渡されの事、

浦方御答書調)

一一四五 文化八年五月十七日(船奉行次書無き手形荷物不都合

に付、問屋より申出の事)

一一四六 (手形案)

一一四七

の1 (公刃御免の品)

の2 未五月十七日(御法通り手形申受の事)

大坂川内御定

一一四八 慶安元年五月七日(条々)

一一四九 慶安二年十二月二日(掟)

一一五〇 「上荷茶船御仕置之事」

の1 慶安元年五月七日(定)

の2 慶安元年六月五日(上荷船・茶船御仕置之事)

一一五一 「上荷茶船御仕置之事」

文化三年十二月二十五日(薩州船積荷買請など致すま

じき事、堺町奉行より仰渡)

の1 慶長十四年七月七日(琉球平定に付、家康内書)

の2 旧記雑録後編四(五九四) 「諸旧記一」一六

(慶長十四年)七月五日(秀忠内書)

一一五三 旧記雑録後編四(五九二) 「諸旧記一」一一

慶長十六年五月二十六日(琉球唐へ通融の儀御定の

事)

一一五四 旧記雑録後編四(八三五) 「諸旧記一」三三

慶長十九年正月六日(琉球より唐へ使者派遣の事、秀

忠内書)

一一五五 旧記雑録後編四(一〇八〇)

正保三年六月十一日(大明兵乱に付糸商売の事、老中

内書)

「諸旧記一」三四

旧記雑録追録一(八〇)

一一五六 「琉球御掛衆愚案之覚」 「諸旧記一」三五

慶長元年九月二日(八重山島番人引取及び琉球国王繼

目の事)

一一五七 旧記雑録追録一(二三七) 「諸旧記一」三六

慶長元年九月五日(八重山島番人引取及び琉球国王繼

目の事)

一一五八 旧記雑録追録一(二三八) 「諸旧記一」三七

明暦元年七月十二日(韃靼国より琉球へ冠船渡海の事)

一一五九 「琉球御掛衆愚案之覚」 「諸旧記一」三八

(明暦元年)七月十三日(冠船渡海風聞の事)

一一六〇 「琉球御掛衆愚案之覚」 「諸旧記一」三九

(明暦元年)九月十三日(冠船渡海風説の事)



- 「琉球御掛衆愚案之覚」 「諸旧記一」四〇  
 一 二六八 貞享三年七月二十六日(唐買物品々書付差出の儀仰渡されの事) 「諸旧記一」四九
- 「冠船渡海の事」  
 一 二六一 明暦元年九月十三日 「琉球御掛衆愚案之覚」 「諸旧記一」四一  
 の 2 明暦元年九月六日 「琉球御掛衆愚案之覚」 「諸旧記一」四二  
 一 二六二 (明暦元年)九月二十三日(冠船渡海の事) 「琉球御掛衆愚案之覚」 「諸旧記一」四三  
 一 二六三 (明暦元年)九月二十七日(冠船渡海の事) 「琉球御掛衆愚案之覚」 「諸旧記一」四四  
 一 二六四 (寛文十二年)十月九日(琉球よりの進貢船海賊に遭遇の事) 旧記雑録追録一(一四五六) 「諸旧記一」四五  
 一 二六五 (寛文十三年)正月二十六日(進貢船海賊に遭遇の儀、長崎にて東寧船御穿鑿の事) 旧記雑録追録一(一四七六) 「諸旧記一」四六
- 一 二六六 貞享二年四月十三日(琉球より毛織過分差渡の儀、大久保加賀守より御尋の事) 「琉球御掛衆愚案之覚」 「諸旧記一」四六  
 の 2 (貞享二年)十一月十八日(琉球より毛織巻物買渡の儀に付調の事) 「琉球御掛衆愚案之覚」 「諸旧記一」四七  
 一 二六七 (貞享二年)十一月十八日(封王使来琉の節、糸巻物高値にて過分買取の事) 「諸旧記一」四八
- 一 二六八 貞享三年七月二十六日(唐買物品々書付差出の儀仰渡されの事) 「諸旧記一」四九  
 一 二六九 (貞享三年)七月二十六日(琉球薩摩商売銀高、三年分書付差出の事) 「諸旧記一」五〇  
 一 二七〇 (貞享三年)十一月二十三日(国元より書付到来の事) 「諸旧記一」五一  
 一 二七一 (貞享三年)十二月朔日(琉球商売金高有来如く仰付られ度内願の事) 「諸旧記一」五二  
 一 二七二 (貞享三年)寅十二月十五日(琉球商売金高制限の儀、老中より仰渡されの事) 旧記雑録追録一(二〇三八) 「諸旧記一」五三  
 一 二七三 貞享四年九月七日(唐買物銀高書付、琉球より差越候事) 「琉球御掛衆愚案之覚」 「諸旧記一」五四  
 一 二七四 (貞享四年)九月七日(天和二年より三ヶ年、唐へ差渡候銀高) 「諸旧記一」五五  
 一 二七五 (貞享四年)十月十六日(唐へ差渡候金高有来通り仰付られ度内願の事) 「諸旧記一」五六  
 一 二七六 (貞享四年)卯十月二十日(唐へ差渡候金高制限仰付られの事) 「諸旧記一」五七

一二七七

の1 元禄元年(貞享五年)正月二十七日(上方にて唐物商

売、長崎奉行へ願出の事)

「諸旧記一」五八

の2

(貞享五年)六月十九日(京都へ唐物問屋定の事)

「諸旧記一」五九

一二七八

(正徳三年)六月二十六日(進貢・接貢銀不足に付、  
宝永新銀元禄銀の位に吹替願出の事)

旧記雜録追録三(二三八) 「諸旧記一」六〇

一二七九

(正徳三年)七月(進貢・接貢銀の吹替許可の事)

「諸旧記一」六一

一二八〇

(正徳三年)八月三日(右に付、藩主請書)

「諸旧記一」六二

一二八一

(正徳三年)九月九日(右に付、老中書状)

旧記雜録追録三(二六三) 「諸旧記一」六三

一二八二

(宝永御答書) 「御問條御答書写」

一二八三

(寛政御答書)

一二八四

正徳三年五月晦日(渡唐銀、琉球拜借と唱改の事)

### 歴代制度 卷之二十三

#### 寺院社家格式

一二八五 (寺院社家格式)

一二八六 (門首順之次第)

一二八七 天明三年十月(福昌寺円山和尚へ朱網代乗輿御免の事)

一二八八 天明八年十二月(南泉院僧正正官成勅許の事)

一二八九 寛政元年六月(福ヶ追諏訪・花尾山、神主格式の事)

一二九〇 天明七年八月(諏訪・福ヶ追諏訪・花尾山、神主家順  
の事)

一二九一 安永二年(社方御規)

一二九二 巳十一月(加治木長年寺御目見寺仰付られの事)

一二九三 享保十五年十二月(門主列座の事)

一二九四 享保十五年十二月(本永寺・遠寿寺・願成寺・正国寺、  
寺格改の事)

一二九五 元文元年十二月(住職・隠居申渡の格改事)

僧官成御礼物

一二九六 (僧官成)

令条記卷三十七(五六五)

寺院諸法度

一二九七 元和元年七月(永平寺諸法度)

一二九八 元和元年七月(摠持寺諸法度)

一二九九 元和元年七月(五山十刹諸山の諸法度)

令条記卷九(九四)

令条記卷九(九八)

令条記卷九(九四)

令条記卷九(九九)

令条記卷九(九九)

令条記卷九(九九)

令条記卷九(九九)

令条記卷九(九九)

令条記卷九(九九)

令条記卷九(九九)

一三〇三 元和元年七月(高野山衆徒諸法度)

#### 文書目録

一二八五 (寺院社家格式)

一二八六 (門首順之次第)

一二八七 天明三年十月(福昌寺円山和尚へ朱網代乗輿御免の事)

一二八八 天明八年十二月(南泉院僧正正官成勅許の事)

令条記卷七(七七九 慶安二年九月二十一日)

一三〇四 元和元年七月(浄土宗諸法度)

令条記卷十(一〇六)

一三〇五 元和元年七月(浄土西山派諸法度)

令条記卷十(一〇七)

寺院社家

一三〇六 天明八年十二月(南泉院僧正官成勅許)(一一二八八号文書と同文)

一三〇七 天明八年四月(地神盲僧改方、領内へ差越の事)

一三〇八 寛政三年六月(地神盲僧惣家督の事)

一三〇九 寛政元年六月(福ヶ迫諏訪・花尾山、神主格式の事)

(一一八九号文書と同文)

一三一〇 元文二年六月(寺院別当故なく座主と唱まじき事)

一三一一 天明七年八月(諏訪・福ヶ迫諏訪・花尾山、神主家順の事)(一二九〇号文書と同文)

一三一二 天明七年八月(花尾神主・社家へ切米・屋敷下賜の事)

一三二三 天明七年八月(花尾山神主祭礼次第の事)

一三二四 明和七年七月(英彦山修験中廻壇の山伏へ勸物の事)

の2 天明二年正月(家老申渡)

一三二五 安永三年(江戸護摩所御引取の事)

一三二六 享保十年十一月十六日(龍洞院寺格の事)

一三二七 享保五年六月三日(六ヶ寺役人へ片書名字・刀指免許の事)

一三一八 (落穂集) 「薩陽落穂集」

一三一九

の1 二月(寺院・社人出訴手続の事)

御触書天明集成(二三七六 天明二寅年二月)

の2 天明二年四月八日(家老申渡)

一三二〇 安永八年三月五日(公文頂戴)

一三二一 安永六年十月(公帖頂戴)

靈符祭

一三二二

の1 明和九年四月五日(星祭祈禱勉方の事、災難除之札配り方願出の内)

の2 四月(靈符堂建立由緒)

歴代制度 卷之二十四

御代々御安殿

一三二三 (御代々御安殿)

御逝去

一三二四 宝曆五年六月十五日(病氣尋御礼)

一三二五 宝曆五年六月十六日(御逝去)

一三二六 (御逝去御届書)

一三二七 (忌服)

旧記雜錄追録五(一六二六の3)

一三二八 安永元年十二月(浄岸院逝去)

一三二九 安永四年(重豪夫人逝去)

御靈屋御名目ノ次第

一三三〇 御位牌御安置の所唱の事

の1 亥二月八日(寺社奉行申出)

歴代制度 卷之二十五

の2 亥三月(寺社奉行吟味)

の3 安永八年亥八月七日(家老申渡)

一三三三 安永八年三月(御廟所・御霊屋・御位牌殿、唱の事)

一三三二 正徳四年四月十六日(大雄山御宮方・南泉院御位牌殿と唱の事)

一三三三 天明七年八月(御正統様へ参詣の事)

一三三四 正徳四年四月十六日(南泉院御位牌殿、唱の事)

一三三五 享保六年正月(御先祖様御忌日の事)

一三三六 安永四年七月(御位牌所参詣拜礼の事)

御髮体様御下向

一三三七 天明八年七月(淨信院御遺髮御下向)

一三三八 天明八年七月(淨信院御遺髮御下向)

一三三九 (円徳院御遺体御下向)

御入寺御式

一三四〇 (円徳院御入寺御式)

御葬送御式

一三四一

の1 (礼記)

の2 (円徳院葬送の次第)

の3 延享四年十月(淨国院葬礼)

の4 宝曆五年八月十九日(前御棺守名代仰付られの事)

一三四二 (円徳院葬送の節祭文献納の人数他)

一三四三

の1 正徳六年(家継薨御)

の2 (礼記・書経)

一三四四 延享三年正月十九日(利根姫逝去)

一三四五 延享三年六月(養仙院逝去)

一三四六 延享四年十月(吉貴逝去)

一三四七 (寛延元年)六月二十六日(於徳様聞忌の事)

一三四八

の1 寛延二年七月(宗信逝去)

の2 寛延二年九月(宗信遺跡重年相統願の事)

一三四九 寛延四年閏六月八日(吉宗薨御)

一三五〇 寛延四年閏六月(慎に付、名踊・町踊禁止の事他)

一三五一 寛延四年八月十一日(太守忌中、慎の事)

一三五二

の1 宝曆五年七月四日(重年逝去)

の2 亥七月四日(名踊・町踊禁止の事)

の3 宝曆六年四月(稻荷祭流鏝馬は延期の事)

の4 (礼記)

の5 亥七月四日(重年跡職重豪相統願の事)

の6 亥七月(家老申渡)

一三五三 亥七月六日(虫踊は許可の事)

一三五四 亥八月朔日(髻すり許可の事)

一三五五 宝曆六年正月晦日(信泡(証カ)院卒去)

一三五六 宝曆六年三月二十三日(於徳様死去)

一三五七 宝曆七年五月七日(千代姫逝去)

一三五八 宝曆七年六月二十八日(富宮逝去)

- 一三五九 宝曆十年五月十七日(玉勝院卒去)
- 一三六〇 宝曆十年九月二十日(繼豊逝去)
- 一三六一 宝曆十一年六月三十日(家重薨御)
- 一三六二 宝曆十一年七月二十三日(尾張中納言逝去)
- 一三六三 明和元年八月十三日(悟姫夭亡)
- 一三六四 明和二年三月二十日(刑部卿逝去)
- 一三六五 明和二年三月二十日(紀伊中納言逝去)
- 一三六六 明和二年四月(東照宮百五十年法会、於大雄山執行)
- 一三六七 明和三年三月十八日(水戸宰相逝去)
- 一三六八 明和三年六月六日(島津肥前守死去)
- 一三六九 享保十三年十月(松平越中守奥方卒去)
- 一三七〇 享保十四年(照光院卒去)
- 一三七一 享保二十年五月十七日(鳥居丹波守卒去)
- 一三七二 享保二十年(黒田豊前守卒去)
- 一三七三 宝曆十一年三月七日(堀田相模守卒去)
- 一三七四 明和六年九月二十九日(民部卿舎弟松平金次郎卒去)
- 一三七五 宝曆十三年四月十二日(松平隠岐守卒去)
- 一三七六 明和六年八月十三日(安部伊予守卒去)
- 一三七七 明和六年九月二十九日(一条関白薨去)
- 一三七八 明和六年九月二十九日(夔刈藤馬死去)
- 一三七九
- の1 明和六年十月十九日(御前様逝去)
- の2 明和六年十一月二十三日(稻荷神事の事)
- 一三八〇 明和六年十一月二日(安部伊勢守卒去)
- 一三八一 明和七年八月十五日(民部卿藤中逝去)
- 一三八二 明和八年六月九日(信解院卒去)

- 一三八三 明和八年六月二十九日(田安中納言逝去)
- 一三八四
- の1 明和八年九月十日(將軍家御台薨去)
- の2 明和八年九月十九日(鳴物・遊興がましき饑停止日数  
の事)
- 一三八五 明和九年八月十九日(鍋島撰津守奥方卒去)
- 一三八六
- の1 明和九年十二月二十五日(浄岸院逝去)
- の2 安永元年十二月二十八日(来年頭其外、御名代御代参  
の人月代の事)
- 一三八七 安永二年正月十四日(御尊骸御着まで鳴物・遊興がまし  
き饑停止の事)
- 一三八八 安永二年三月十五日(万寿姫逝去)
- 一三八九 安永二年六月二十六日(民部卿舎弟松平鎌三郎卒去)
- 一三九〇 安永二年七月十四日(尾張中将逝去)
- 一三九一 安永三年十月七日(徳川大藏卿逝去)
- 一三九二
- の1 安永四年十一月十六日(御前様(多賀姫) 逝去)
- の2 寛政八年七月朔日(御前様(佐竹) 逝去)
- 一三九三 安永七年五月三日(於克様夭亡)
- 一三九四 安永八年三月十七日(大納言薨御)
- 一三九五 安永八年八月十二日(松平隠岐守卒去)
- 一三九六 安永八年九月十日(松平相模守奥方・松平右近将監卒  
去)
- 一三九七 明和八年六月二十九日(田安中納言逝去)
- 一三九八 天明三年十二月十五日(新女院崩御)

- 一三九八 天明三年八月(民部卿息女庸姫卒去)
- 一四〇〇 宝曆十一年四月(宥邦院遺髪高野山登山に付、慎の事)
- 一四〇一 天明六年九月二十九日(家治薨御)
- 一四〇二
  - の1 天明八年五月十二日(敬姫逝去)
  - の2 天明八年五月十二日(右に付、慎の事)
- 一四〇三
  - の1 天明八年十一月二十日(嶺松院卒去)
  - の2 天明八年十一月二十日(右に付、慎の事)
- 一四〇四 寛政三年三月十一日(島津静山死去)
- 一四〇五 寛政五年五月二日(徳川刑部逝去)
- 一四〇六 寛政五年七月十四日(將軍家若君逝去)
- 一四〇七 寛政三年四月(蓮光院逝去)
- 一四〇八 寛政元年十月二十二日(御縁女様(有馬)逝去)
- 一四〇九 寛政三年十月(重豪男為次郎実母死去)
- 一四一〇
  - の1 享保五年二月十五日(女御薨去)
  - の2 二月十八日(家老申渡)
- 一四一一
  - の1 享保五年三月九日(女院崩御)
  - の2 三月十日(家老申渡)
- 一四一二 寛延三年四月九日(慈徳院遺髪高野登山に付、慎の事)
- 一四一三 寛政九年八月七日(若殿様服中故、南泉院御札巻数服明差出の事)
- 一四一四 寛政八年正月十五日(女院崩御)
- 一四一五 天明八年九月十日(淨信院遺髪、福昌寺にて供養の事)
- 一四一六 元文四年八月二十五日(靈龍院逝去)
- 一四一七 元文四年八月二十五日(慎内、鹿兒島諸外城諸社神楽祭礼の事)
- 一四一八 元文四年八月二十二日(福山馬追延期の事)
- 一四一九 (元文四年)未八月(靈龍院中陰法事執行)
- 一四二〇 享保十年十月五日(文章院一周忌法事)
- 一四二一 寛保三年十一月二十三日(寛陽院五十回忌)
- 一四二二 享保十七年九月六日(法皇崩御)
- 一四二三 享保十七年十月八日(敬法門院薨御)
- 一四二四 安永七年七月二日(於厚様夭亡)
- 一四二五 安永二年三月十日(淨岸院法事執行)
- 一四二六 安永四年十二月十四日(玉貌院法事執行)
- 一四二七 寛政七年八月十日(清水中納言逝去)
- 一四二八 寛政八年七月(御前様逝去)
- 一四二九 寛政六年二月八日(種姫逝去)
- 一四三〇 文化七年六月二十六日(おらくの方死去)
- 一四三一 (文化七年)午六月(老中安藤对馬守逝去)
- 一四三二 (文化七年)午六月二十六日(丹羽加賀守妹於薰様卒去)
- 一四三三 文化十年十二月二十三日(仙洞崩御)
- 御精進日
  - 一四三四 文化元年六月十日(御精進日定)
  - 一四三五
    - の1 天明七年三月(御精進日定)
    - の2 (五廟の事)
- 一四三六 寛政七年七月(公義御精進日)

一四三七 寛政七年八月(御精進日定)

一四三八 天明八年(御精進日定)

一四三九 寛政十一年正月(御忌日改の事)

一四四〇 寛政八年九月(法蓮院忌日)

一四四一 寛政九年正月(法蓮院正忌日)

一四四二 寛政九年閏七月(御精進日立)

一四四三 寛政十年六月(御精進日立)

一四四四 寛保三年十二月二日(寛陽院忌日、御精進日明の事)

一四四五 (天明八未(ママ) 九月、御家督に付、御精進日定の事)

一四四六 寛政二年三月六日(御忌日改の事)

一四四七 天明八年三月(頼朝公正忌日、精進日定の事)

一四四八 文化六年十月十五日(斉興代、御精進日定)

一四四九 寛保元年三月二十四日(半御精進定の事)

一四五〇 文化九年八月(御精進日立)

一四五一 文化八年十二月(御精進日立)

一四五二 文化十一年十月(御正忌日改の事)

御法事之次第

一四五三 享保九年十二月(公儀仰渡の趣に準じ、御法事日数・

読経減少の事)

一四五四 天明元年六月(御遠祖様の年回御法事後、御囃子・御

能拝見、御料理頂戴仰付られの事)

一四五五

の1 天明七年五月朔日(円徳院三十三年御回忌後、住侍・

僧侶へ御囃子拝見・御料理頂戴仰付られの事)

の2 (右に付、仰渡されの事)

一四五六 安永二年九月四日(白帷子着用の定)

一四五七 寛政四年九月二十九日(宥邦院三十三年御回忌後、御

囃子拝見・御料理頂戴仰付られの次第)

一四五八 寛政六年十月(御正統御夫人、年回御法事の事)

一四五九 寛政六年十月(御正統御夫人、年回御法事の事)

一四六〇

の1 宝暦五年八月(円徳院中陰御法事執行)

の2 (浄岸院中陰御法事勤行の次第)

一四六一 天明六年五月(齡岳様四百年御回忌)

一四六二 享保十年九月朔日(得仏様五百年御回忌)

一四六三 (頼朝公五百五十年回忌御法会、於大乘院執行)

一四六四 享和三年九月二十日(大玄院百年御回忌後、御機嫌伺

の事)

一四六五 文化元年六月(円徳院五十年御回忌に付、御香奠献納

の事)

一四六六 文化元年六月十一日(円徳院五十年御回忌後、御機嫌

伺の事)

一四六七 寛政八年十月(浄国院五十年御回忌後、御機嫌伺の事)

一四六八 寛政十年八月(慈徳院五十年御回忌後、住侍・僧侶へ

御囃子拝見・御料理頂戴仰付られの事)

一四六九 午八月(御囃子拝見・御料理頂戴仰付られの次第)

一四七〇 寛政十年六月五日(慈徳院五十年御回忌に付、御香奠

献納の事)

一四七一 天明五年十一月(以来、十七回忌御法事執行の事)

一四七二 安永二年六月(慈徳院二十五年御回忌に付、御香奠献納の事)

一四七三 明和七年六月（於大円寺御法事等の節、御物取計らい  
仰付られの事）

一四七四 明和七年六月（大円寺御法事詰人数の事）

一四七五 天明元年六月二十七日（慈徳院三十三年御回忌後、御  
囃子仰付られの事）

一四七六 安永七年十一月六日（浄岸院七年御法事に付、公方様・  
大納言様より御香奠拝領の事）

一四七七 文化七年正月（四霊様御法事の事）

一四七八 明和八年九月（御正統様御法事に準じ、家中法事日数  
減少の事）

御法会

一四七九 寛政九年十二月四日（頼朝公六百年御法会、於花尾山  
執行）

一四八〇 の1 寛政九年八月十一日（頼朝公六百年回忌御法会執行に  
付、御法会奉行調の事）

の2 寛政九年八月（家老申渡）

一四八一 の1 寛政九年八月十二日（頼朝公六百年回忌御法会に付、  
御法会奉行調の事）

の2 寛政九年八月（家老申渡）

一四八二 の1 寛政九年八月十二日（頼朝公六百年御法会後、  
御機嫌伺の事）

の2 寛政九年八月（家老申渡）

一四八三 寛政九年十二月（頼朝公御法会後、住持・僧侶・神主  
へ御能拝見・御料理頂戴仰付られの事）

歴代制度 卷之二十六

御恐悦

一四八四 享保六年十二月十八日（継豊少将任官）

一四八五 享保十二年四月（増上寺火の御番）

一四八六 享保十四年七月（公方様日光御社参還御）

一四八七 享保十六年正月（御鷹の鶴拝領）

一四八八 享保十八年七月（御簾中様着帯御祝儀拝領）

一四八九 元文四年十二月十一日（宗信元服）

一四九〇 元文五年三月（宗信抱瘡快気）

一四九一 元文五年四月二十八日（宗信縁組）

一四九二 元文六年正月十一日（御鷹の鶴拝領）

一四九三 寛保四年正月十五日（御鷹の鶴拝領）

一四九四 延享元年五月（増上寺火の御番）

一四九五 延享二年四月十六日（宗信初めての御暇御礼）

一四九六 （延享二年）十月十九日（大御所様より拝領）

一四九七 延享二年十二月（將軍宣下に付拝領）

一四九八 延享四年正月六日（宗信家督御礼）

一四九九 延享四年正月十三日（宗信少将任官）

一五〇〇 寛延元年十二月十三日（宗信従四位上昇進）

一五〇一 寛延二年正月（継豊湯治御暇）

一五〇二 寛延二年三月六日（宗信縁組）

一五〇三 寛延二年三月十六日（菊姫縁組）

一五〇四 寛延二年十二月三日（重年家督相続）

一五〇五 寛延二年十二月二十八日（重年元服）

一五〇六 寛延三年正月四日（御鷹の鶴拝領）



一五〇七 寛延二年十二月二十八日(重年継室伺)  
一五〇八 宝曆四年八月二十四日(重豪嫡子届)  
一五〇九 宝曆五年六月二十九日(御手伝御普請勤に付時服拝領)  
一五一〇 宝曆五年八月十五日(重豪家督相統)  
一五一一 宝曆五年十一月六日(菊姫結納)  
一五二二 宝曆五年十二月(菊姫婚姻)  
一五二三 宝曆六年二月十五日(御鷹の鶴拝領)  
一五四 宝曆八年五月十七日(重豪初めての御目見)  
一五五 宝曆八年七月七日(重豪元服)  
一五六 宝曆九年十月二十一日(御家督御祝に付老中招請)  
一五七 宝曆九年十二月七日(重豪縁組)  
一五八 宝曆十年三月十六日(将軍家御転任御兼任)  
一五九 宝曆十年六月(家重隠居に付御祝儀拝領)  
一五二〇 宝曆十年七月七日(大御所様より拝領)  
一五二一 宝曆十年十月十八日(将軍宣下に付御祝儀拝領)  
一五二二 宝曆十年十一月朔日(継豊へ病氣尋の御奉書到来)

の2 宝曆十二年三月(右同断に付、金二万両拝借仰付られの事)

一五二八 宝曆十二年十一月十四日(淨岸院様御移徙御祝)  
一五二九 宝曆十二年十二月十九日(重豪結納)  
一五三〇 宝曆十三年正月四日(御鷹の鶴拝領)  
一五三一 宝曆十三年正月四日(重豪婚姻)  
一五三二 宝曆十三年六月二十三日(御前様懐胎御祝)  
一五三三 宝曆九年五月十二日(増上寺火の御番)  
一五三四 宝曆九年十月十一日(菊姫様懐胎御祝)  
一五三五 宝曆十年二月五日(於薫殿婚姻御祝)  
一五三六 宝曆十三年十一月四日(重豪女子誕生)  
一五三七 宝曆十三年十一月二十二日(悟姫誕生御祝)  
一五三八 宝曆十四年二月十五日(御鷹の鶴拝領)  
一五三九 宝曆十四年三月二十五日(悟姫御箸初御祝)  
一五四〇 明和元年閏十二月二日(琉人参府に付、米二千俵拝領、登城御目見の事)  
一五四一 明和二年三月九日(御鷹の鶴拝領)  
一五四二 明和二年七月二十五日(御官位ならびに御着城脇御祝)  
一五四三 明和八年六月(家治公御筆御画拝領)  
一五四四 明和九年五月(増上寺火の御番、淨岸院様御不例御逝去に付御免)  
一五四五 安永二年四月十三日(御紋付羽御織拝領)  
一五四六 安永三年五月(増上寺火の御番)  
一五四七 天明五年五月十八日(大鷹鶴雁拝領)  
一五四八 天明六年九月八日(齊宣初めての御目見)  
一五四九 天明七年正月八日(齊宣元服)

一五二七 宝曆十二年三月十日(江戸芝御屋敷類焼に付、御参勤月延の御奉書到来)

- 一五五〇 天明七年三月(重豪隠居後国元へ湯治御暇)
- 一五五一 天明七年四月十三日(齊宣少将任官)
- 一五五二 天明七年四月(重豪御召御羽織拝領)
- 一五五三 天明七年三月八日(齊宣元服官位に付、口宣官旨頂戴)
- 一五五四 天明七年五月二十九日(將軍宣下に付拝領)
- 一五五五 天明七年六月九日(重豪男子誕生の届)
- 一五五六 天明七年八月十九日(増上寺火の御番)
- 一五五七 天明七年九月八日(齊宣少将任官に付、口宣官旨頂戴)
- 一五五八 天明八年正月(琉球人参府に付、増上寺火の御番御免)
- 一五五九 天明八年二月(齊宣家督・重豪隠居、初めて御鷹の鶴  
拝領)
- 一五六〇 天明八年四月(領地判物頂戴)
- 一五六一 天明八年十一月八日(御鷹の雲雀拝領)
- 一五六二 寛政元年九月三日(齊宣家督初めての帰国)
- 一五六三 寛政元年九月二十五日(初入部御祝)
- 一五六四 寛政二年八月(御鷹の雲雀拝領)
- 一五六五 寛政二年十二月十六日(齊宣従四位上中将叙任)
- 一五六六 寛政二年十二月(琉球人参府に付、米二千俵拝領)
- 一五六七 寛政三年正月六日(琉球人登城御目見の事)
- 一五六八 寛政三年四月十日(齊宣官位昇進に付、口宣官旨頂戴)
- 一五六九 寛政三年五月(齊宣国元へ御暇御礼)
- 一五七〇 寛政四年正月(將軍家より歳暮の御祝儀、御前様初め  
て拝領)
- 一五七一 寛政四年八月(若君様御七夜祝儀)
- 一五七二 寛政四年八月(参府御礼)
- 一五七三 寛政四年九月二十六日(重豪御召の御羽織拝領)
- 一五七四 寛政四年十二月十九日(竹千代様御色直御祝)
- 一五七五 寛政五年三月(御鷹の鶴拝領)
- 一五七六 寛政五年四月十四日(若君様髪置御祝)
- 一五七七 文化元年五月二十九日(重豪剃髪)
- 一五七八
- の1 (文化元年十月)(齊興元服)
- の2 寛政八年十二月(琉球人参府に付、米二千俵拝領)
- 一五七九 寛政八年十二月(重豪男乗之助、六男の届)
- 一五八〇 文化元年十月(齊宣改名)
- 一五八一 文化元年十月(齊興元服)
- 一五八二 文化二年(金一万両・米一万石拝借)
- 一五八三 安永五年五月(齊宣髪置御祝)
- 一五八四 安永六年十二月二十五日(齊宣着袴御祝)
- 一五八五 安永六年十二月二十五日(重豪女於厚着袴御祝)
- 一五八六 天明二年十二月二十四日(重豪女敬姫御齒黒初御祝)
- 一五八七 天明八年四月(領地判物頂戴に付、諸寺院・在番琉人  
祝儀の事)
- 一五八八 天明八年四月(領地判物頂戴に付、御一門以下諸士祝  
儀の事)
- 一五八九 十月二十八日(前髪取御祝)
- 一五九〇 寛政十年十二月(御前様誕生御祝、日改替の事)
- 一五九一 寛政七年五月(齊興嫡子届出に付、御祝儀の事)
- 一五九二 寛政七年六月二十三日(齊興縁組に付、御祝儀の事)
- 一五九三 寛政六年五月(東叡山火之御番)
- 一五九四
- の1 (中将様国元温泉入湯御暇)

の2 天明八年二月十四日(齊宣前髪取御祝)  
一五九五 天明七年七月(重豪男雄五郎、三男の届)  
公辺御使者  
一五九六 正徳二年十月二十六日(將軍家代替)

御祝規

一五九七 (御男子様・御女子様御祝規)  
一五九八 (齊宣公御祝規)  
御願事御届事

一五九九 正徳五年六月二十六日(継豊縁組)  
一六〇〇 享保六年三月(吉貴養妹)  
一六〇一 享保六年六月二十四日(吉貴隠居・継豊家督)  
一六〇二 寛延二年正月(継豊湯治御暇)  
一六〇三 寛延三年六月(継豊御暇申次)  
一六〇四 寛延四年五月(継豊御暇申次)  
一六〇五 寛延二年十二月二十八日(重年継室伺)(一五〇七号  
文書と同文)

一六〇六 宝曆九年四月二十七日(継豊御暇申重)  
一六〇七  
の1 明和七年四月十九日(重豪再縁)  
の2 明和七年五月二十八日(願の通り仰渡されの事)  
一六〇八 宝曆九年三月四日(御クン殿御介抱の事)  
一六〇九 宝曆九年九月十一日(重豪縁組)  
一六一〇 宝曆九年十二月十九日(於栄様松平隠岐守へ対顔の儀  
伺の事)  
一六一一 明和六年六月十八日(重豪病氣保養の届)  
一六一二 安永三年七月十一日(嫡子齊宣慈照院養子届の事)

一六一三 安永三年七月(齊宣嫡子の届)  
一六一四 安永三年七月二十三日(齊宣縁組)  
一六一五 安永五年十二月二十七日(重豪女敬姫縁組)  
一六一六 (齊宣縁組)  
一六一七 安永九年九月(重豪病氣届)  
一六一八

の1 天明六年六月二十六日(重豪男富之進、二男の届)  
の2 天明六年八月二十七日(富之進、婿養子願)

一六一九 天明六年十月(富之進、奥平大膳大夫婿養子に仰付ら  
れの事)  
一六二〇 天明六年十月(公方様御中陰中、登城御機嫌伺の事)  
一六二一 天明七年二月十七日(重豪隠居・齊宣家督)  
一六二二 天明七年三月七日(重豪改名)  
一六二三 天明七年三月八日(重豪湯治及び御介助のため国元御  
暇願の事)  
一六二四 天明七年十二月(明姫重豪養女の届、公辺向・内輪の  
名目の事)  
一六二五 寛政二年九月(齊宣縁組)  
一六二六 寛政二年十一月二十二日(重豪男時之丞、四男の届)  
一六二七 寛政三年五月(重豪男為次郎、五男の届)  
一六二八 文化元年十月(齊宣改名)  
一六二九 文化元年八月(琉球王跡相統御礼の使者参府の事)  
一六三〇 寛政八年十二月(重豪男乗之助、六男の届)  
一六三一 寛政九年正月(齊興出府)  
一六三二 寛政八年四月(重豪高輪屋敷へ引移)  
一六三三 寛政十二年十二月(重豪惣髪・改名)

一六三四 寛政十二年十二月(重豪密髪・改名に付、恐悦の事)  
 一六三五 文化六年七月(隠居齊宣、年中御献上物御勤向等の事)  
 一六三六 文化六年七月(齊宣隠居改名)  
 一六三七 天和三年五月七日(在所へ御暇願、平山勘兵衛日帳)

御雁御拝領  
 一六三八 貞享三年十一月十八日(雁拝領、平山勘兵衛日帳)  
 一六三九 天和三年三月二十九日(拝領の雁御披、平山勘兵衛日帳)

御着御拝領  
 一六四〇 の1 文化九年正月二十八日(拝領の御着御披)  
 の2 (御披の手当)  
 の3 (御披の次第)

一六四一 天和三年三月二十九日(拝領の雁御披、平山勘兵衛日帳)(一六三九号文書と同文)  
 一六四二 文化八年十月十七日(御家督初めて御帰国尋として御着拝領)

御馬御拝領  
 一六四三 貞享三年四月十四日(馬拝領、平山勘兵衛日帳)  
 一六四四 天和三年五月(馬拝領、平山勘兵衛日帳)  
 一六四五 (宝永三年)七月(吉貴より家来伊勢兵部貞栄將軍家へ御目見の願)

一六四六 の1 (延宝七年)正月八日(由緒書、御代々様へ伊勢兵部  
 旧記雑録追録二(二二九三)

貞昌御目見の覚  
 旧記雑録追録二(二二九三)  
 の2 (宝永三年)七月(延宝七年二月十五日、親兵部御目見仰付られの事)  
 見仰付られの事

御登城御断  
 一六四七 の3 (宝永三年)戌八月(伊勢貞栄御目見仰付られの事)  
 一六四八 の4 宝永五年子四月六日(右一卷、書付の事)

の1 天和三年四月(月次出仕御断、平山勘兵衛日帳)  
 の2 四月二十七日(右に付、伺)  
 の3 四月二十七日(右に朱書)  
 の4 (御断に及ばざる事)

公辺御勤向  
 一六四九 天和三年五月(御登城御断、平山勘兵衛日帳)  
 一六五〇 貞享二年十一月(日光山正遷宮その他公辺使者、平山勘兵衛日帳)

一六五一 天和三年三月三日(御祝儀使者、平山勘兵衛日帳)  
 一六五二 貞享三年四月(雷雨御機嫌伺に付、御並御留守居兼へ聞合の事、平山勘兵衛日帳)

歴代制度 卷之二十七

御内書  
 一六五三

の1 貞享元年二月二十三日（歳暮の御内書御渡、平山勘兵衛日帳）

の2 十二月十六日（御内書留）

一六五四

の1 貞享元年七月二十三日（御内書御渡、平山勘兵衛日帳）

の2 （御三家ならびに加賀・越後・越前へ御内書の写）

（十二月二十八日、歳暮）

（五月三日、端午）

（九月七日、重陽）

（五月三日、蒲節）

（御内書渡され候節、御奉書の事）

御奉書

一六五五

の1 （御奉書、十二月朔日）

の2 （御奉書、十二月三日）

の3 （御奉書）

の4 （御奉書）

一六五六

天和三年四月（御奉書拜見、御披見書に改の事、平山勘兵衛日帳）

御連署

一六五七

の1 天和四年二月（春の御機嫌伺、平山勘兵衛日帳）

の2 （正月三日、改年の慶賀、大久保加賀守他二名宛）

の3 （正月三日、陽春の吉慶、堀田筑前守宛）

の4 （正月三日、改年の慶、堀田筑前守他五名宛）

一六五八 天和三年三月（御仏詣還御祝儀、平山勘兵衛日帳）

一六五九 （天和三年）四月（戸田山城守より口達、平山勘兵衛日帳）

一六六〇 貞享三年二月（地震、平山勘兵衛日帳）

女文

一六六一 （女性方への文の事）

諸目録

一六六二 （香箋折紙）

御招請

一六六三 宝永二年二月十三日（継目祝、老中招請）

旧記雑録追録二（一九一二）

入御

一六六四 宝永六年五月十三日（近衛左大将家久入御）

### 歴代制度 卷之二十八

御家督

一六六五 天明七年三月（御家督に付仰出、家老連名達書）

一六六六 （天明七年）三月十五日（右同、書役・小役人へ）

一六六七 （天明七年）三月十五日（右同、与力・同心へ）

一六六八

の1 三月十六日（御礼廻の事）

の2 三月（仰渡）

一六六九 未三月二十五日（御礼廻の事）

一六七〇 寛永十五年五月十三日（光久家督御礼、家中御目見の衆）

文 書 目 録

一六七一 貞享四年(綱貴家督御礼、家中御目見の衆)  
一六七二 宝永元年(吉貴家督御礼、家中御目見の衆、献上品)  
御讓物

一六七三 貞享五年八月十二日(光久より綱貴へ讓国の覺)  
一六七四 貞享五年八月十二日(重物の目録)  
一六七五 (貞享五年)辰八月十二日(御道具由緒)

の1 貞享五年八月十二日(故録別記)  
の2 御初入部

一六七六 文化七年四月(初入部御用掛)  
一六七七 (文化七年)午四月(手当取調の事)  
一六七八 (文化七年)午四月(初入部御用掛)  
一六七九 (文化七年)午六月(御行列手当の事)  
一七八〇 (文化七年)午六月(初入部御迎)

御婚姻  
一七八一 寛保二年十二月(御三家以下婚礼は婚姻と書調の事)  
一七八二 天明八年十二月(来二月、將軍家(家齊)婚礼調の事)

旧記雜録追録六(二七六九)  
一七八三 寛政元年三月二十八日(齊宣婚姻)  
一七八四 寛政元年六月二十六日(重豪女明姫婚姻)  
一七八五 享和元年正月十七日(齊興縁組)  
一七八六 寛政十年五月(齊宣婚姻)  
一七八七 寛政十年五月(御縁女様、御婚姻当日より称御前様)  
一七八八 午五月(御前様御婚姻後御祈禱向、太守様同様の事)  
一八九〇 寛政七年六月(齊興縁組)

一八九〇 天和四年二月(島津中務息女婚姻、平山勘兵衛日帳)  
一八九一 文化九年九月(齊彬縁組、家中祝儀の事)  
御入興御式

一八九二 享保十四年十二月(竹姫入興式次第)  
一八九三 享保十四年十二月(竹姫入興進物・祝儀)  
上様御名称  
一八九四 延享二年(称上様・公方様・大御所様)  
一八九五 宝曆五年正月(称御簾中様)  
一八九六 宝曆十年六月十五日(称御台様)  
一八九七 宝曆十年九月二十二日(継豊逝去、側室改名)  
一八九八 宝曆十年十一月二十二日(継豊逝去、竹姫改名)  
一八九九 明和三年五月七日(將軍家若君称大納言)  
一七〇〇 明和五年六月十三日(徳川右衛門督称田安中納言)  
一七〇一 天明七年八月五日(一橋民部卿男田安家相統、称徳川)  
一七〇二 安永五年十月十四日(田安女將軍家養女、称種姫君様)  
一七〇三

の1 安永八年正月(重豪女陽姫様と唱、内輪姫の字使用定の事)  
の2 安永九年二月三日(陽姫牧姫と改名)  
一七〇四 (徳川(一橋)豊千代將軍家養子)  
の1 天明元年六月十五日(称若君様)  
の2 天明二年正月(家齊と改名)  
の3 天明二年(称大納言)

一七〇五 天明四年十二月二十九日(虎寿丸元服、改名又三郎忠亮)  
一七〇六 天明五年正月二十七日(又三郎元服且鎧召初めの祝)

- 一七〇七 天明五年二月(又三郎称若殿様)
- 一七〇八 天明七年正月八日(斉宣侍從任官)
- 一七〇九 天明七年二月(斉宣家督)
- 一七一〇 天明六年十月(家治崩御、大納言家斉称上様)
- 一七一〇 天明七年五月十九日(家斉将軍宣下、称上様)
- 一七一一 寛政元年八月(重豪側室名順・通称定の事)
- 一七一二 寛政四年八月(将軍家若君誕生)
- 一七一三 寛政三年四月(民部卿称一橋中納言)
- 一七一四 寛政四年四月(宮内卿称清水中納言)
- 一七一五 宝曆九年十一月二日(家重男萬次郎称徳川宮内卿)
- 一七一六 寛政五年十月(敏次郎御台養育)
- 一七一七 寛政五年六月(敏次郎(家慶)誕生)
- 一七一九 享保七年十二月十八日(御新造様唱御前様、高輪御前様唱大御前様)
- 一七二〇 元文四年十二月(又三郎改名薩摩守宗信、称薩州様)
- 一七二一 天明六年十月四日(恒姫称御縁女様)
- 一七二二 享保九年十二月二十六日(長福(家重)称若君様)
- 一七二三 享保十四年閏九月晦日(吉宗男小次郎称徳川右衛門督)
- 一七二四 元文二年三月(若子誕生(家治)、称竹千代)
- 一七二五 寛政三年三月(斉宣婚姻、幸姫称御前様)
- 一七二六 寛政十三年正月(斉興縁組、弥姫称御縁女様)
- 一七二七 寛政十年五月(御縁女様、婚姻当日より称御前様)
- 一七二八 (一六八七号文書と同文)
- 一七二九 文化六年七月(家督隠居に付、それぞれ太守・隠居・大隠居に称改の事)

- 一七三〇 享保二十年(入道様(吉貴)総州様、大御前様御前様と称すべき事)
- 一七三一 享保十四年十二月(竹姫名称)
- 一七三二 文化六年五月(御縁女様、婚姻当日より称若御前様)
- 一七三三 元文五年正月(又三郎(宗信)改名、称薩州様)
- 様ノ字之次第 附、殿文字
- 一七三四 安永三年五月九日(様の字定)
- 一七三五 安永七年六月(様の字定)
- 一七三六 (天明六年カ)午閏十月(様の字定)
- 一七三七 正徳三年九月(殿文字定)
- 一七三八
  - の1 享保十三年六月二十七日(オカク事、殿文字付)
  - の2 享保十五年三月七日(オカク殿事、殿文字改)
  - の3 宝永四年四月十一日(於須磨殿、様唱の事)
- 一七三九 正徳五年五月二十八日(於須磨様、御実母取持の事)
- 一七四〇 安永二年十二月二十九日(於千萬殿と唱・書付の事)
- 一七四一 安永三年十月七日(徳川大藏卿逝去)(場違)
- 一七四二 安永四年六月六日(於千萬様と唱・書付の事)
- 一七四三 安永五年八月(御内証様事)
- 一七四四 安永六年九月(正覚院様事)
- 一七四五 安永三年九月(御側衆から交代寄合衆までの役以外は内輪にては旗本衆殿文字の事)
- 一七四六 天明七年八月(自分支配頭へ殿・様文字無用の事)
- 一七四七 享保五年五月(大目付より申渡の節、御前へ申上の節は殿文字付けざる事)
- 一七四八 享保十八年五月朔日(菊姫様事)

文 書 目 録

- 一七四九 天明六年(閏)十月(富之進様事)
- 一七五〇 寛政十二年六月(交代寄合衆内輪唱は殿文字の事)
- 一七五一 寛政十三年正月(弥姫様事様文字の事)
- 一七五二 寛政九年五月(玉泉院殿・心鏡院殿事)
- 一七五三 寛延四年閏六月一日(重年家督に付、実母殿文字定)
- 一七五四 寛政八年三月(松平但馬守方へ両敬に付、様文字定の事)
- の1 (本文張紙)
- の2 (本文張紙)
- 一七五五 文化六年六月(瑤林殿事、様文字の事)
- 一七五六 元文元年六月十四日(様文字定)
- 一七五七 (足輕・小者・中間に殿の字付不可然事、落穂集)
  - 「薩陽落穂集」
- 一七五八 文化五年八月(於八百殿事)
- 一七五九 文化七年四月(寛二郎殿事)
- 御名順
  - 一七六〇 寛延三年四月(名順・様文字定)
  - 一七六一 元文四年四月(名順・様文字定)
  - 一七六二 明和八年八月二十四日(名順・様文字定)
  - 一七六三 安永四年六月三日(名順定)
  - 一七六四 安永五年八月七日(名順・様文字定)
  - 一七六五 天明三年正月二十一日(名順・様文字定)
  - 一七六六 寛政元年八月(重豪側室名順定)(一七一二号文書と同文)
- 一七六七 寛政元年六月(明姫婚姻後格式の事)
- 一七六八 寛政三年四月(名順・様文字定)
- 一七六九 享保十三年七月(名順・様文字定)
- 一七七〇 享和二年七月(諸家へ入興の女子名順の事)
- 一七七一 寛政十三年正月(御縁女名順の事)
- 一七七二 明和七年六月(名順定)
- 一七七三 寛延四年閏六月(重年家督に付、実母名順定)
- 一七七四 寛政四年八月(名順定)
- 一七七五 文化五年三月十日(名順定)
- 一七七六 (名順定)
- 一七七七 文化五年六月(名順定)
- 一七七八 安永三年五月(名順定)
- 一七七九 寛政十一年五月(名順定)
- 一七八〇 寛政九年五月(御縁女名順・様文字定)
- 一七八一 寛政八年三月(名順定)
- 一七八二 寛政三年三月(名順定)
- 一七八三 文化六年七月(名順定)
- 一七八四 寛保三年十二月十一日(名順定)
- 御機嫌伺
  - 一七八五 天和四年二月(上野参詣還御、平山勘兵衛日帳)
  - 一七八六 天和三年五月二十四日(地震、平山勘兵衛日帳)
  - 一七八七 天和三年閏五月(若君御不例、平山勘兵衛日帳)
  - 一七八八 貞享三年二月二十八日(上野参詣還御、平山勘兵衛日帳)
- 帳
  - 一七八九 二月十六日(御機嫌伺使者、平山勘兵衛日帳)
  - 一七九〇 貞享三年四月二十日(上野参詣還御、平山勘兵衛日帳)
- 御献上物
  - 一七九一 天和三年十二月十八日(献上、平山勘兵衛日帳)



一七九二 貞享三年二月（後西院一回忌に付、平山勘兵衛日帳）  
御進覽物

一七九三 天和三年十二月（歳暮祝儀、平山勘兵衛日帳）

一七九四 （貞享三年）寅正月（年首祝儀、平山勘兵衛日帳）

一七九五 貞享三年二月（平山勘兵衛日帳）

一七九六 （貞享三年）二月朔日（平山勘兵衛日帳）

御拝領物

一七九七 天和三年四月（平山勘兵衛日帳）

## 歴代制度 卷之二十九

御元服

一七九八 天明四年十一月（御家伝来元服式の事）

一七九九 享和二年十一月（斉興元服）

元服

一八〇〇 （御直元服・御前元服・御内証元服定の事）

一八〇一 （宝永五年）五月二日（御直元服の次第）

一八〇二 （御名代元服の次第）

一八〇三 正徳四年八月二十七日（脇元服御礼の次第）

一八〇四 享保十六年四月二十八日（元服御礼進上物の事）

一八〇五 享保十八年十一月二十七日（御名代・奏者番へ祝物の事）

一八〇六 元文元年八月二十三日（天井折、向後は折と唱の事）

一八〇七 元文二年七月（御名代元服、御前元服と改の事他）

一八〇八 宝暦七年三月日（御道具拝領の事）

一八〇九 天明五年五月（元服御礼の事）

一八一〇 天明五年八月二十一日（太守滞府中、御名代にて元服の事）

一八一一 天明五年八月二十二日（元服御礼の事）

一八一二 天明六年十一月（御目見御礼座席の事）

一八一三 享和三年四月（当年元服、御名代にて仰付られの事）

一八一四 享和三年九月（御留守中御直元服の面々、家督継目・出入等時々届出の事）

一八一五 享和二年九月（奥向・諸御役人、御留守年御礼の事）

一八一六 元文二年十月十六日（元服の人、末広は持たざる事）

一八一七 （御直元服の次第）

諸家元服進上物並家筋連名ノ次第

一八一八 （御一門）

一八一九 安永二年十二月二十九日（御一門座席定の事）

旧記雑録追録六（一一四五）

一八二〇 （一所持・一所持格）

一八二一 （寄合）

一八二二

の1 （寄合並）

の2 戊七月二日（同格家々連名の次第、大目附以上は寄合に仰付られの事）

一八二三 （小番）

一八二四

御姓名（氏）

の1 正徳四年正月（源姓由緒、光久以前庶流は藤原姓の事）

旧記雑録追録三（三二一）

の2 （島津称号・松平称号由緒）

一八二五 (享保十九年)六月二十五日(島津兵庫庶流へ名字・実名の字仰付られの事)

一八二六 元文二年七月十八日(諱の字拝領)

一八二七 元文四年八月十九日(松平称号拝領)

一八二八 元文五年正月四日(宗信元服)

一八二九 (島津名字御免、落穂集) 「薩陽落穂集」

一八三〇

の1 (藤原氏由緒)

の2 (支族二男家号)

の3 正徳二年六月(久・忠の字実名遠慮)

の4 (支族二男以下諱の字)

一八三一 元文四年八月二十日(代々嫡子松平称号名乗の事)

一八三二 宝永二年十月二十八日(平岡、家号拝領)

姓氏

一八三三 (百姓、庭訓抄)

一八三四 延享元年五月二十二日(種子島織部、北条名字仰付られの事)

一八三五 天明二年二月(片書名字、書下名字に改の事)

一八三六 宝暦十一年十二月(祢寝式部、嫡家小松名字の事)

一八三七 享保九年正月(名字の字改の事)

一八三八 享保九年正月三十日(名字の字改の事)

一八三九 寛永二十年十月五日(敷根氏、島津称号由緒の事)

官名並名遠慮之事

一八四〇 宝永四年七月(国名・官名名付の格定の事、名遠慮定

の事)

一八四一 享保二十年閏三月二十九日(家来下人共、官名に似寄

候名付まじき事)

一八四二 享保二十年四月(名遠慮の事)

一八四三 享保九年二月(寄合以上、官名又は耳立ざる名付の事)

一八四四 旧記雜錄追録三(一六三五)

一八四四 明和九年六月(諸座一旦の寄筆者名替願の事)

一八四五 旧記雜錄追録六(九〇八)

一八四六 安永四年八月(同役中同名は名替の事)

一八四七 正徳三年五月六日(同名新役名替の事)

一八四七 (享保十年)四月七日(新役拝領名の節、古役名替の事)

一八四八 (礼記禮弓下)

一八四九 正徳三年七月二十五日(諱・家号遠慮の事)

一八五〇 享保二十年七月(大目附同名は以後名替に及ばざる事)

一八五一 天明四年七月十日(若年寄以上の名遠慮の事)

一八五二 宝暦五年十一月(遠慮文字定)

一八五三 寛政三年十二月(遠慮文字定)

一八五四 明和四年九月十七日(幕府重職・近国大名・一門の名遠慮の事)

一八五五 明和四年正月二十一日(諸職人受領継目の事)

一八五六 御触書天明集成(二九一六 明和三戌年十一月)

一八五七 享保九年七月(名替申渡の事)

一八五七

の1 (支族二男以下へ名乗の字拝領の事)

の2 天明七年六月(中将様改名(上総介)、改名・名遠慮

には及ばざる事)

一八五八 享和二年十二月(実名の字遠慮)

録目書文

一八五九 寛政九年正月(名・名乗・唱遠慮)

一八六〇 寛政十年九月(名の唱遠慮)

一八六一 享和三年三月二日(最早遠慮に及ばざる名文字通達の事)

一八六二 元文元年十二月(入道号用いざる事)

一八六三 安永三年正月二十一日(名・名乗遠慮の事)

一八六四 戊閏二月二十二日(同役同名名替の事)

一八六五 寛政四年二月(実名遠慮)

一八六六 天明七年三月(中将様改名(上総介)に付、改名・名遠慮申渡の事)

一八六七 享保二十一年五月六日(御二男家も又の字遠慮の事)

一八六八 元文三年十二月(諱の字、仮名にても遠慮の事)

一八六九 寛政三年十二月七日(遠慮文字定)

一八七〇

の1 文化七年十一月九日(船奉行より実名遠慮の文字問合)

の2 十一月十日(記録奉行返答、別紙)

一八七一 文化七年十一月二十七日(誕生女子順定、名遠慮の事)

一八七二 文化十一年二月二十六日(名遠慮)

の3 元文二年三月(島津壮之助、越前島津家名跡相統)

の4 元文四年三月十五日(壮之助私領重宣)

の5 延享元年五月二十六日(島津三次郎、和泉家名跡相統)

の6 延享元年十二月三日(三次郎私領今和泉)

の7 元文二年三月(壮之助家格の事)

一八七四 安永二年五月(御一門登城の節、御門涯下乗の事)

一八七五 (安永二年)五月(先供行列に刀番兩人召列の事)

一八七六 (安永二年)正月二十日(御一門登城の次第)

一八七七 (安永二年)五月(御一門登城・退出)

一八七八 (安永二年)六月二日(登城刀番の事)

一八七九 旧記雑録追録六(一〇五〇の1)

の1 安永十年四月(御一門御目見の節、脇差帯の事)

の2 巳十一月二十三日(御一門登城の節、刀番等の事)

一八八〇 午二月五日(御一門刀番退出の定)

一八八一 巳十一月(御一門刀番通行の定)

一八八二 天明七年七月(登城持道具の事)

一八八三 安永二年十二月二十五日(御一門座順の事)

一八八四 旧記雑録追録六(一一四五)

一八八五 安永二年五月(御発駕当日及び御途中へ参上の節の事)

一八八六 旧記雑録追録六(一〇四五の3)

一八八七 安永二年六月二日(登城刀番の事)(一八七八号文書と同文)

一八八八 旧記雑録追録六(一〇五〇の1)

### 歴代制度 卷之三十一

御一門以下御家中格式名目之次第

御一門

一八七三

の1 正徳元年十月(御一門家筋の事)

の2 (御一門家格の事)

一八八六 元文三年十二月二十八日(殿付・様付の事、進物目録に進上と認むべき事)

家名方

一八八七

の1 正徳元年十月(大身分家筋の事)

の2 (大身分家筋の事)

一八八八 安永二年六月二十九日(大身分登城)

一八八九 天明六年七月二十五日(寄合以上の惣名を大身分と改の事)  
旧記雑録追録六(二三九七)

一八九〇 (大身分格仰付られの事、落穂集) 「薩陽落穂集」

一八九一 正徳二年十月三日(二所持・一所持格定、肝要帳)

一所持同格

一八九二 (一所持家筋の事)

寄合同並

一八九三 (寄合家筋の事)

一八九四 (忠治代寄合座体)

一八九五 天明六年七月(寄合以上の惣名を大身分と改の事)  
(一八八九号文書と同文)  
旧記雑録追録四(二〇〇一)

一八九六 (与頭直触格式、与頭寄合の事)

一八九七 享保三年十一月二十日(御番頭寄合日の事)

一八九八 元文元年十二月二十日(寄合並、御目見の次第)

一八九九 正徳三年三月十五日(組頭・番頭以上の役仰付られ候節、家筋格式の事)

一九〇〇 (寄合に新家仰付られの事、落穂集) 「薩陽落穂集」

一九〇一 (寄合衆と申す事、新安手簡) 「新安手簡」

小番

一九〇二 享保三年四月十一日(小番由緒、御馬廻は小番と書記の事)

一九〇三 天明四年九月(小番家の者、小役人勤の事)

一九〇四 天明六年十一月三日(小番・新番支配の事)  
旧記雑録追録六(二四七九・二四八〇)

一九〇五 (騎馬数・騎馬高御尋の事、寛政上使御答書)

一九〇六 天明八年三月十七日(馬稽古申渡の事)

一九〇七 享保二年(一代小番の事)

一九〇八 (御馬廻の事、落穂集) 「薩陽落穂集」

新番

一九〇九 (小番由緒)

の1 元文二年七月六日(新番詰所の事)

の2 (朱書)

一九一〇 享保十三年二月十五日(代々新番家筋)

一九一一 (新番の事、落穂集) 「薩陽落穂集」  
御小姓与 大番

一九一二

の1 (御小姓与・小十人・郷土まで大番格)

の2 建武二年二月晦日(内裏大番交名)

の3 (大番・小番由来)

一九一三 寛保二年七月(鹿兒島土、城下土と唱の事)

一九一四 天明四年六月(城下土、大番と唱の事)

一九一五 天明四年九月(諸士・大番・小番・新番の唱、是まで)

の通り)

一九二七 天明五年五月二日(大番格式、上下着用・手鍵の事)

一九二八 (六与御小姓与人体・家部、文化四年改)

一九二九 天明七年七月(御小姓与の二男以下別立、五十石以下は小十人組)

小十人組

一九二〇 天明七年七月十二日(小十人組新設)

一九二一 天明七年七月十二日(御小姓与の二男以下別立、五十石以下は小十人組)(一九一九号文書と同文)

一九二二 天明七年七月十二日(養子の定)

一九二三 天明七年七月(小十人頭、役格・賄料)

郷士

一九二四 の1 天明七年正月(郷士の事)

の2 (衆中の事)

一九二五 の1 享保五年五月(附郷士)

の2 (正徳三年辰(ママ)五月、附衆中新規取立禁止の事)

一九二六 享保十年三月(衆中、浦人成願出の事)

一九二七 享保二十年七月九日(外城衆中・座付士、高下の次第)

与力

一九二八 の1 (座付士、与力と改の事)

の2 享保四年十一月十一日(御赦免士、座付士と改の事)

一九二九 安永九年七月二十七日(諸座付、与力と改の事)

一九三〇 安永八年四月十六日(奥附士、広敷付与力と改の事)

一九三一 天明六年閏十月(御赦免者と唱・書付に致すまじき事)

一九三二 天明七年七月十三日(与力、御小姓与より除候事)

一九三三 天明六年八月九日(諸座付の者、名札・帳付へ片書記の事他)

一九三四 享保三年二月二十二日(諸座付赦免の法定の事)

一九三五 西六月十六日(諸座付の者、永代年季奉公・縁与の届出の事)

一九三六 (納戸奉行以下支配の与力同心・座付名記の事)

の1 天明六年八月(役名支配何某と記の事)

の2 天明七年三月(広敷用人支配は誰支配与力同心何某と記の事)

一九三七 の1 天明七年七月(与力、御小姓与より除候事)(一九三二号文書と同文)

の2 天明七年七月十三日(両船手与力、以来与力同様の事)

一九三八 (惣出仕・御祝儀事などの節の事)

一九三九 享保十一年二月二十七日(兵具所付士、養子の事)

一九四〇 足輕

の1 安永九年七月(足輕の事、同心)

の2 (延宝四年御証文留、御道具衆の事)

一九四一 寛政四年十二月(足輕・同心、唱替の事)

一九四二 安永八年四月十六日(奥付足輕の事、広敷付足輕)

一九四三 安永九年七月(足輕の事、同心)

一九四四 天明四年三月(使同心の事、触番)

一九四五 天明五年八月十九日(与力同心、一紙に認め様の事)

- 一九四六 天明五年十月(御鷹方・御鳥方定勤の与力・同心)
- 一九四七 安永八年七月(兵具付足輕他、上下着用の定)
- 一九四八 安永八年八月(広敷付足輕・御殿中間、着服の定)
- 一九四九 安永七年五月(中宿の御納戸付士・小者どもへ仰渡の事)

諸家屋敷並役々

- 一九五〇 元文二年四月(垂水・加治木・花岡・庄内・仮屋を何某屋敷、仮屋守を留守居と改の事)
- 一九五一 正徳元年十月三日(典厩仮屋、佐土原仮屋と書改の事)
- 一九五二 天明六年十二月(上下着用定)
- 一九五三 享保九年四月(諸人用頼の事)

の1 の2 (本文に付、仰渡)

- 一九五四 天明五年十二月(諸家留守居、諸役所へ直通禁止の事)
- 一九五五 享保十年十一月(花岡仮屋守の事)
- 一九五六 元文五年五月七日(島津左衛門家中、中抑の事)
- 一九五七 享保九年閏四月二十日(島津玄蕃へ家来へ肩衣着致させざる様申渡の事)

諸家家中士

- 一九五八 (一門四家家中士、札改条目)
- 一九五九 (内女・仕女の事)
- 一九六〇 宝永五年七月(家来の者抱えの事、札改条目)
- 一九六一 (人家来・下人等、浦人成願出の事、御船手御規模)
- 一九六二 天明七年九月三日(陪臣の家来、唱の事)
- 一九六三 元文二年四月十五日(島津玄蕃家来へ御目見仰付られの事)

- 一九六四 寛保二年十一月二十三日(諸家家来へ様・殿の字付の事)
- 一九六五 (落穂集) 「薩陽落穂集」

歴代制度 卷之三十一

輕キ者苗字並帯刀

- 一九六六 天明五年正月二十三日(肩書名字、書下に改の事)
- 一九六七 天明三年四月(七島・三島 名字の事)
- 一九六八 明和七年五月二十七日(町人刀・脇差禁止の事)
- 一九六九 (梶山在番所、足輕代へ名字付の事)
- 一九七〇 寅十二月十二日(加治木町年行司、退役後名字の事)

の1 の2 明和八年卯正月十三日(勝手方申渡)

- 一九七一 (天明七寅年(ママ)、一代名字免許、札改条目)
- 一九七二 天明五年十二月(一代名字免許)
- 一九七三 天明七年八月二十七日(一代鹿兒島町人仰付られの事)
- 一九七四 天明六年正月(名字付免許・鹿兒島町人同前仰付られの事)

- 一九七五 天明六年正月(代々名字付・一世帯刀免許の事)
- 一九七六 天明六年正月(代々嫡子まで名字付免許・鹿兒島町人仰付られの事)

- 一九七七 天明六年正月(一世名字付免許)
- 一九七八 寛政九年(十)二月(一代下町年寄格仰付られの事)
- 一九七九 寛政六年二月(代々名字付免許)
- 一九八〇 宝曆八年三月二十日(部当・弁指、名字付・鐔入脇差)

- の事、濱之市年行司届)
- 一九八一 宝曆八年三月十四日(部当・弁指、名字付・鏝入脇差の事、(志布志力) 嘜届)
- 一九八二 宝曆八年三月十八日(部当・弁指、名字付・鏝入脇差の事、内之浦嘜届)
- 一九八三  
の1 宝曆六年正月四日(申良柏原弁指・年行司より片書名字付願出の事、船奉行届)
- の2 二月三日(勝手方申渡)
- 一九八四  
の1 (加治木年行司、書下名字願出の事)
- の2 宝曆十一年二月二十四日(勝手方申渡)
- 一九八五 天明元年十月(脇差帯免許願出の事、志布志嘜より)
- 一九八六 宝曆八年五月二十九日(志布志町人へ片書名字免許の事)
- 一九八七 (大島・喜界島与人へ郷土格・名字免許の事)
- 一九八八 三月十一日(通事稽古の喜界島与人へ二代外城衆中格・名字仰付られの事他、喜界島帳留)
- 一九八九 天和三年三月六日(坊主衆・役者・大工ら、刀さしの事、平山勘兵衛日帳)
- 一九九〇 天和三年二月二十三日(猿楽・絵師らへ刀無用の事他)  
令条記卷三十(四〇〇) 天和三年二月二十六日)
- 医家
- 一九九一 元文六年二月十九日(医師長座致させざる事)
- 一九九二 安永七年閏七月(医師親疎無く見廻方致す事)
- 一九九三 元文四年三月(忌中にてても療治見廻苦しからざる事)
- 一九九四 天明五年二月二十九日(医師帯刀の事)
- 一九九五 天明六年十月二十日(奥医師座順の事)
- 一九九六 安永二年五月(土医師刀大小帯の事)  
旧記雜録追録六(一〇四五の2)
- 一九九七 安永二年五月(土医師、刀大小帯は城下士ばかりの事)
- 一九九八 享保十一年七月(鹿児島士は医師、座付士・外城衆中は寄番医師と唱の事)
- 一九九九 安永四年八月(表・奥寄番医師勤めの外城衆中、御祝儀申上の事)
- 二〇〇〇 (安永四年) 九月九日(表寄番医師は帳付までの事)
- 二〇〇一 明和八年八月二十四日(奥医師・表医師、昼夜番の事)
- 二〇〇二 延享二年閏十二月十三日(屋久島・口之永良部島中より医師雇下の願)
- 二〇〇三 明和五年十二月二十五日(島方へ頼越候医師御暇願の事)
- 二〇〇四 安永七年五月十一日(医道稽古のため与方暇申出の事)
- 二〇〇五 寛政四年九月(合業商売の事)
- 二〇〇六 (渡海大島附役、自分抱え療医召列の事)
- 七島郡司・横目、三島座敷横目
- 二〇〇七 延享四年九月十一日(七島郡司名字・帯刀の事)
- 二〇〇八 享保三年閏十月(琉球冠船の節、七島郡司名代の事)
- 二〇〇九 明和元年三月十二日(七島郡司・浦役兼役横目、名字の事)
- 二〇一〇 延享四年九月十日(御家督・御隠居に付、七島郡司より御祝儀・進上物の事)
- 二〇一一 天明三年四月(七島・三島横目へ書下名字の事)

- 二〇二二 安永二年八月二十六日(道之島与人・七島郡司御目見の事)
- 二〇二三 明和八年九月七日(七島郡司御目見の事)
- 二〇二四 明和七年八月(七島由緒)
- 二〇一五
  - の1 天明二年六月十五日(茂姫様御祝儀に付、七島・三島より進上物の事)
  - の2 七月(家老申渡)
  - の3 七月(七島郡司進上目録)
- 二〇二六 天明二年八月二十二日(七島郡司・三島庄屋ら格式の事)
- 二〇二七 天明六年七月三日(黒島社家、名字付願)
- 二〇二八 延享元年十月(七島郡司身分の事)
- 二〇二九 正徳六年(黒島横目へ書下名字免許の事)
- 二〇三〇 享保三年八月二十五日(七島諏訪ノ瀬郡司、支配船奉行同名に付名替願出の事)
- 二〇三一 享保十五年(七島郡司、御出座の序御目見願出の事)
- 二〇三二 享保九年九月(七島郡司の内五島の郡司へ通掛御目見仰付られの事)
- 二〇三三 享保十五年八月(年貢上納の七島郡司、年頭他御祝儀申上の事)
- 二〇三四 享保十六年九月(七島郡司、御目見は表方へ願出の事)
- 二〇三五 元文二年十月十六日(七島郡司より益之助様中剃・名替の御祝儀申上の事)
- 二〇二六 延享四年十月(七島郡司、御逝去御機嫌伺の事)
- 二〇二七 宝暦四年四月十八日(硫黄島熊野権現社頭取御目見の

- 願)
- 二〇二八 (宝暦六年亥(ママ)八月二十二日、御祝儀の事)
- 二〇二九 (宝暦六年亥(ママ)九月十五日、家督に付、御祝儀の事)
- 二〇三〇 宝暦十三年七月五日(七島郡司御祝儀に付、用人より糺方の事)
- 二〇三一 未九月二十一日(五島郡司御目見の事)
- 二〇三二 宝暦十三(十四カ)年閏十二月朔日(進上物・目録の事)
- 二〇三三
  - の1 宝暦三年九月二十五日(口之島郡司病死代役願出の事)
  - の2 十月五日(勝手方申渡)
- 二〇三四 西十月九日(中之島郡司名替願)
- 二〇三五 (宝暦三年)十月八日(口之島郡司浦役兼役仰付られの事)
- 二〇三六 宝暦五年八月七日(太守逝去、七島郡司御機嫌伺の事)
- 百姓
  - 二〇三七 (庭訓抄)
  - 二〇三八 (明和七年)五月二十五日(馬牽の者身分不相応脇指禁止の事)
  - 二〇三九
    - の1 明和七年十月(百姓徒党禁止の事)
    - の2 御触書天明集成(三〇一九 明和七寅年四月)
- 二〇四〇 明和六年二月二十一日(上方筋百姓強訴取鎮召捕の事)
- 御触書天明集成(三〇四一 明和六丑年正月)



二〇四一 旧記雜錄追録六(五五六の2)

明和六年四月朔日(諸国百姓願の筋に付徒党の者へ仕置の事)

御触書天明集成(三〇四二 明和六五年二月)

二〇四二 (明和六年)四月(公儀仰渡に付、隣国強訴の取沙汰は早々申出の事)

二〇四三 (明和六年)四月(遠国百姓徒党・強訴の節は最寄領主より人数を出す事)

御触書天明集成(三〇四三 明和六五年二月)

二〇四四 旧記雜錄追録六(五五六の3 明和六年丑二月)

二〇四五 明和八年八月二十八日(子殺し禁制の事)

二〇四六 寛政元年閏六月二十四日(飢肥領にて強訴風聞の事)

二〇四七 貞享四年五月(質地年貢の事、田畑永代売買禁制の事)

二〇四八 安永八年六月(百姓脇差帶禁止の事)

の1 安永六年五月(在方村々より奉公出、耕作差支え無き様人数札の事)

の2 御触書天明集成(三〇一四 安永六酉年五月)

二〇四九 (何方の支配にも付かざる者は百姓の事、札改条目)

門屋敷名頭名子

二〇五〇 (門屋敷・名頭・名子の事)

二〇五一 寛政十二年(百姓家分の事他、札改条目)

二〇五二 享保十年十月六日(門支配替の事)

二〇五三 (浦浜町屋敷所持の者、名頭と唱の事)

二〇五四 (鹿児島町人名頭名字付御免の事他、札改条目)

御船手附

二〇五五 (船手付人数、文化元年改)

二〇五六 (船手惣人数与力以下、文化元年改)

二〇五七 享保五年正月二十二日(百姓成御免の事)

二〇五八 (宝永三年四月十九日(船手付の者永代暇の事、船奉行より願出)

の1 戊五月二日(勝手方申渡)

の2 正徳三年十月二十七日(定水主袴着用禁止の事)

の1 享保十年十月三十日(諸事御用の節、定水主袴着用、船奉行より尋の事)

の2 (享保十年)十一月二日(勝手方申渡)

の3 正徳三年五月六日(百姓と縁組禁止の事)

二〇六〇 元禄十一年九月(百姓と縁組禁止の事)

二〇六一 元禄十二年三月二十七日(諸家中・御小者・御中間・足輕へ互の縁組免許の事)

二〇六二 万治二年正月二十七日(定水主鹿児島中歩行、刀指は禁止)

二〇六三 (船頭は名字付、定水主は無名字の事他、札改条目)

二〇六四 (船手付手札の女縁組の事、御船手御規模)

二〇六五 元文三年四月二十九日(宗門手札改に付、船手付の者除証文の事)

二〇六七 (延宝五年十月六日(定水主、在郷の女と縁組の事、寛



二〇九四 (寺門前は無名字の事、札改条目)

二〇九五 寛政十二年七月(入縁組免許、札改条目)

二〇九六 天明六年七月(縁組免許、札改条目)

二〇九七

の1 (宝曆十三年)十二月五日(門前地免許の願)

の2 十二月九日(寺社奉行申出)

の3 (宝曆十四年)二月二十日(申渡の事)

二〇九八

の1 享保十四年六月十一日(南泉院門前に水主役仰付られ  
の事)

の2 七月十六日(寺社奉行申出)

の3 七月十八日(申渡の事)

二〇九九 (落穂集) 「蘆陽落穂集」

綱差

二二〇〇 寛政七年四月(札改条目)

平家座頭地神盲僧

二二〇一 (札改条目)

二二〇二

の1 安永五年十一月(琴三味線・針治導引渡世の盲人、檢  
校の支配たるべき事)

御触書天明集成(三一九一)

の2 西正月五日(家老申渡)

二二〇三 (座頭官位の事、前々太平記)

二二〇四

の1 文化十年三月(盲人支配、人別改の事)

御触書天保集成(五五二二) 文化十四年三月)

の2 五月二日(家老申渡)

二二〇五 寛文十二年七月十一日(座頭配當場作法に付、檢校十  
老対談の上、定の条々)

令条記卷二十六(三三五)

慶賀穢多行脚者

慶賀穢多行脚者

二二〇六 寛政十二年八月(慶賀・穢多・行脚手札横印の事他、  
札改条目)

二二〇七 天明四年七月二十七日(慶賀・穢多村へ縁組の事、死  
苦は穢多と唱の事)

二二〇八

の1 安永七年十月(穢多・非人の不法取締の事)

二二〇九

の1 御触書天明集成(三〇六五) 安永七戌年十月)

の2 安永七年十一月二十一日(家老申渡)

陰陽巫祝

二二〇九

の1 寛政三年四月(陰陽道職業輩は土御門家支配たるべき  
事)

御触書天保集成(五五二五) 寛政三戌年四月)

の2

寛政三年五月十八日(家老申渡)

御能役者

二二一〇 天明七年七月(御能役者格式・身分定)

